

# 第6回

## 熊本市・富合町合併協議会



と き 平成19年7月30日（月）

午後2時30分～

ところ KKRホテル熊本 2階 城彩

## 目 次

### 〔報 告〕

議員専門部会からの報告 .....	3
-------------------	---

### 〔協 議〕

#### (前回提案分)

協議第19号 町名・字名の取扱いについて .....	9
協議第21号 国民健康保険事業の取扱いについて(その1)(その2) ..	19
協議第23号 行政連絡機構の取扱いについて .....	27
協議第24号 電算システムの取扱いについて .....	33
協議第29号 窓口業務の取扱いについて .....	51
協議第30号 保健衛生事業の取扱いについて(その3) .....	57
協議第34号 農林水産関係事業の取扱いについて (その2-1)(その3) .....	67
協議第35号 商工・観光関係事業の取扱いについて(その3) .....	77
協議第37号 都市計画の取扱いについて(その1) .....	81
協議第38号 下水道事業の取扱いについて .....	85
協議第39号 上水道事業の取扱いについて .....	93
協議第40号 教育関係事業の取扱いについて(その3) .....	99
協議第42号 その他の事業の取扱いについて(その2) .....	125

#### (今回提案分)

協議第7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて .....	133
協議第27号 消防防災の取扱いについて(その2) .....	139
協議第31号 各種福祉制度の取扱いについて(その3) .....	145
協議第32号 清掃事業の取扱いについて(その1) .....	153
協議第34号 農林水産関係事業の取扱いについて(その4) .....	159
協議第37号 都市計画の取扱いについて(その2) .....	167
協議第17号 公共的団体等の取扱いについて .....	171
協議第18号 補助金・交付金等の取扱いについて .....	175

# [ 報 告 ]



平成19年7月20日

熊本市・富合町合併協議会  
会長 幸山政史様

熊本市・富合町合併協議会議員専門部会  
部会長 嶋田幾雄

議員専門部会における審議の経過及び結果について

このことについて、熊本市・富合町合併協議会専門部会設置規程第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

## 第4回議員専門部会報告書

開催日時 平成19年7月20日（金）  
午前10時00分～午前11時00分  
開催場所 富合町役場3階 会議室  
出席委員 20名出席

### 1. 審議の状況について

第4回熊本市・富合町合併協議会議員専門部会では、付託を受けた事項のうち、協議第7号及び協議第6号について次のとおり審議された。

#### (1) 協議第7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

「農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、平成23年7月までそれぞれの区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。

平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編する。」

挙手多数により承認されましたが、7月25日に富合町農業委員会総会が開催されますので、その場での再確認を条件とした承認となりました。

#### (2) 協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

富合町議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、編入合併の場合の取扱いとして次の「5案」の提案がありました。

次回承認項目とし、それまでに各委員が検討を行うこととしました。

(案)

- 1 市町村の合併の特例等に関する法律（以下「法」という。）第8条及び第9条の規定は適用しない。
- 2 法第8条第2項の規定（定数特例）を適用する。
- 3 法第8条第2項の規定（定数特例）を適用する。また、合併後最初に行われる一般選挙においては、法第8条第5項の規定（定数特例）を適用する。
- 4 法第9条第1項第2号の規定（在任特例）を適用する。
- 5 法第9条第1項第2号の規定（在任特例）を適用する。また、合併後最初に行われる一般選挙においては、法第9条第3項の規定（定数特例）を適用する。

議員専門部会で審議する事項の進捗状況

協議項目		審議	承認
協議第1号	合併の方式	第1回	第1回
協議第2号	合併の期日		
協議第3号	新市の名称	第1回	第1回
協議第4号	新市の事務所の位置	第1回	第1回
協議第5号	財産及び債務の取扱い	第2回	第2回
協議第6号	議会の議員の定数及び任期の取扱い	第4回	
協議第7号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第4回	第4回
協議第8号	地域自治組織等の取扱い（その1）	第3回	第3回
協議第11号	合併市町村基本計画	第3回	
協議第15号	一部事務組合等の取扱い		





(前回提案分)



## 協議第19号

### 町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

### 町名・字名の取扱いについて

- 1 熊本市の区域内の町名については、現行どおりとする。
- 2 富合町の区域については、「下益城郡富合町」を「熊本市富合町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧 (町名・字名)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
19		町名・字名の取扱い				
	1	町名・字名の取扱い	市民生活部会	第5回		

協議項目	19 町名・字名の取扱い	小項目名	1 町名・字名の取扱い
調整方針	熊本市の区域内の町名については、現行どおりとする 富合町の区域については、「下益城郡富合町」を「熊本市富合町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する		

調査	現況		調整の具体的内容																																												
	熊本市	富合町																																													
市町名	熊本市（町名） 別添のとおり	富合町（大字） <table border="1"> <thead> <tr> <th>大字名</th> <th>フリガナ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>榎津</td><td>エノキヅ</td></tr> <tr><td>大町</td><td>オオマチ</td></tr> <tr><td>御船手</td><td>オフナテ</td></tr> <tr><td>碓江</td><td>カキノエ</td></tr> <tr><td>上杉</td><td>カミスギ</td></tr> <tr><td>清藤</td><td>キヨフジ</td></tr> <tr><td>木原</td><td>キワラ</td></tr> <tr><td>小岩瀬</td><td>コイワセ</td></tr> <tr><td>莎崎</td><td>コウザキ</td></tr> <tr><td>古閑</td><td>コガ</td></tr> <tr><td>国町</td><td>コクチヨウ</td></tr> <tr><td>菰江</td><td>コモノエ</td></tr> <tr><td>志々水</td><td>シジミズ</td></tr> <tr><td>釈迦堂</td><td>シヤカドウ</td></tr> <tr><td>新</td><td>シン</td></tr> <tr><td>杉島</td><td>スギジマ</td></tr> <tr><td>田尻</td><td>タノシリ</td></tr> <tr><td>西田尻</td><td>ニシタノシリ</td></tr> <tr><td>平原</td><td>ヒラバル</td></tr> <tr><td>廻江</td><td>マイノエ</td></tr> <tr><td>南田尻</td><td>ミナミタノシリ</td></tr> </tbody> </table>	大字名	フリガナ	榎津	エノキヅ	大町	オオマチ	御船手	オフナテ	碓江	カキノエ	上杉	カミスギ	清藤	キヨフジ	木原	キワラ	小岩瀬	コイワセ	莎崎	コウザキ	古閑	コガ	国町	コクチヨウ	菰江	コモノエ	志々水	シジミズ	釈迦堂	シヤカドウ	新	シン	杉島	スギジマ	田尻	タノシリ	西田尻	ニシタノシリ	平原	ヒラバル	廻江	マイノエ	南田尻	ミナミタノシリ	熊本市の区域内の町名については、現行どおりとする。 富合町の区域については、「熊本市富合町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。  例： 下益城郡富合町大字榎津〇〇番地△ ↓ 熊本市富合町榎津〇〇番地△
大字名	フリガナ																																														
榎津	エノキヅ																																														
大町	オオマチ																																														
御船手	オフナテ																																														
碓江	カキノエ																																														
上杉	カミスギ																																														
清藤	キヨフジ																																														
木原	キワラ																																														
小岩瀬	コイワセ																																														
莎崎	コウザキ																																														
古閑	コガ																																														
国町	コクチヨウ																																														
菰江	コモノエ																																														
志々水	シジミズ																																														
釈迦堂	シヤカドウ																																														
新	シン																																														
杉島	スギジマ																																														
田尻	タノシリ																																														
西田尻	ニシタノシリ																																														
平原	ヒラバル																																														
廻江	マイノエ																																														
南田尻	ミナミタノシリ																																														
市町別内容																																															

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ	
ア	会富町	アイドミマチ	
	秋津一丁目	アキツ 一ちょうメ	
	秋津二丁目	アキツ ニちょうメ	
	秋津三丁目	アキツ ミちょうメ	
	秋津新町	アキツシンマチ	
	秋津町秋田	アキツマチアキタ	
	秋津町沼山津	アキツマチヌヤマヅ	
	麻生田一丁目	アソウダ 一ちょうメ	
	麻生田二丁目	アソウダ ニちょうメ	
	麻生田三丁目	アソウダ ミちょうメ	
	麻生田四丁目	アソウダ ヨちょうメ	
	麻生田五丁目	アソウダ イちょうメ	
	荒尾町	アラオマチ	
	荒尾一丁目	アラオ 一ちょうメ	
	荒尾二丁目	アラオ ニちょうメ	
	荒尾三丁目	アラオ ミちょうメ	
	改寄町	アラキマチ	
安政町	アンセイマチ		
イ	井川淵町	イガワブチマチ	
	池亀町	イケガメマチ	
	池田一丁目	イケダ 一ちょうメ	
	池田二丁目	イケダ ニちょうメ	
	池田三丁目	イケダ ミちょうメ	
	池田四丁目	イケダ ヨちょうメ	
	池上町	イケノウエマチ	
	石原一丁目	イシワラ 一ちょうメ	
	石原二丁目	イシワラ ニちょうメ	
	石原三丁目	イシワラ ミちょうメ	
	石原町	イシワラマチ	
	和泉町	イズミマチ	
	出水一丁目	イズミ 一ちょうメ	
	出水二丁目	イズミ ニちょうメ	
	出水三丁目	イズミ ミちょうメ	
	出水四丁目	イズミ ヨちょうメ	
	出水五丁目	イズミ イちょうメ	
	出水六丁目	イズミ ロちょうメ	
	出水七丁目	イズミ セちょうメ	
	出水八丁目	イズミ ハちょうメ	
	板屋町	イタヤマチ	
	出仲間一丁目	イデナカマ 一ちょうメ	
	出仲間二丁目	イデナカマ ニちょうメ	
	出仲間三丁目	イデナカマ ミちょうメ	
	出仲間四丁目	イデナカマ ヨちょうメ	
	出仲間五丁目	イデナカマ イちょうメ	
	出仲間六丁目	イデナカマ ロちょうメ	
	出仲間七丁目	イデナカマ セちょうメ	
	出仲間八丁目	イデナカマ ハちょうメ	
	出仲間九丁目	イデナカマ トちょうメ	
	今町	イママチ	
	ウ	魚屋町一丁目	ウオヤマチ 一ちょうメ
		魚屋町二丁目	ウオヤマチ ニちょうメ
魚屋町三丁目		ウオヤマチ ミちょうメ	
兎谷一丁目		ウサギダニ 一ちょうメ	
兎谷二丁目		ウサギダニ ニちょうメ	
兎谷三丁目		ウサギダニ ミちょうメ	
海路口町		ウジグチマチ	
薄場町		ウスバマチ	

	町名	フリガナ
ウ	薄場一丁目	ウスバ 一ちょうメ
	薄場二丁目	ウスバ ニちょうメ
	薄場三丁目	ウスバ ミちょうメ
	打越町	ウチゴシマチ
	内田町	ウチダマチ
	内坪井町	ウチツボイマチ
	エ	江越一丁目
江越二丁目		エゴエ ニちょうメ
画図東一丁目		エズヒガシ 一ちょうメ
画図東二丁目		エズヒガシ ニちょうメ
画図町大字上無田		エズマチオオアザカミムタ
画図町大字重富		エズマチオオアザシゲドミ
画図町大字下無田		エズマチオオアザシモムタ
画図町大字下江津		エズマチオオアザシモエヅ
画図町大字所島		エズマチオオアザトコロジマ
江津一丁目		エヅ 一ちょうメ
江津二丁目		エヅ ニちょうメ
江津三丁目		エヅ ミちょうメ
江津四丁目		エヅ ヨちょうメ
榎町	エノキマチ	
オ	大江本町	オオエホンマチ
	大江一丁目	オオエ 一ちょうメ
	大江二丁目	オオエ ニちょうメ
	大江三丁目	オオエ ミちょうメ
	大江四丁目	オオエ ヨちょうメ
	大江五丁目	オオエ イちょうメ
	大江六丁目	オオエ ロちょうメ
	大窪一丁目	オオクボ 一ちょうメ
	大窪二丁目	オオクボ ニちょうメ
	大窪三丁目	オオクボ ミちょうメ
	大窪四丁目	オオクボ ヨちょうメ
	大窪五丁目	オオクボ イちょうメ
	大鳥居町	オオトリイマチ
	岡田町	オカダマチ
	沖新町	オキシマチ
	奥古閑町	オクコガマチ
	小島上町	オシマカミマチ
	小島下町	オシマシモマチ
	小島中町	オシマナカマチ
	尾ノ上一丁目	オノウエ 一ちょうメ
	尾ノ上二丁目	オノウエ ニちょうメ
	尾ノ上三丁目	オノウエ ミちょうメ
	尾ノ上四丁目	オノウエ ヨちょうメ
	帯山一丁目	オビヤマ 一ちょうメ
	帯山二丁目	オビヤマ ニちょうメ
	帯山三丁目	オビヤマ ミちょうメ
	帯山四丁目	オビヤマ ヨちょうメ
	帯山五丁目	オビヤマ イちょうメ
	帯山六丁目	オビヤマ ロちょうメ
	帯山七丁目	オビヤマ セちょうメ
	帯山八丁目	オビヤマ ハちょうメ
	帯山九丁目	オビヤマ トちょうメ
小峯一丁目	オミネ 一ちょうメ	
小峯二丁目	オミネ ニちょうメ	
小峯三丁目	オミネ ミちょうメ	
小峯四丁目	オミネ ヨちょうメ	
小山一丁目	オヤマ一ちょうメ	

## 熊本市町名一覧

	町名	フリガナ
オ	小山二丁目	オヤマニチョウメ
	小山三丁目	オヤマ三チョウメ
	小山四丁目	オヤマ四チョウメ
	小山五丁目	オヤマ五チョウメ
	小山六丁目	オヤマ六チョウメ
	小山七丁目	オヤマ七チョウメ
	小山町	オヤママチ
カ	鹿埴瀬町	カキゼマチ
	梶尾町	カジオマチ
	鍛冶屋町	カジヤマチ
	春日一丁目	カスガ 一チョウメ
	春日二丁目	カスガ 二チョウメ
	春日三丁目	カスガ 三チョウメ
	春日四丁目	カスガ 四チョウメ
	春日五丁目	カスガ 五チョウメ
	春日六丁目	カスガ 六チョウメ
	春日七丁目	カスガ 七チョウメ
	春日八丁目	カスガ 八チョウメ
	鹿子木町	カノコギマチ
	釜尾町	カマオマチ
	上鍛冶屋町	カミカジヤマチ
	上京塚町	カミキョウヅカマチ
	上熊本一丁目	カミクマモト 一チョウメ
	上熊本二丁目	カミクマモト 二チョウメ
	上熊本三丁目	カミクマモト 三チョウメ
	上水前寺一丁目	カミスイゼンジ 一チョウメ
	上水前寺二丁目	カミスイゼンジ 二チョウメ
	上高橋一丁目	カミタカハシ 一チョウメ
	上高橋二丁目	カミタカハシ 二チョウメ
	上代一丁目	カミダイ 一チョウメ
	上代二丁目	カミダイ 二チョウメ
	上代三丁目	カミダイ 三チョウメ
	上代四丁目	カミダイ 四チョウメ
	上代五丁目	カミダイ 五チョウメ
	上代六丁目	カミダイ 六チョウメ
	上代七丁目	カミダイ 七チョウメ
	上代八丁目	カミダイ 八チョウメ
	上代九丁目	カミダイ 九チョウメ
	上代十丁目	カミダイ 十チョウメ
	上通町	カミトオリチョウ
	上南部一丁目	カミナベ 一チョウメ
	上南部二丁目	カミナベ 二チョウメ
	上南部三丁目	カミナベ 三チョウメ
	上南部四丁目	カミナベ 四チョウメ
	上南部町	カミナベマチ
	上ノ郷一丁目	カミノゴウ 一チョウメ
	上ノ郷二丁目	カミノゴウ 二チョウメ
	上林町	カミバヤシマチ
	辛島町	カラシマチョウ
	刈草一丁目	カリクサ 一チョウメ
	刈草二丁目	カリクサ 二チョウメ
	刈草三丁目	カリクサ 三チョウメ
	川口町	カワグチマチ
	川尻一丁目	カワシリ 一チョウメ
	川尻二丁目	カワシリ 二チョウメ
	川尻三丁目	カワシリ 三チョウメ
	川尻四丁目	カワシリ 四チョウメ
川尻五丁目	カワシリ 五チョウメ	

	町名	フリガナ
カ	川尻六丁目	カワシリ 六チョウメ
	河内町大多尾	カワチマチオオタオ
	河内町面木	カワチマチオモノギ
	河内町河内	カワチマチカワチ
	河内町白浜	カワチマチシラハマ
	河内町岳	カワチマチタケ
	河内町東門寺	カワチマチトウモンジ
	河内町野出	カワチマチノイデ
	河内町船津	カワチマチフナツ
	川端町	カワバタマチ
	河原町	カワラマチ
	キ	北迫町
北千反畑町		キタセンダンバタマチ
京塚本町		キョウヅカホンマチ
京町一丁目		キョウマチ 一チョウメ
京町二丁目		キョウマチ 二チョウメ
京町本丁		キョウマチホンチョウ
ク	草葉町	クサバチョウ
	楠一丁目	クスノキ 一チョウメ
	楠二丁目	クスノキ 二チョウメ
	楠三丁目	クスノキ 三チョウメ
	楠四丁目	クスノキ 四チョウメ
	楠五丁目	クスノキ 五チョウメ
	楠六丁目	クスノキ 六チョウメ
	楠七丁目	クスノキ 七チョウメ
	楠八丁目	クスノキ 八チョウメ
	楠野町	クスノマチ
	九品寺一丁目	クホンジ 一チョウメ
	九品寺二丁目	クホンジ 二チョウメ
	九品寺三丁目	クホンジ 三チョウメ
	九品寺四丁目	クホンジ 四チョウメ
	九品寺五丁目	クホンジ 五チョウメ
	九品寺六丁目	クホンジ 六チョウメ
	黒髪一丁目	クロカミ 一チョウメ
	黒髪二丁目	クロカミ 二チョウメ
	黒髪三丁目	クロカミ 三チョウメ
	黒髪四丁目	クロカミ 四チョウメ
	黒髪五丁目	クロカミ 五チョウメ
	黒髪六丁目	クロカミ 六チョウメ
	黒髪七丁目	クロカミ 七チョウメ
	黒髪八丁目	クロカミ 八チョウメ
	黒髪町大字坪井	クロカミマチオオアザツボイ
	神水本町	クワミズホンマチ
	神水一丁目	クワミズ 一チョウメ
神水二丁目	クワミズ 二チョウメ	
ケ	慶徳堀町	ケイトクボリマチ
	健軍本町	ケンゲンホンマチ
	健軍一丁目	ケンゲン 一チョウメ
	健軍二丁目	ケンゲン 二チョウメ
	健軍三丁目	ケンゲン 三チョウメ
	健軍四丁目	ケンゲン 四チョウメ
	健軍五丁目	ケンゲン 五チョウメ
コ	小糸山町	コイトヤママチ
	神園一丁目	コウヅノ 一チョウメ
	神園二丁目	コウヅノ 二チョウメ

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ	
コ	幸田一丁目	コウダ 一丁目	
	幸田二丁目	コウダ 二丁目	
	紺屋阿弥陀寺町	コウヤアマミダジマチ	
	紺屋今町	コウヤイママチ	
	紺屋町一丁目	コウヤマチ 一丁目	
	紺屋町二丁目	コウヤマチ 二丁目	
	紺屋町三丁目	コウヤマチ 三丁目	
	子飼本町	コカイホンマチ	
	国府本町	コクブホンマチ	
	国府一丁目	コクブ 一丁目	
	国府二丁目	コクブ 二丁目	
	国府三丁目	コクブ 三丁目	
	国府四丁目	コクブ 四丁目	
	小沢町	コザワマチ	
	古城町	コジョウマチ	
	壺川一丁目	コセン 一丁目	
	壺川二丁目	コセン 二丁目	
	湖東一丁目	コトウ 一丁目	
	湖東二丁目	コトウ 二丁目	
	湖東三丁目	コトウ 三丁目	
	琴平本町	コトヒラホンマチ	
	琴平一丁目	コトヒラ 一丁目	
	琴平二丁目	コトヒラ 二丁目	
	米屋町一丁目	コメヤマチ 一丁目	
	米屋町二丁目	コメヤマチ 二丁目	
米屋町三丁目	コメヤマチ 三丁目		
ゴ	合志一丁目	ゴウシ 一丁目	
	合志二丁目	ゴウシ 二丁目	
	合志三丁目	ゴウシ 三丁目	
	合志四丁目	ゴウシ 四丁目	
	呉服町一丁目	ゴフクマチ 一丁目	
	呉服町二丁目	ゴフクマチ 二丁目	
	呉服町三丁目	ゴフクマチ 三丁目	
	御領一丁目	ゴリョウ 一丁目	
	御領二丁目	ゴリョウ 二丁目	
	御領三丁目	ゴリョウ 三丁目	
	御領四丁目	ゴリョウ 四丁目	
	御領五丁目	ゴリョウ 五丁目	
	御領六丁目	ゴリョウ 六丁目	
	御領七丁目	ゴリョウ 七丁目	
	御領八丁目	ゴリョウ 八丁目	
	護藤町	ゴンドウマチ	
	サ	細工町一丁目	サイクマチ 一丁目
		細工町二丁目	サイクマチ 二丁目
		細工町三丁目	サイクマチ 三丁目
細工町四丁目		サイクマチ 四丁目	
細工町五丁目		サイクマチ 五丁目	
栄町		サカエマチ	
桜町		サクラマチ	
桜木一丁目		サクラギ 一丁目	
桜木二丁目		サクラギ 二丁目	
桜木三丁目		サクラギ 三丁目	
桜木四丁目		サクラギ 四丁目	
桜木五丁目		サクラギ 五丁目	
桜木六丁目		サクラギ 六丁目	
佐土原一丁目		サドワラ 一丁目	
佐土原二丁目		サドワラ 二丁目	

	町名	フリガナ
サ	佐土原三丁目	サドワラ 三丁目
	三郎一丁目	サブロウ 一丁目
	三郎二丁目	サブロウ 二丁目
シ	島崎一丁目	シマサキ 一丁目
	島崎二丁目	シマサキ 二丁目
	島崎三丁目	シマサキ 三丁目
	島崎四丁目	シマサキ 四丁目
	島崎五丁目	シマサキ 五丁目
	島崎六丁目	シマサキ 六丁目
	島崎七丁目	シマサキ 七丁目
	島町一丁目	シママチ 一丁目
	島町二丁目	シママチ 二丁目
	島町三丁目	シママチ 三丁目
	島町四丁目	シママチ 四丁目
	島町五丁目	シママチ 五丁目
	清水岩倉一丁目	シミズイワクラ 一丁目
	清水岩倉二丁目	シミズイワクラ 二丁目
	清水岩倉三丁目	シミズイワクラ 三丁目
	清水亀井町	シミズカメイマチ
	清水東町	シミズヒガシマチ
	清水本町	シミズホンマチ
	清水町大字打越	シミズマチオオアザウチゴシ
	清水町大字松崎	シミズマチオオアザマツザキ
	清水町大字室園	シミズマチオオアザムロゾノ
	清水新地一丁目	シミズシンチ 一丁目
	清水新地二丁目	シミズシンチ 二丁目
	清水新地三丁目	シミズシンチ 三丁目
	清水新地四丁目	シミズシンチ 四丁目
	清水新地五丁目	シミズシンチ 五丁目
	清水新地六丁目	シミズシンチ 六丁目
	清水新地七丁目	シミズシンチ 七丁目
	清水万石一丁目	シミズマンゴク 一丁目
	清水万石二丁目	シミズマンゴク 二丁目
	清水万石三丁目	シミズマンゴク 三丁目
	清水万石四丁目	シミズマンゴク 四丁目
清水万石五丁目	シミズマンゴク 五丁目	
下江津一丁目	シモエツ 一丁目	
下江津二丁目	シモエツ 二丁目	
下江津三丁目	シモエツ 三丁目	
下江津四丁目	シモエツ 四丁目	
下江津五丁目	シモエツ 五丁目	
下江津六丁目	シモエツ 六丁目	
下江津七丁目	シモエツ 七丁目	
下江津八丁目	シモエツ 八丁目	
下硯川町	シモスズリカワマチ	
下通一丁目	シモトオリ 一丁目	
下通二丁目	シモトオリ 二丁目	
下南部一丁目	シモナベ 一丁目	
下南部二丁目	シモナベ 二丁目	
下南部三丁目	シモナベ 三丁目	
昭和町	ショウワマチ	
白藤一丁目	シラフジ 一丁目	
白藤二丁目	シラフジ 二丁目	
白藤三丁目	シラフジ 三丁目	
白藤四丁目	シラフジ 四丁目	
白藤五丁目	シラフジ 五丁目	
白石町	シロイシマチ	
新大江一丁目	シンオオエ 一丁目	



熊本市町名一覧

	町名	フリガナ	
シ	新大江二丁目	シンオオエ ニチョウメ	
	新大江三丁目	シンオオエ ミチョウメ	
	新鍛冶屋町	シンカジヤマチ	
	新市街	シンシガイ	
	新生一丁目	シンセイ 一チョウメ	
	新生二丁目	シンセイ ニチョウメ	
	新土河原一丁目	シントガワラ 一チョウメ	
	新土河原二丁目	シントガワラ ニチョウメ	
	新南部一丁目	シンナベ 一チョウメ	
	新南部二丁目	シンナベ ニチョウメ	
	新南部三丁目	シンナベ ミチョウメ	
	新南部四丁目	シンナベ ヲチョウメ	
	新南部五丁目	シンナベ ミチョウメ	
	新南部六丁目	シンナベ ヲチョウメ	
	新外一丁目	シンホカ 一チョウメ	
	新外二丁目	シンホカ ニチョウメ	
	新外三丁目	シンホカ ミチョウメ	
	新外四丁目	シンホカ ヲチョウメ	
	新町一丁目	シンマチ 一チョウメ	
	新町二丁目	シンマチ ニチョウメ	
	新町三丁目	シンマチ ミチョウメ	
	新町四丁目	シンマチ ヲチョウメ	
	新港一丁目	シンミナト 一チョウメ	
	新港二丁目	シンミナト ニチョウメ	
	新屋敷一丁目	シンヤシキ 一チョウメ	
	新屋敷二丁目	シンヤシキ ニチョウメ	
新屋敷三丁目	シンヤシキ ミチョウメ		
ジ	十禅寺町	ジュウゼンジマチ	
	十禅寺一丁目	ジュウゼンジ 一チョウメ	
	十禅寺二丁目	ジュウゼンジ ニチョウメ	
	十禅寺三丁目	ジュウゼンジ ミチョウメ	
	城山上代町	ジョウザンカミダイマチ	
	城山大塘一丁目	ジョウザンオオドモ 一チョウメ	
	城山大塘二丁目	ジョウザンオオドモ ニチョウメ	
	城山大塘三丁目	ジョウザンオオドモ ミチョウメ	
	城山大塘四丁目	ジョウザンオオドモ ヲチョウメ	
	城山大塘五丁目	ジョウザンオオドモ ミチョウメ	
	城山大塘六丁目	ジョウザンオオドモ ヲチョウメ	
	城山大塘七丁目	ジョウザンオオドモ ミチョウメ	
	城山下代一丁目	ジョウザンシモダイ 一チョウメ	
	城山下代二丁目	ジョウザンシモダイ ニチョウメ	
	城山下代三丁目	ジョウザンシモダイ ミチョウメ	
	城山下代四丁目	ジョウザンシモダイ ヲチョウメ	
	城山下代五丁目	ジョウザンシモダイ ミチョウメ	
	城山半田一丁目	ジョウザンハンタ 一チョウメ	
	城山半田二丁目	ジョウザンハンタ ニチョウメ	
	城山半田三丁目	ジョウザンハンタ ミチョウメ	
	城山半田四丁目	ジョウザンハンタ ヲチョウメ	
	城山薬師一丁目	ジョウザンヤクシ 一チョウメ	
	城山薬師二丁目	ジョウザンヤクシ ニチョウメ	
	城東町	ジョウトウマチ	
	ス	水源一丁目	スイゲン 一チョウメ
		水源二丁目	スイゲン ニチョウメ
水前寺一丁目		スイゼンジ 一チョウメ	
水前寺二丁目		スイゼンジ ニチョウメ	
水前寺三丁目		スイゼンジ ミチョウメ	
水前寺四丁目		スイゼンジ ヲチョウメ	

	町名	フリガナ
ス	水前寺五丁目	スイゼンジ ミチョウメ
	水前寺六丁目	スイゼンジ ヲチョウメ
	水前寺公園	スイゼンジコウエン
	水道町	スイドウチョウ
	菅原町	スガワラマチ
	硯川町	スズリカワマチ
	砂原町	スナハラマチ
セ	船場町下一丁目	センバマチシモ 一チョウメ
	船場町二丁目	センバマチ ニチョウメ
	船場町三丁目	センバマチ ミチョウメ
	銭塘町	ゼンドモマチ
タ	高橋町一丁目	タカハシマチ 一チョウメ
	高橋町二丁目	タカハシマチ ニチョウメ
	高平一丁目	タカヒラ 一チョウメ
	高平二丁目	タカヒラ ニチョウメ
	高平三丁目	タカヒラ ミチョウメ
	田崎町	タサキマチ
	田崎本町	タサキホンマチ
	田崎一丁目	タサキ 一チョウメ
	田崎二丁目	タサキ ニチョウメ
	田崎三丁目	タサキ ミチョウメ
	龍田一丁目	タツダ 一チョウメ
	龍田二丁目	タツダ ニチョウメ
	龍田三丁目	タツダ ミチョウメ
	龍田四丁目	タツダ ヲチョウメ
	龍田五丁目	タツダ ミチョウメ
	龍田六丁目	タツダ ヲチョウメ
	龍田七丁目	タツダ ミチョウメ
	龍田八丁目	タツダ ヲチョウメ
	龍田九丁目	タツダ ミチョウメ
	龍田陳内一丁目	タツダジンナイ 一チョウメ
	龍田陳内二丁目	タツダジンナイ ニチョウメ
	龍田陳内三丁目	タツダジンナイ ミチョウメ
	龍田陳内四丁目	タツダジンナイ ヲチョウメ
	龍田弓削一丁目	タツダユゲ 一チョウメ
	龍田弓削二丁目	タツダユゲ ニチョウメ
	龍田町弓削	タツダマチユゲ
谷尾崎町	タニオザキマチ	
田迎一丁目	タムカエ 一チョウメ	
田迎二丁目	タムカエ ニチョウメ	
田迎三丁目	タムカエ ミチョウメ	
田迎四丁目	タムカエ ヲチョウメ	
田迎五丁目	タムカエ ミチョウメ	
田迎六丁目	タムカエ ヲチョウメ	
田井島一丁目	タイノシマ 一チョウメ	
田井島二丁目	タイノシマ ニチョウメ	
田井島三丁目	タイノシマ ミチョウメ	
田迎町大字田井島	タムカエマチオオアザタイノシマ	
田迎町大字良町	タムカエマチオオアザヤマチ	
太郎迫町	タロウザコマチ	
段山本町	ダニヤマホンマチ	
チ	近見一丁目	チカミ 一チョウメ
	近見二丁目	チカミ ニチョウメ
	近見三丁目	チカミ ミチョウメ
	近見四丁目	チカミ ヲチョウメ
	近見五丁目	チカミ ミチョウメ

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ	
チ	近見六丁目	チカミ 六ちょうメ	
	近見七丁目	チカミ 七ちょうメ	
	近見八丁目	チカミ 八ちょうメ	
	近見九丁目	チカミ 九ちょうメ	
	近見町	チカミマチ	
	千葉城町	チバジヨウマチ	
	中央街	チュウオウガイ	
ツ	月出一丁目	ツキデ 一ちょうメ	
	月出二丁目	ツキデ 二ちょうメ	
	月出三丁目	ツキデ 三ちょうメ	
	月出四丁目	ツキデ 四ちょうメ	
	月出五丁目	ツキデ 五ちょうメ	
	月出六丁目	ツキデ 六ちょうメ	
	月出七丁目	ツキデ 七ちょうメ	
	月出八丁目	ツキデ 八ちょうメ	
	津浦町	ツノウラマチ	
	坪井一丁目	ツボイ 一ちょうメ	
	坪井二丁目	ツボイ 二ちょうメ	
	坪井三丁目	ツボイ 三ちょうメ	
	坪井四丁目	ツボイ 四ちょうメ	
	坪井五丁目	ツボイ 五ちょうメ	
	坪井六丁目	ツボイ 六ちょうメ	
	鶴羽田町	ツルハダマチ	
	テ	手取本町	テトリホンちょう
		出町	デマチ
	ト	通町	トオリちょう
土河原町		トガワラマチ	
徳王町		トクオウマチ	
戸坂町		トサカマチ	
戸島西一丁目		トシマニシ 一ちょうメ	
戸島西二丁目		トシマニシ 二ちょうメ	
戸島西三丁目		トシマニシ 三ちょうメ	
戸島西四丁目		トシマニシ 四ちょうメ	
戸島西五丁目		トシマニシ 五ちょうメ	
戸島西六丁目		トシマニシ 六ちょうメ	
戸島西七丁目		トシマニシ 七ちょうメ	
戸島本町		トシマホンマチ	
戸島一丁目		トシマ 一ちょうメ	
戸島二丁目		トシマ 二ちょうメ	
戸島三丁目		トシマ 三ちょうメ	
戸島四丁目		トシマ 四ちょうメ	
戸島五丁目		トシマ 五ちょうメ	
戸島六丁目		トシマ 六ちょうメ	
戸島七丁目		トシマ 七ちょうメ	
戸島町		トシママチ	
鳶町一丁目		トビマチ 一ちょうメ	
鳶町二丁目		トビマチ 二ちょうメ	
渡鹿一丁目		トロク 一ちょうメ	
渡鹿二丁目		トロク 二ちょうメ	
渡鹿三丁目		トロク 三ちょうメ	
渡鹿四丁目		トロク 四ちょうメ	
渡鹿五丁目		トロク 五ちょうメ	
渡鹿六丁目		トロク 六ちょうメ	
渡鹿七丁目		トロク 七ちょうメ	
渡鹿八丁目		トロク 八ちょうメ	
渡鹿九丁目		トロク 九ちょうメ	

	町名	フリガナ	
ナ	中江町	ナカエマチ	
	中島町	ナカシママチ	
	中唐人町	ナカトウジンマチ	
	中原町	ナカハラマチ	
	中無田町	ナカムタマチ	
	長嶺西一丁目	ナガミネニシ 一ちょうメ	
	長嶺西二丁目	ナガミネニシ 二ちょうメ	
	長嶺西三丁目	ナガミネニシ 三ちょうメ	
	長嶺東一丁目	ナガミネヒガシ 一ちょうメ	
	長嶺東二丁目	ナガミネヒガシ 二ちょうメ	
	長嶺東三丁目	ナガミネヒガシ 三ちょうメ	
	長嶺東四丁目	ナガミネヒガシ 四ちょうメ	
	長嶺東五丁目	ナガミネヒガシ 五ちょうメ	
	長嶺東六丁目	ナガミネヒガシ 六ちょうメ	
	長嶺東七丁目	ナガミネヒガシ 七ちょうメ	
	長嶺東八丁目	ナガミネヒガシ 八ちょうメ	
	長嶺東九丁目	ナガミネヒガシ 九ちょうメ	
	長嶺南一丁目	ナガミネミナミ 一ちょうメ	
	長嶺南二丁目	ナガミネミナミ 二ちょうメ	
	長嶺南三丁目	ナガミネミナミ 三ちょうメ	
	長嶺南四丁目	ナガミネミナミ 四ちょうメ	
	長嶺南五丁目	ナガミネミナミ 五ちょうメ	
	長嶺南六丁目	ナガミネミナミ 六ちょうメ	
	長嶺南七丁目	ナガミネミナミ 七ちょうメ	
	長嶺南八丁目	ナガミネミナミ 八ちょうメ	
	並建町	ナミタテマチ	
	ニ	西阿弥陀寺町	ニシアミダジマチ
		西梶尾町	ニシカジオマチ
		錦ヶ丘	ニシキガオカ
		西子飼町	ニシコカイマチ
		西唐人町	ニシトウジンマチ
		西原一丁目	ニシバル 一ちょうメ
		西原二丁目	ニシバル 二ちょうメ
		西原三丁目	ニシバル 三ちょうメ
		二の丸	ニノマル
		二本木一丁目	ニホンギ 一ちょうメ
		二本木二丁目	ニホンギ 二ちょうメ
		二本木三丁目	ニホンギ 三ちょうメ
		二本木四丁目	ニホンギ 四ちょうメ
		二本木五丁目	ニホンギ 五ちょうメ
		楡木一丁目	ニレノキ 一ちょうメ
		楡木二丁目	ニレノキ 二ちょうメ
		楡木三丁目	ニレノキ 三ちょうメ
		楡木四丁目	ニレノキ 四ちょうメ
楡木五丁目		ニレノキ 五ちょうメ	
楡木六丁目	ニレノキ 六ちょうメ		
ヌ	沼山津一丁目	ヌヤマツ 一ちょうメ	
	沼山津二丁目	ヌヤマツ 二ちょうメ	
	沼山津三丁目	ヌヤマツ 三ちょうメ	
	沼山津四丁目	ヌヤマツ 四ちょうメ	
ノ	野口町	ノグチマチ	
	野口一丁目	ノグチ 一ちょうメ	
	野口二丁目	ノグチ 二ちょうメ	
	野口三丁目	ノグチ 三ちょうメ	
	野口四丁目	ノグチ 四ちょうメ	
	野田一丁目	ノダ 一ちょうメ	
野田二丁目	ノダ 二ちょうメ		

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ	
ノ	野田三丁目	ノダ 三ちょうメ	
	野中一丁目	ノナカ 一ちょうメ	
	野中二丁目	ノナカ 二ちょうメ	
	野中三丁目	ノナカ 三ちょうメ	
	乗越ヶ丘	ノリコシガオカ	
ハ	萩原町	ハギワラマチ	
	白山一丁目	ハクザン 一ちょうメ	
	白山二丁目	ハクザン 二ちょうメ	
	白山三丁目	ハクザン 三ちょうメ	
	八景水谷一丁目	ハケノミヤ 一ちょうメ	
	八景水谷二丁目	ハケノミヤ 二ちょうメ	
	八景水谷三丁目	ハケノミヤ 三ちょうメ	
	八景水谷四丁目	ハケノミヤ 四ちょうメ	
	畠口町	ハタグチマチ	
	八王寺町	ハチオウジマチ	
	八反田一丁目	ハツタンダ 一ちょうメ	
	八反田二丁目	ハツタンダ 二ちょうメ	
	八反田三丁目	ハツタンダ 三ちょうメ	
	花園一丁目	ハナゾノ 一ちょうメ	
	花園二丁目	ハナゾノ 二ちょうメ	
	花園三丁目	ハナゾノ 三ちょうメ	
	花園四丁目	ハナゾノ 四ちょうメ	
	花園五丁目	ハナゾノ 五ちょうメ	
	花園六丁目	ハナゾノ 六ちょうメ	
	花園七丁目	ハナゾノ 七ちょうメ	
	花立一丁目	ハナタテ 一ちょうメ	
	花立二丁目	ハナタテ 二ちょうメ	
	花立三丁目	ハナタテ 三ちょうメ	
	花立四丁目	ハナタテ 四ちょうメ	
	花立五丁目	ハナタテ 五ちょうメ	
	花立六丁目	ハナタテ 六ちょうメ	
	花畑町	ハナバタちょう	
	八分字町	ハフジマチ	
	浜口町	ハマグチマチ	
	春竹町大字春竹	ハルタケマチオオアザハルタケ	
	ヒ	稗田町	ヒエダマチ
		東町一丁目	ヒガシマチ 一ちょうメ
		東町二丁目	ヒガシマチ 二ちょうメ
東町三丁目		ヒガシマチ 三ちょうメ	
東町四丁目		ヒガシマチ 四ちょうメ	
東阿弥陀寺町		ヒガシアミダジマチ	
東京塚町		ヒガシキョウツカマチ	
東子飼町		ヒガシコカイマチ	
東本町		ヒガシホンマチ	
東野一丁目		ヒガシノ 一ちょうメ	
東野二丁目		ヒガシノ 二ちょうメ	
東野三丁目		ヒガシノ 三ちょうメ	
東野四丁目		ヒガシノ 四ちょうメ	
飛田一丁目		ヒダ 一ちょうメ	
飛田二丁目		ヒダ 二ちょうメ	
飛田三丁目		ヒダ 三ちょうメ	
飛田四丁目		ヒダ 四ちょうメ	
飛田町		ヒダマチ	
日吉一丁目		ヒヨシ 一ちょうメ	
日吉二丁目		ヒヨシ 二ちょうメ	
平田一丁目		ヒラタ 一ちょうメ	
平田二丁目		ヒラタ 二ちょうメ	
平山町		ヒラヤママチ	

	町名	フリガナ	
ヒ	広木町	ヒロギマチ	
	フ	古桶屋町	フルオケヤマチ
		古川町	フルカワマチ
古京町		フルキョウマチ	
古大工町		フルダイクマチ	
ヘ	平成一丁目	ヘイセイ 一ちょうメ	
	平成二丁目	ヘイセイ 二ちょうメ	
	平成三丁目	ヘイセイ 三ちょうメ	
ホ	保田窪本町	ホタクボホンマチ	
	保田窪一丁目	ホタクボ 一ちょうメ	
	保田窪二丁目	ホタクボ 二ちょうメ	
	保田窪三丁目	ホタクボ 三ちょうメ	
	保田窪四丁目	ホタクボ 四ちょうメ	
	保田窪五丁目	ホタクボ 五ちょうメ	
	本荘町	ホンジョウマチ	
	本荘一丁目	ホンジョウ 一ちょうメ	
	本荘二丁目	ホンジョウ 二ちょうメ	
	本荘三丁目	ホンジョウ 三ちょうメ	
	本荘四丁目	ホンジョウ 四ちょうメ	
	本荘五丁目	ホンジョウ 五ちょうメ	
	本荘六丁目	ホンジョウ 六ちょうメ	
	本丸	ホンマル	
マ	孫代町	マゴダイマチ	
	松尾町上松尾	マツオマチカミマツオ	
	松尾町近津	マツオマチチコウヅ	
	松尾町平山	マツオマチヒラヤマ	
	松原町	マツバラマチ	
	馬渡一丁目	マワタリ 一ちょうメ	
	馬渡二丁目	マワタリ 二ちょうメ	
万楽寺町	マンラクジマチ		
ミ	真町	ミツグマチ	
	美登里町	ミドリマチ	
	南町	ミナミマチ	
	南熊本一丁目	ミナミクマモト 一ちょうメ	
	南熊本二丁目	ミナミクマモト 二ちょうメ	
	南熊本三丁目	ミナミクマモト 三ちょうメ	
	南熊本四丁目	ミナミクマモト 四ちょうメ	
	南熊本五丁目	ミナミクマモト 五ちょうメ	
	南千反畑町	ミナミセンダンバタマチ	
	南高江一丁目	ミナミタカエ 一ちょうメ	
	南高江二丁目	ミナミタカエ 二ちょうメ	
	南高江三丁目	ミナミタカエ 三ちょうメ	
	南高江四丁目	ミナミタカエ 四ちょうメ	
	南高江五丁目	ミナミタカエ 五ちょうメ	
	南高江六丁目	ミナミタカエ 六ちょうメ	
	南高江七丁目	ミナミタカエ 七ちょうメ	
	南高江町	ミナミタカエマチ	
	南坪井町	ミナミツボイマチ	
	宮内	ミヤウチ	
	御幸木部一丁目	ミユキキベ 一ちょうメ	
	御幸木部二丁目	ミユキキベ 二ちょうメ	
	御幸木部三丁目	ミユキキベ 三ちょうメ	
	御幸木部町	ミユキキベマチ	
御幸西一丁目	ミユキニシ 一ちょうメ		

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ
ミ	御幸西二丁目	ミユキニシ ニチョウメ
	御幸西三丁目	ミユキニシ 三チョウメ
	御幸西四丁目	ミユキニシ 四チョウメ
	御幸西無田町	ミユキニシムタマチ
	御幸笹田一丁目	ミユキフエダ 一チョウメ
	御幸笹田二丁目	ミユキフエダ 二チョウメ
	御幸笹田三丁目	ミユキフエダ 三チョウメ
	御幸笹田四丁目	ミユキフエダ 四チョウメ
	御幸笹田五丁目	ミユキフエダ 五チョウメ
	御幸笹田六丁目	ミユキフエダ 六チョウメ
	御幸笹田七丁目	ミユキフエダ 七チョウメ
	御幸笹田八丁目	ミユキフエダ 八チョウメ
	御幸笹田町	ミユキフエダマチ
	妙体寺町	ミョウタイジマチ
ム	迎町一丁目	ムカエマチ 一チョウメ
	迎町二丁目	ムカエマチ 二チョウメ
	武蔵ヶ丘一丁目	ムサシガオカ 一チョウメ
	武蔵ヶ丘二丁目	ムサシガオカ 二チョウメ
	武蔵ヶ丘三丁目	ムサシガオカ 三チョウメ
	武蔵ヶ丘四丁目	ムサシガオカ 四チョウメ
	武蔵ヶ丘五丁目	ムサシガオカ 五チョウメ
	武蔵ヶ丘六丁目	ムサシガオカ 六チョウメ
	武蔵ヶ丘七丁目	ムサシガオカ 七チョウメ
	武蔵ヶ丘八丁目	ムサシガオカ 八チョウメ
	武蔵ヶ丘九丁目	ムサシガオカ 九チョウメ
	無田口町	ムタグチマチ
	室園町	ムロゾノマチ
	メ	明德町
モ	元三町	モトミマチ
	元三町一丁目	モトミマチ 一チョウメ
	元三町二丁目	モトミマチ 二チョウメ
	元三町三丁目	モトミマチ 三チョウメ
	元三町四丁目	モトミマチ 四チョウメ
	元三町五丁目	モトミマチ 五チョウメ
	本山町	モトヤママチ
	本山一丁目	モトヤマ 一チョウメ
	本山二丁目	モトヤマ 二チョウメ
	本山三丁目	モトヤマ 三チョウメ
ヤ	薬園町	ヤクエンチヨウ
	八島町	ヤシママチ
	八島一丁目	ヤシマ 一チョウメ
	八島二丁目	ヤシマ 二チョウメ
	八幡一丁目	ヤハタ 一チョウメ
	八幡二丁目	ヤハタ 二チョウメ
	八幡三丁目	ヤハタ 三チョウメ
	八幡四丁目	ヤハタ 四チョウメ
	八幡五丁目	ヤハタ 五チョウメ
	八幡六丁目	ヤハタ 六チョウメ
	八幡七丁目	ヤハタ 七チョウメ
	八幡八丁目	ヤハタ 八チョウメ
	八幡九丁目	ヤハタ 九チョウメ
	八幡十丁目	ヤハタ 十チョウメ
八幡十一丁目	ヤハタ 十一チョウメ	
山崎町	ヤマサキマチ	

	町名	フリガナ
ヤ	山ノ内一丁目	ヤマノウチ 一チョウメ
	山ノ内二丁目	ヤマノウチ 二チョウメ
	山ノ内三丁目	ヤマノウチ 三チョウメ
	山ノ内四丁目	ヤマノウチ 四チョウメ
	山ノ神一丁目	ヤマノカミ 一チョウメ
	山ノ神二丁目	ヤマノカミ 二チョウメ
	山室一丁目	ヤマムロ 一チョウメ
	山室二丁目	ヤマムロ 二チョウメ
	山室三丁目	ヤマムロ 三チョウメ
	山室四丁目	ヤマムロ 四チョウメ
	山室五丁目	ヤマムロ 五チョウメ
	山室六丁目	ヤマムロ 六チョウメ
	良町一丁目	ヤヤマチ 一チョウメ
	良町二丁目	ヤヤマチ 二チョウメ
良町三丁目	ヤヤマチ 三チョウメ	
良町四丁目	ヤヤマチ 四チョウメ	
良町五丁目	ヤヤマチ 五チョウメ	
弥生町	ヤヨイチヨウ	
ユ	弓削町	ユゲマチ
ヨ	横紺屋町	ヨココウヤマチ
	横手一丁目	ヨコテ 一チョウメ
	横手二丁目	ヨコテ 二チョウメ
	横手三丁目	ヨコテ 三チョウメ
	横手四丁目	ヨコテ 四チョウメ
	横手五丁目	ヨコテ 五チョウメ
	吉原町	ヨシワラマチ
	四方寄町	ヨモギマチ
	世安町	ヨヤスマチ
	万町一丁目	ヨロズマチ 一チョウメ
万町二丁目	ヨロズマチ 二チョウメ	
リ	流通団地一丁目	リュウツウダンチ 一チョウメ
	流通団地二丁目	リュウツウダンチ 二チョウメ
	立福寺町	リュウフクジマチ
レ	蓮台寺一丁目	レンダイジ 一チョウメ
	蓮台寺二丁目	レンダイジ 二チョウメ
	蓮台寺三丁目	レンダイジ 三チョウメ
	蓮台寺四丁目	レンダイジ 四チョウメ
	蓮台寺五丁目	レンダイジ 五チョウメ
	練兵町	レンペイチヨウ
ワ	若葉一丁目	ワカバ 一チョウメ
	若葉二丁目	ワカバ 二チョウメ
	若葉三丁目	ワカバ 三チョウメ
	若葉四丁目	ワカバ 四チョウメ
	若葉五丁目	ワカバ 五チョウメ
	若葉六丁目	ワカバ 六チョウメ

国民健康保険事業の取扱いについて（その 1）

国民健康保健事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 6 月 1 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

国民健康保険事業の取扱いについて

- 1 国保料（税）率については、5 年間の負担調整期間を設けることとし、その後熊本市の例により統合する。  
徴収方式及び納期については、合併年度の次年度から熊本市の例により統合する。
- 2 国保健康づくり事業については、合併時に熊本市の例により統合する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧 (国民健康保険事業)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
21		国民健康保険事業の取扱い				
	1	国保料(税)率等	健康福祉部会	第4回	第5回 継続	
	2	国保健康づくり事業	健康福祉部会	第4回	第5回 継続	

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	21 国民健康保険事業の取扱い	小項目名	1 国保料(税)率等
調整方針	国保料(税)率については、5年間の負担調整期間を設けることとし、その後熊本市の例により統合する 徴収方式及び納期については、合併年度の次年度から熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 税率等（平成18年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区分 医療分 介護分</li> <li>・ 所得割 10.4/100 1.9/100</li> <li>・ 資産割 — —</li> <li>・ 均等割 33,450円 13,400円</li> <li>・ 平等割 25,800円 —</li> <li>・ 賦課限度額 56万円 9万円</li> </ul> <p>(H19.3.31) 加入者数 241,273人 (132,203世帯)</p> <p>2. 徴収の方式 「料方式」</p> <p>3. 納期 4月～翌3月 12期</p>	<p>1. 税率等（平成18年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区分 医療分 介護分</li> <li>・ 所得割 9.7/100 1.5/100</li> <li>・ 資産割 — —</li> <li>・ 均等割 27,000円 8,000円</li> <li>・ 平等割 24,000円 2,500円</li> <li>・ 賦課限度額 56万円 9万円</li> </ul> <p>(H19.3.31) 加入者数 3,733人 (1,697世帯)</p> <p>2. 徴収の方式 「税方式」</p> <p>3. 納期 6月～翌3月 10期</p>	<p>税率等については、富合町の被保険者に対し、合併年度の次年度より5年間の負担調整期間を設け、年20%ずつ熊本市の水準に近づけるととする。</p> <p>なお、調整期間内に料率の改定を行なった時は、残りの年数で等分に負担調整割合を算定する。</p> <p>徴収の方式及び納期については、合併年度の次年度から熊本市の例により統合する。</p>

# 熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:健康福祉部会

協議項目	21 国民健康保険事業の取扱い	小項目名	2 国保健康づくり事業
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>1. はり・きゅう・あんま助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施術の回数：1人1日1回、年間80回以内</li> <li>・ 利用証を交付1回の施術において、 1,500円を助成（現物）</li> </ul> <p>※施術者団体（2団体）が取りまとめて市に請求</p> <p>2. その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保ヘルスアップ事業</li> <li>・ 人間ドック助成事業</li> <li>・ 疾病データ分析による健康づくり事業</li> </ul>	<p>1. はり・きゅう・あんま助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1世帯について、年15枚、老人1人当たり10枚追加</li> <li>・ 1回1,000円の助成</li> </ul> <p>※施術者ごとに町に請求</p> <p>2. その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保ヘルスアップ事業</li> </ul>	<p>施術団体との協議を要するが、熊本市の例により統合する。</p>



協議第 2 1 号

国民健康保険事業の取扱いについて（その2）

国民健康保険事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 3 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

国民健康保険事業の取扱いについて

- 1 療養給付支払等基金の取扱いについては、合併特例区設置期間に、ふるさと総合健診、腹部超音波検診等の保健事業の経費に充てるものとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧 (国民健康保険事業)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
21		国民健康保険事業の取扱い				
	1	国保料(税)率等	健康福祉部会	第4回	第5回 継続	
	2	国保健康づくり事業	健康福祉部会	第4回	第5回 継続	
	3	療養給付支払等基金	健康福祉部会	第5回		

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	21 国民健康保険事業の取扱い	小項目名	3 療養給付支払等基金
調整方針	合併特例区設置期間にふるさと総合健診、腹部超音波検診等の保健事業の経費に充てるものとする		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町名	該当なし	基金保有高（17年度末） 74,446,181円 1人当たり基金保有高（17年度末） 19,815円	合併特例区設置期間にふるさと総合健診、腹部超音波検診等の保健事業の経費に充てるものとする。
市町別内容			



協議第 23 号

行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 3 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構の取扱いについては、富合町の合併特例区設置期間の年度内を限度とし、その後、熊本市の例により統合する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧（行政連絡機構）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
23		行政連絡機構の取扱い				
	1	行政区・区長組織等(行政連絡員制度)	市民生活部会	第5回		

協議項目	2 3 行政連絡機構の取扱い	小項目名	1 行政区・区長組織等（行政連絡員制度）
調整方針	富合町の合併特例区設置期間の年度内を限度として現行を維持するものとし、その後、熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>行政事務の一部を取り扱う嘱託員は設置していないが、町内自治会等として届出により市長が認めた団体として、行政事務への協力をお願いしている。</p> <p>名称 町内自治会（727人）                  根拠 町内自治振興補助金交付規則に基づく届出制                  区域 小学校区の一部                  （80校区・727町内自治会）                  任期 各自治会の規約による                  職務内容 自治会による地域づくり活動の推進                  報酬等 無（別途支援制度有）                  行政文書の配布については別途委託契約締結</p> <p>依頼している事務                  ・行政文書等（広報紙含む）の配布 ほか</p> <p>詳細については、別紙比較表参照</p>	<p>行政事務の一部（行政文書の配布、掲示、及び各種周知事項等の周知伝達など）を委嘱している。</p> <p>名称 嘱託員（22人）                  根拠 富合町嘱託員設置規則                  区域 行政区単位（22地区）                  任期 自治組織代表者の期間区長が嘱託員を兼務                  職務内容 行政事務の一部を取り扱う                  報酬等 均等割：315,900円（年額）                  世帯割：2,200円×世帯数                  （算定基準日4月1日）</p> <p>平成16年度決算 13,259千円                  平成17年度決算 12,295千円                  平成18年度予算 11,988千円</p> <p>依頼している事務                  ・行政文書等（広報紙含む）の配布、掲示及び各種通達事項の周知伝達 ほか</p> <p>詳細については、別紙比較表参照</p>	<p>富合町の合併特例区設置期間の年度内を限度として現行制度を維持しながら、その後、熊本市の例により統合する。</p> <p>※広報紙の配布方法についても、同上の取り扱いとする。</p>

行政区・区長組織等の比較

	熊 本 市	富 合 町
名 称	町内自治会 (町内自治会長)	囑託員 (区長が囑託員を兼ねる)
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活安全に関する活動 (交通安全、防犯防火等)</li> <li>・社会福祉に関する活動 (独居老人訪問、給食サービス)</li> <li>・生活環境の整備に関する活動 (町内清掃、害虫駆除、廃品回収等)</li> <li>・親睦活動 (スポーツ大会、あいさつ運動、夏祭り等)</li> <li>・文化活動 (文化祭、バザー、広報誌作成)</li> <li>・各種団体の活動への協力等 (社会福祉協議会、体育協会、 交通安全協会等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活安全に関する活動 (交通安全、防犯防火等)</li> <li>・生活環境の整備に関する活動 (町内清掃、廃品回収等)</li> <li>・親睦活動 (スポーツ大会、夏祭り等)</li> <li>・各種団体の活動への協力等 (社会福祉協議会、体育協会、 交通安全協会等)</li> </ul>
組織の長又は囑託員に依頼する事務	<p>1. 契約により委託している業務</p> <p>①行政文書等(広報紙含む)の配布 (町内自治会長と委託契約を締結)</p> <p>2. 協力を依頼している業務 (手当等なし)</p> <p>①市の各種行事、事業への参加</p> <p>②各種委員推薦 (民生委員、国勢調査委員等)</p> <p>③公共行事への協力(境界立会い等)</p> <p>④ごみ置き場管理、ごみ減量化の推進</p> <p>⑤交通安全運動、防犯運動協力等</p>	<p>1. 囑託員に依頼している業務</p> <p>①行政文書等(広報紙含む)の配布、 掲示及び各種通知事項の周知伝達</p> <p>②行政区域内の情報の把握</p> <p>③災害情報の収集、報告及び資料提供</p> <p>2. 区長に協力を依頼している業務</p> <p>①町の各種行事、事業への参加</p> <p>②各種委員推薦(民生委員等)</p> <p>③公共行事への協力 (境界立会い、転作確認等)</p> <p>④ごみ置き場管理、ごみ減量化の推進</p> <p>⑤交通安全運動、防犯運動協力等</p> <p>⑥里道、水路の管理</p>



	熊 本 市	富 合 町
根 拠	町内自治振興補助金交付規則に基づく届出制	富合町嘱託員設置規則
区 域	7 2 7 町内自治会	2 2 行政区
報 酬	無 (各世帯からの町費の中から会長手当を支給している町内自治会が大部分)	(年額) 均等割 315,900 円 世帯割 2,200 円×世帯数
財政的支援等	<p>自治振興補助金 (自治会運営費の一部として助成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 200 世帯以下 年額 60,000 円</li> <li>・ 201～400 世帯 年額 65,000 円</li> <li>・ 401～800 世帯 年額 70,000 円</li> <li>・ 801 世帯以上 年額 75,000 円</li> </ul> <p>文書配布事務委託料 (町内自治会等と委託契約を締結) 1 世帯 月額 60 円</p> <p>熊本市防犯灯補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4/1 までに設置 2,000 円/1 灯</li> <li>・ 4/2～6/30 までに設置 1,500 円</li> <li>・ 7/1～9/30 までに設置 1,000 円</li> <li>・ 10/1～12/31 までに設置 500 円</li> </ul>	<p>行政区補助金 無</p> <p>文書配布事務委託料 無 (報酬に含む)</p> <p>防犯灯補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電球の交換 10 割補助</li> <li>・ 新設及び修繕 4 割補助</li> <li>・ 電気代 4 割補助</li> </ul> <p>(実施主体：富合町防犯協会)</p>



協議第24号

電算システムの取扱いについて

電算システムの取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

電算システムの取扱いについて

- 1 電算システムの取扱いについては、熊本市のシステムに統合するものとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧（電算システム）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
24		電算システムの取扱い				
	1	基幹系システム	電算部会	第5回		
	2	情報ネットワークシステム	電算部会	第5回		
	3	個別システム	電算部会	第5回		

協議項目	24 電算システムの取扱い	小項目名	1 基幹システム
調整方針	熊本市電算システムに統合する。		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>基幹システム・・・住民基本台帳システム等の住民登録情報を基とした、戸籍、税、福祉、健康福祉等の基本的な住民サービスシステム。業務ごとに独立しているが、氏名、生年月日、住所等の住民情報を基に各事業に則したシステムを構築しているため住民生活に関連性が大きい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務名 総合行政情報システム</li> <li>2 開発業者 富士通(株)</li> <li>3 稼働年月 業務別に昭和61年3月～</li> <li>4 業務内容 H18.4現在 44業務稼働中(別紙稼働業務一覧参照)、汎用コンピュータを中心に業務サーバを組み合わせている</li> <li>5 利用端末数 600台</li> <li>6 接続出先数 33カ所</li> <li>7 斤外ネット ビジネスイサータイプⅡ</li> <li>8 導入形態 JEC(株)レンタル(基幹系機器及びP.Pを一括賃借契約)、単年度契約(H18年度より一部リースに移行中)</li> <li>9 処理方式 独自処理</li> <li>10 保守 ハード: レンタル・リース契約に含む、ソフト: 富士通(株)と一括維持管理契約</li> <li>11 H18年度主な運用経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託料維持管理 136,752千円</li> <li>オペレータ 23,522千円</li> <li>パンチャー 20,553千円</li> <li>・使用料及び賃借料システムレンタル 675,453千円</li> <li>CVCF 装置 12,228 "</li> </ul> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務名 基幹電算システム</li> <li>2 開発業者 (株)日立情報システムズ</li> <li>3 稼働年月 平成17年4月～</li> <li>4 業務内容 H18.4現在 35業務稼働中(別紙稼働業務一覧参照)、クライアント・サーバ方式</li> <li>5 利用端末数 12台</li> <li>6 接続出先数 0カ所</li> <li>7 斤外ネット なし</li> <li>8 導入形態 機器類については、日立キャピタル(株)と5年リース契約</li> <li>9 処理方式 独自処理</li> <li>10 保守 ハード・ソフト等一括保守契約</li> <li>11 H18年度主な運用経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託料ハードウェア保守 756千円</li> <li>ソフトウェア保守 630千円</li> <li>SEサポート 2,520千円</li> <li>パッケージ使用 3,780千円</li> <li>・使用料及び賃借料機器類 13,012千円</li> </ul> </li> </ol>	<p>熊本市のシステムに統合するものとする。</p> <p>住民サービスに影響を及ぼすことのないよう、合併時に統合しなればならないシステムを優先し、統合を進める。住民サービスに大きな影響がなく、改修に時間を要するシステムについては、既存システムを並行運用し合併後に随時統合を進めるものとする。</p> <p>熊本県又は、宇城広域等一部組合で取り扱われている事務(システム)については、各団体と調整するものとする。</p> <p>※基幹システム一覧(別紙1)</p>

## 基幹系システムの統合について(各種業務別)

熊本市		富台町		熊本県、宇城広域等 一部組合取扱いシステム
システム名	業務内容	システム名	業務内容	
住民記録	住民票異動、登録、発行業務	住民記録システム	住民票異動、登録、発行業務	
住基ネットワーク	国機関への情報提供、統計業務	住基ネットワーク	国機関への情報提供、統計業務	
印鑑登録	印鑑登録、証明発行	印鑑登録システム	印鑑登録証明発行	
外国人登録	外国人登録、異動	外国人登録システム	外国人登録、異動	
戸籍情報総合	戸籍登録、異動、発行	戸籍情報システム	戸籍登録、異動、発行	
住居表示証明	住居表示証明書の発行	未導入	-	
行政基本	宛名管理	住登外管理システム	宛名管理	
固定資産税 特別土地保有税 固定資産税家屋評価 固定資産税地図情報 固定資産税異動管理	固定資産税の賦課、異動処理及び証明書の発行。 賦課地の地図情報など賦課情報は収納システムと連携。	固定資産税システム	固定資産税の賦課、異動処理及び証明書の発行。 賦課情報は収納システムと連携。	
市・県民税 市民税課税支援	市・県民税の賦課、異動及び証明書の発行。課税資料のファイリング。賦課情報は収納システムと連携。	個人住民税 税申告受付システム	市・県民税の賦課、異動及び証明書の発行。申告書の受付、税計算システム。賦課情報は収納システムと連携。	
法人市民税	法人住民税の賦課、異動。賦課情報は収納システムと連携。	法人住民税	法人住民税の賦課、異動。賦課情報は収納システムと連携。	
軽自動車税	軽自動車税賦課、異動。賦課情報は収納システムと連携。	軽自動車税システム	軽自動車税賦課、異動。賦課情報は収納システムと連携。	
諸税管理(入湯税・事業所 税たばこ税)	入湯税、事業所税、たばこ税の賦課、異動。賦課情報は収納システムと連携。	未導入	-	
市税基本	税業務の宛名管理システム。	未導入	-	
税務ファイリング	税各業務の資料電子管理。	未導入	-	
税収納管理 市税収滞納支援 諸税収納	固定資産税、軽自動車税、市・県民税、法人市民税、諸税の収納管理、及び滞納管理。各種納税証明書の発行。	収納管理システム 滞納管理システム	固定資産税、軽自動車税、市・県民税、法人市民税、諸税、国民健康保険税、介護保険税の収納管理、及び滞納管理。各種納税証明書の発行。	

熊本市		富合町		熊本県、宇城広域等 一部組合取扱いシステム
システム名	業務内容	システム名	業務内容	
未導入	-	集合3税システム	10期に期割した住民税(普徴)固定資産税、国税を毎月に括り合わせて管理するシステム。各税の更正結果を随時反映する。収納状況については、収納管理システムで行う。	
国民健康保険 老人医療 保険料収納支援システム	国民健康保険、老人医療の資格異動、賦課異動、給付異動、収納異動、納付異動。	国民健康保険(資格)(税)システム 老人医療システム	国民健康保険、老人医療の資格、異動、給付異動、照会、報告・統計、被保険者証の発行、老人医療受給者証、年齢到達者一覧、受給者異動整理簿、保険加入別異動状況、月報、減額認定者一覧、特定疾病者一覧、負担区分別一覧	
介護保険	介護保険料の保険料算出、異動。収納管理は保険料収納支援システムで管理。	宇城広域連合 介護保険システム	被保険者の資格管理、介護保険の適用除外者管理、資格管理機能での登録内容全般照会、認定申請管理、受給者管理、保険料納付管理、給付実績管理	宇城広域連合
老人福祉事務	老人ホーム入所管理 敬老祝品 さくらカード	未導入	-	
貸付統合	住宅建設、高齢保健福祉課、地域保健福祉課、障害保健福祉課の貸付償還	未導入	-	
国民年金	異動処理、照会、拠出照会	国民年金システム	異動処理、照会、受給年金登録 照会	
児童手当	児童手当の認定申請・額改定認定請求、改定届、受給事由消滅、未支払請求、現況届に対する支給、受給者台帳を管理。	児童手当システム	児童手当の認定申請・額改定認定請求、改定届、受給事由消滅、未支払請求、現況届に対する支給、受給者台帳を管理。	
ひとり親医療事務	ひとり親家庭等医療助成の支給、証書の発行、現況届の発行	※未導入	-	熊本県少子化対策課
乳幼児医療	乳幼児医療費助成制度受給資格の取得・変更・喪失及び振込口座の登録。	健康管理システム 乳幼児医療システム	乳幼児医療費助成制度受給資格の取得・変更・喪失及び振込口座の登録。	
母子寡婦福祉資金貸付金	母子寡婦福祉資金の貸付償還管理	※未導入	-	熊本県少子化対策課
障害福祉	障害者手帳、さくらカードの交付等	※未導入	-	(障害者手帳) 熊本県身体障害福祉課
障害者支援費	施設入所、デイサービス等の給付等	未導入	-	
保育所管理	保育所の入所、退所・保育料・収納・運営費管理	保育料システム	保育所の入所、退所・保育料・収納・運営費管理	
生活保護	生活保護に関するケースの情報を登録・管理	※未導入	-	熊本県社会福祉課
下水道水洗化貸付金	下水道水洗化貸付金の貸付償還に関するシステム	未導入	-	
下水道使用料	下水道使用料の賦課、異動処理、収納管理	下水道使用料システム	下水道使用料の賦課、異動処理、収納管理	

熊本市		富合町		熊本県、宇城広域等 一部組合取扱いシステム
システム名	業務内容	システム名	業務内容	
下水道受益者負担金	下水道受益者負担金の賦課、異動処理、収納管理	下水道受益者負担金システム	下水道受益者負担金の賦課、異動処理、収納管理	
市営住宅管理	異動処理、照会、駐車場、異動処理、駐車場照会、新家賃管理	住宅使用料システム	異動処理、照会、家賃管理	
土木積算	工事発注を行う際の工事金額の積算及び設計書の作成	下水道積算システム 農業土木積算システム	下水道・農業土木の工事発注を行う際の工事金額の積算及び設計書の作成	
選挙事務	一般選挙事務に関する管理(選挙人名簿の管理等) 農業委員会、有明漁業調整員選挙事務に関する管理 検察審査員を選考する処理	選挙システム 農業選挙システム	一般選挙事務及び農業委員選挙事務に関する管理 (選挙人名簿の管理等)	
学校教育	住民基本台帳、学区テーブルを基に、小中学校の修学に関する諸業務	学校教育システム	小中学校の修学に関連する諸業務	
※保健福祉総合連携	福祉事務システムの総合窓口 (平成20年4月より稼動予定、一部稼動) 別紙2	※健康管理システム	別紙2	



## 保健福祉関係システムについて

保健福祉情報システム				健康管理システム等	
熊本市				富合町	
システム名	事業名	総合行政情報システム	新規	事業の有無	システム化の有無
01 総合相談	総合相談窓口		○	無	-
	情報提供			無	-
02 保育	保育	○		有	基幹システム
03 貸付	母子寡婦福祉資金貸付	○		有	熊本県
04 医療費助成	母子家庭医療費助成	○		有	基幹システム
05 子育て医療給付	未熟児養育医療		○	無	熊本県
	自立支援医療費(育成医療)			無	熊本県
	小児慢性特定疾患治療研究			無	熊本県
	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付			無	熊本県
	特定不妊治療費助成			無	熊本県
06 (医療費助成)	乳幼児医療費助成	○		有	健康管理システム
07 (手当1)	児童手当	○		有	基幹システム
08 (手当2)	児童扶養手当		○	有	熊本県
09 子育て支援	子育て短期支援利用		○	有	台帳管理
	乳幼児健康支援一時預かり			無	-
	助産施設入所措置			無	-
	産後ホームヘルプサービス事業			無	-
10 (介護保険)	介護保険	○		有	宇城広域連合
11 高齢者福祉	在宅高齢者緊急通報システム		○	有	宇城広域消防本部
	ひとり暮らし高齢者訪問			無	-
	寝具乾燥サービス			無	-
	日常生活用具給付			有	台帳管理
	高齢者住宅改造費助成			有	台帳管理
	住宅改造居宅介護支援員派遣			無	-
	生活管理指導員派遣(ヘルパー)			有	台帳管理
	生活援助型デイサービス			無	-
	満百歳表彰			有	台帳管理
	敬老祝い品支給			有	台帳管理
	養護老人ホーム入所措置			有	台帳管理
	生活管理指導短期宿泊(ショートステイ)			有	台帳管理
	高齢者介護用品支給			有	台帳管理
	家族介護者リフレッシュ			無	-
介護予防事業		有	台帳管理		
12 手帳交付管理	身体障害者手帳交付		○	有	熊本県
	療育手帳交付			有	熊本県
	精神障害者保健福祉手帳交付			有	熊本県
13 障害者福祉	日常生活用具給付費		○	有	健康管理システム
	補装具給付費			有	健康管理システム
14 更生医療給付	自立支援医療費(更生医療)		○	有	台帳管理
15 障害者手当	特別障害者手当等給付事業		○	有	熊本県
	特別児童扶養手当等給付			有	熊本県
16 障害福祉サービス	障害福祉サービス		○	有	個別システム(NIC)
17 (医療費助成)	重度心身障害者医療	○		有	基幹システム
18 障害者支援	心身障害者福祉タクシー経費		○	無	-
	障害者住宅整備費助成			有	台帳管理
	身障者自動車改造費助成			有	台帳管理
	障害者運転免許取得費助成			有	台帳管理
	身障者福祉電話設置経費			無	-
	身障者緊急通報システム経費			無	-
	訪問入浴サービス事業経費			無	-
	有料道路割引			有	-
19 精神通院医療	自立支援医療費(精神通院)		○	有	熊本県
20 (生活保護)	生活保護	○		有	宇城福祉事務所

保健福祉情報システム				健康管理システム等		
熊本市				富合町		
システム名	事業名	総合行政情報システム	新規	事業の有無	システム化の有無	
21	貸付金	災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸		○	有	台帳管理
22	さくらカード管理	さくらカード	○ 帳票出力のみ	○	無	-
23	健康管理	<成人保健>		○		
		基本健康診査(20歳からの生活習慣病予防健診含む)			有	健康管理システム
		女性健康診査			無	-
		骨粗しょう症健診			無	-
		人間ドック			無	-
		がん検診(胃・子宮・乳・肺・大腸・肝臓)(精検含む)			有	健康管理システム
		訪問指導(成人保健・障害者・難病・高齢者・認知症高齢者・精神保健福祉指導)			有	健康管理システム
		健康相談(成人保健・障害者・難病・高齢者・認知症高齢者・精神保健福祉・社会復帰)			有	健康管理システム
		健康教育(成人保健・高齢者健康づくり・精神障害者家族教室・薬物依存症家族教室)			有	健康管理システム
		<母子保健>			○	
		母子健康手帳交付		有		健康管理システム
		妊婦健康診査		有		健康管理システム
		3か月児健康診査		有		健康管理システム
		7か月児健康診査		有		健康管理システム
		1歳6か月児健康診査(精健含む)		有		健康管理システム
		3歳児健康診査(精健含む)		有		健康管理システム
		乳幼児経過観察健康診査		有		台帳管理
		2歳児フォロー		有		台帳管理
		心理相談		無		-
		心理フォロー教室		無		-
		訪問指導		有		健康管理システム
		健康相談		有		台帳管理
		健康教育		有	台帳管理	
児童虐待防止対策		有	台帳管理			
5歳児相談※		有	台帳管理			
<発達相談>						
こどもの発達相談		○	無	-		
<栄養>						
栄養改善		○	有	台帳管理		
<歯科>						
歯科保健			有	台帳管理		
24	予防接種管理	BCG		○	有	健康管理システム
		ポリオ			有	健康管理システム
		二種混合			有	健康管理システム
		三種混合			有	健康管理システム
		麻しん			有	健康管理システム
		風しん			有	健康管理システム
		日本脳炎			有	健康管理システム
		麻しん風しん混合			有	健康管理システム

※保健福祉情報システム

健康福祉サービスを一体的に提供するため、市民との接点である「窓口機能の充実」を図ること、根拠に基づく、市民のニーズに  
適応し、かつ、QOL(生活の質)の向上につながる政策立案が出来るよう「政策マネジメント機能の強化」を図ることを重点的に取り  
組むターゲットとして定め、これらを支える基盤として、システムの整備及びネットワーク化を行なうもの。 平成20年4月より稼  
動予定

協議項目	24 電算システムの取扱い	小項目名	2 情報ネットワークシステム
調整方針	熊本市電算システムに統合する。		
調査	現	況	
市町別 内容	熊本市  情報ネットワーク・・・インターネット(電子メールやホームページなど)を利用した市民等に情報の提供や収集、電子申請受付などの市民サービスの向上および行政事務の高度・効率化を目的とした情報基盤。	富合町	
	1 システムの名称 熊本市情報ネットワークシステム (C ネット) 2 運用開始時期 平成13年4月 3 整備状況(施設数) H18 年度末現在265ヶ所 (内小・中学校、保育園、幼稚園、共同調理場161ヶ所 舎) 4 PC設置状況(C ネット接続分) 4,120台 5 利用アプリケーション数 全庁:18 部門:29 6 インターネット接続状況 有 7 LGWANとの接続状況 有 8 出先機関との通信回線種別 デジネットII 10/100Hbyte/s 9 ネットワークアカウント付与対象者 職員・再任用職員・県費職員の一部・国、県からの派遣職員	1 システムの名称 情報系ネットワークシステム 2 運用開始時期 平成15年4月 3 整備状況(施設数) H18 年度末現在6ヶ所 小・中学校、体育館、図書館 (公民館)老人ホーム 4 PC設置状況 100台 5 利用アプリケーション数 全庁:6 部門:10 6 インターネット接続状況 有 7 LGWANとの接続状況 有 8 出先機関との通信回線種別 自設光ファイバー一部 ISDN 回線(老人ホーム) 9 ネットワークアカウント付与対象者 職員	
	熊本市の情報ネットワークシステムを富合町の各施設に拡張する。		

協議項目	24 電算システムの取扱い	小項目名	3 個別システム
調整方針	熊本市システムへ統合する。		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>個別システム…基幹系システム(住民生活に直接関わるもの)以外の各業務システム。 独自事業による外部委託で開発したシステム(一部、住民生活に関するものを含む)。 市内の内部業務で使用するシステム。</p> <p>別紙3</p>	<p>別紙3</p>	<p>熊本市のシステムに統合するものとする。 住民サービスに影響を及ぼすことのないよう、合併時に統合しなければならぬシステムを優先し、統合を進める。住民サービスに大きな影響がなく、改修に時間を要するシステムについては、既存システムを並行運用し合併後に随時統合を進めるものとする。</p> <p>熊本県又は、宇城広域等一部組合で取り扱われている事務(システム)については、各団体と調整するものとする。</p>

## 個別システム一覧

熊本市		富合町		富合町以外の協議が必要な機関
システム名称	システム業務概要等	システム名称	システム業務概要等	
熊本市総合文書管理システム	文書の受付・收受から保管・保存までの文書のライフサイクルを管理。起草された文書を引継ぎ、電子的に決裁、重要文書を取り込みアクセス管理、版管理による文書の原本保証。	-	-	-
熊本市電子例規システム	熊本市例規の電子データベース化、各種検索・出力機能の作成、法令データベースとのリンクの作成、例規改正原義の管理。	自治体総合情報データベース	富合町例規の電子データベース化、各種検索、新旧対照表作成、現行法規の検索	-
熊本市電子入札システム 契約事務システム	電子入札・契約事務・入札情報公開サービスシステム 情報を電子化し、インターネットを利用することにより、受注者双方においても業務の効率化を図り適正な入札を実施するもの。また、入札条件、入札結果、有資格者情報等を受注者および市民へインターネット上で公開するもの。	-	-	-
職員健康管理システム	熊本市職員の労働安全衛生規則44条に基づき定期健康診断等の検診結果を個人ごとデータにより管理。	-	-	-
公民較差算出システム	各都道府県・政令市・特別区・熊本市及び和歌山市の人事委員会では毎年9月から10月にかけて、職員の給与等に関する報告及び勧告（給与勧告）を実施している。当該給与勧告の際の基礎資料を得るため、職員給与と民間従業員給与との分析、比較を行なうためのシステム	-	-	-
緊急防災情報ネットワークシステム	熊本地方気象台から、警報、注意報などの気象情報取得			-
熊本市防災情報システム	災害時被害情報の一元管理			-
防災気象情報提供	気象衛星を利用した気象情報取得（台風、降水量、アメダス）			-
熊本市会議録検索システム	熊本市議会本会議録及び委員会会議録の検索・閲覧システムで行内LAN及びインターネットにて利用	-	-	-
開票集計システム	開票集計システム、選挙事務従事者管理システム、在外選挙人管理システム	-	-	-

熊本市		富合町		富合町以外の協議が必要な機関	
システム名称	システム業務概要等	システム名称	システム業務概要等		
熊本市職員情報システム	人事・給与・勤怠等の職員情報を管理する。職員自身を情報の発生源とし、情報の集約化を図り、ペーパーレスを基本とする。	人事管理システム 給与管理システム	職員基本更新、採用入力、休退職発令等の職員情報管理 給与台帳、給与支給明細書、支給項目集計表、控除項目集計表、期末勤勉支給調書、金種表、給与振込依頼書、個人別支出科目一覧表、支払先別控除明細書、個人別控除明細書、年末調整関連、共済帳票関連	-	-
地方公務員等共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合連合会が開発したシステム	①年金の計算及び支給データ作成②年金相談③基礎年金番号を基礎とした情報交換④育児介護休業手当金の計算及び支給データ作成⑤貸付償還管理⑥共済組合経理事務⑦住基ネット、介護保険料特別徴収処理	地方公務員等共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合連合会が開発したシステム	①年金の計算及び支給データ作成②年金相談③基礎年金番号を基礎とした情報交換④育児介護休業手当金の計算及び支給データ作成⑤貸付償還管理⑥共済組合経理事務⑦住基ネット、介護保険料特別徴収処理	-	-
公有財産管理システム	熊本市の公有財産(土地・建物)の台帳管理	-	-	-	-
熊本市財務情報システム	予算編成、予算管理、資金管理、基金管理、備品管理、公有財産管理、決算管理、決算統計、共通経費管理、起債管理、旅費管理等の熊本市の一般・特別会計の予算編成から執行に関する予算全般の業務を行うためのシステム。	起債管理システム	起債管理業務	-	-
統計業務支援システム 統計資料提供システム	総務省が開発した国勢調査の単位区等境界情報(CMS)に地図データを整合させ、統計調査印管理情報、調査区設定・調査区地図作成等データベース管理システム 行政資料の管理・検索、人口統計表の作成	-	-	-	-
熊本市市民の声データベースシステム	熊本市政に係る提案、要望、相談等(市長への手紙、私の提案、要望相談記録を含む)の情報を共有し、より迅速な対応や各種対策へ反映させるためのシステム	-	-	-	-
熊本市ホームページ 熊本市ホームページ各課入力システム	ホームページ用コンテンツ管理システム PC用・携帯用ホームページの作成・修正・句会機能を持つ。	富合町ホームページ	-	-	-
計量検査管理システム	計量器定期(集合・所在)検査の台帳管理、計量士による代検査・適性計量管理事業所等の検査の台帳管理 立入検査実施台帳管理 他	-	-	-	熊本県産業技術センター

熊本市		富合町	
システム名称	システム業務概要等	システム名称	システム業務概要等
①全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET) ②消費生活相談カード直接作成システム	①複雑化、多様化、広域化する消費者被害等に対処するため、国民生活センターをコンピュータネットワークで結び、消費生活相談のデータ送信及び情報の検索等を行う。 ②相談カード作成負担の軽減や情報共有の迅速化を図るため、消費生活相談の内容を直接パソコンに入力する。	-	-
放課後児童健全育成事業利用者負担金収納システム	放課後児童健全育成事業の児童や保護者情報などの管理及び負担金の収納管理 児童育成クラブ指導員の給与管理	-	-
ファミリー・サポート・センター会員管理	会員情報をデータベース化し、随時にデータの検索、集計等を行う一連の援助活動業務をパソコンで処理する。	-	-
総合女性センター図書管理システム	総合女性センターにおける図書資料の蔵書管理機能、貸出管理機能、利用状況統計処理機能を有するシステムにより、利用者が検索端末で容易に蔵書を見つけ、登録カードにより蔵書の貸出し、返却をスムーズに行うもの。	-	-
地籍管理システム	地籍調査の成果(地籍図根点及び筆界点の座標値等)を記録・保管することにより、地籍情報を有効活用する。	地籍調査の成果(地籍図根点及び筆界点の座標値等)を記録・保管することにより、地籍情報を有効に活用する。	-
公的個人認証システム	電子証明書の発行受付(受付業務、県へ申請、県から発行)	公的個人認証システム	電子証明書の発行受付(受付業務、県へ申請、県から発行)
感染症情報システム	厚生労働省の感染症発生動向調査システムによる全国の還元情報を解り易い(グラフ化等)情報に解析し、熊本市感染症情報センター(ホームページ)に掲載。また、市民、関係機関(医療機関、学校、保育園等)に感染症の疾患の詳細に情報を提供する。	-	宇城地域振興局 熊本県健康危機管理課
結核・感染症発生動向調査システム	医療機関からの感染症発生状況を、週報・月報により収集し、厚生労働省の感染症発生動向システムに入力し、その後、全国の感染症報告を医療機関等に還元する。	-	宇城地域振興局 熊本県健康危機管理課
高齢者基本情報システム	介護老人台帳表示、老人福祉サービス調査入力、介護老人基本情報画面、ケアマネージメント	-	-

熊本市		富合町	
システム名称	システム業務概要等	システム名称	システム業務概要等
育成医療等事務システム未 熟児養育医療・小児慢性特 定	5ヶ所の保健福祉センターと本庁間を専用 回線で結び、各保健福祉センターで申請内 容を入力し本庁で決定・登録、受給者証の 発行を行っている。また、本庁では、医療費 請求のレセプトデータを取り込み、統計の出 力を行っている。	-	宇城地域振興局保健福祉課 熊本県健康づくり推進課母子保 健班
児童扶養手当システム	手当支給、証明書発行、現況届発行、各種 通知書発行	-	宇城地域振興局 保健福祉課 熊本県少子化対策課
食肉衛生検査システム	熊本市食肉センターで“畜”された牛、馬 及び豚等の検査結果を入力し、病気の種 類を統計的に処理できる。検査の結果、不 合格になった豚等の廃棄通知書などをプリ ントアウトできる。	-	-
熊本市生活衛生施設管理シ ステム	生活衛生関係諸法に拠る営業許可に伴 う施設情報を電算処理(電子台帳)するも の。 相談・事前指導→申請等→電算入力→審 査、調査等→変更・廃止等入力許可証等 出力の一連の業務を処理。また、監視等業 務のための台帳検索と各種統計処理を行 う。	-	宇城地域振興局 衛生環境課 熊本県健康危機管理課
動物管理システム	熊本市における犬の所有者および飼犬の 情報、転出転入、住所変更、死亡犬登録、 狂犬病予防注射の履歴等を総合的に管理 し、登録原簿の出力を行なう	蓄犬管理システム	富合町における犬の所有者および飼犬の 情報、転出転入、住所変更、死亡犬登録、 狂犬病予防注射の履歴等を総合的に管理 し、登録原簿の出力を行なう
医療施設管理システム(薬務 情報システム含む)	熊本市にある医療関連施設や薬事関連施 設について、施設・人員・申請内容・監視結 果等の情報が収められており、各種の申請 受付・許可書発行・報告書作成等、医療・ 薬事関連施設に関する業務に利用。また、 医療に関する市民からの問い合わせや医 療機関の統計などにも利用。	-	宇城地域振興局 保健福祉課 熊本県医療政策室
公害法令対象事業所管理シ ステム	公害関係法令(大気汚染防止法、水質汚濁 防止法等7法令)に類程する特定施設及び 特定事業場等に関する情報管理	-	熊本県環境保全課
大気汚染監視テレメータシ ステム	大気汚染測定局(7局)から電話回線を通じ て測定データを収集し、中央監視局(市役所 内)において編集・整理等及び県へのデー タ送信を行なう	-	-



熊本市		富合町	
システム名称	システム業務概要等	システム名称	システム業務概要等
熊本市し尿・浄化槽管理システム	くみ取り便槽、浄化槽の設置届出情報、管理情報及び地理的情報管理、各種統計等を行なう。	-	-
造林補助金システム	森林整備(植付、下刈、間伐等)の実施に伴う補助金申請書の作成	-	-
地下水採取量統計システム	熊本市地下水保全条例に基づき、届けられた井戸の採取者、揚水設備、使用状況等の台帳管理。年間の井戸水採取量の統計処理	-	-
大型ごみ収集支援システム	大型ゴミの事前申込・戸別収集に対応するため、地図データを利用し、受付内容の登録・収集指示書の出力・収集結果の登録等を行なう。また、ステーション情報の管理、統計処理等。	-	宇土・富合清掃センター
廃棄物・リサイクル管理システム	「生ごみ堆肥化容器助成制度」「家庭用生ごみ処理機助成制度」の指定店、申請者管理。事業系ごみ減量化指導事業のデータ管理。一廃・産廃処理業許可業者管理、PCB保管事業者管理、多量排出事業者管理。	-	熊本市廃棄物対策課
観光案内標識管理システム	熊本市に広く点在している観光案内標識等のデータベース化を図ることで効率的な観光案内標識整備を行う。	-	-
農地等情報管理システム	農地台帳、農家台帳、転用台帳管理	農家基本台帳システム	農家台帳管理
中山間地域等直接支払管理システム	中山間地域振興事業対象となる、農用地団地の管理を行う。 ・農用地団地の作画や距離、面積、傾度等の測定 ・耕作者、耕作状況、地番、面積等の情報管理 ・情報出力(帳票、地図)	-	-
水田情報管理システム	農業者水田台帳の管理。集計、交付金及び帳票印字等	水田情報管理システム	農業者水田台帳のデータ移行が必要か、現課に尋ねる
熊本市制度融資電算システム	市内中小企業等が本市融資制度を利用した際のデータ(融資制度名や金額等)を正確に管理し、金融機関等かたの問い合わせに迅速に対応するとともに、事務の効率化を図る。	-	-

熊本市		富合町		富合町以外の協議が必要な機関
システム名称	システム業務概要等	システム名称	システム業務概要等	
営繕積算システム	営繕工事における単価作成・工事内訳書作成を行うよう積算システム	-	-	-
熊本市公共建築物施設管理台帳システム	市所有の施設の建設。維持管理に関する情報を標準化・電子化するなど、適正に管理して、建築物の長寿命化やライフサイクルコストの最小化、あるいは建物で使われるエネルギー消費や環境負担の最小化など、建物の最適な保全を支援する。	-	-	-
下水道施設台帳システム	浄化センターの機器設備を適切に管理し、施設の維持管理に不可欠な新設、改造・改築を適正に行うもの。	-	-	-
下水道台帳管理システム	下水道管渠情報を地図上で空間データとして管理する地理情報システム	-	-	-
熊本市下水道事業企業会計システム	地方公営企業法による企業会計システム	-	-	-
地図情報庁内閲覧システム	国土基本図、航空写真等を市役所内イントラネットワーク(C-ネット)を利用して閲覧するもの	-	-	-
都市計画データ管理システム	都市計画に関するデータ管理 用途照会・各種申請管理・開発許可位置管理・開発許可位置タッチパネル	-	-	-
都市計画図書デジタルファイリング	都市計画の図書(地域地区及び都市施設)を図面読取装置により電子ファイル化することによって、老朽化した図書の適正な保存及び使用による破損を防止し、さらに電子ファイル化された図書を「都市計画図書デジタルファイリングシステム」に登録することにより、閲覧に迅速に対応する	-	-	-
道路台帳閲覧システム	・GIS上から市道・里道・水路の立会い記録の閲覧・交付 ・基準点及び境界点の測量成果、道路台帳調書、図面、認定原簿及び占用関係資料等の閲覧 ・交付・法定外公共物讓与特定図面の閲覧、法定外公共物用途廃止地番の閲覧(法定外公共物の管理)	法定外公共物讓与申請(特定)図面の閲覧 (法定外公共物の管理)	法定外公共物讓与申請(特定)図面の閲覧 (法定外公共物の管理)	-

熊本市		富合町		
システム名称	システム業務概要等	システム名称	システム業務概要等	富合町以外の協議が必要な機関
地権者管理システム 用地補償管理システム	用地事務に関する業務の一部をシステム化する事により、的確な処理を実施し、効率化を高めることを目的とする。システムについては、次の5本から構成される。 1.用地事務管理システム 2.土地評価システム 3.補償事例検索システム 4.建物調査委託設計積算システム 5.申請図面作成システム	-	-	-
管路情報システム	市内全土の水道施設情報や給水顧客情報の電子化を行い、地図情報と一体化することによって、最新情報を正確かつ迅速に提供し、市民サービスの向上を図る。	-	-	-
管路積算システム	水道事業に関する工事のうつつ管工事の積算業務のシステム化を図るとともに、関連する検査や資料等の情報を適正管理し、工事積算業務の効率化を図る。	-	-	-
熊本市地域教育情報ネットワークシステム	市教育センターをネットワークセンターとして、各学校と生涯学習施設を結んでいるシステム	-	-	-
熊本市立図書館ネットワーク	熊本市立図書館と15公民館図書室の蔵書管理、貸出・返却管理、利用者管理等の一元化とインターネットによる図書検索、貸出、予約の管理を行なう。	図書システム (ハイパーネットワーク)	とみあい図書館蔵書管理、貸出・返却管理、利用者管理等を行なう	-
熊本市体育施設案内・予約システム	インターネット・携帯インターネット・街頭端末(21台)・電話・FAXIにより体育施設の予約や抽選申し込みができる。料金は口座引落となる。	富合町体育施設案内システム	インターネット・街頭端末(3台)により予約状況検索	-
消防防災VPN端末	VPNを用いたインターネット接続により消防庁と各種情報を送信するもの。	-	-	宇城広域消防本部
携帯メール119番受信装置	聴覚障害者等から携帯メールにて119番を受信する装置	-	-	宇城広域消防本部
消防司令管制システム	119番着信から消防隊現場到着までのさまざまな処理をコンピュータにより処理するとともに、現場や関係関係への迅速確実な情報提供等の消防業務の効率的な運営を図るもの。	-	-	宇城広域消防本部



## 協議第 29 号

### 窓口業務の取扱いについて

窓口業務の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 3 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

#### 窓口業務の取扱いについて

- 1 窓口業務のうち勤務時間外の対応の取扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する（時間外及び土曜日、日曜日、祝日の戸籍届けの対応については、熊本市役所本庁舎のみの受付とする。）。
- 2 窓口業務のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
  - ・ 印鑑登録事務
  - ・ 住民基本台帳カード交付事務

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧（窓口業務）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
29		窓口業務の取扱い				
	1	勤務時間外の対応	総務部会	第5回		
	2	印鑑登録事務	市民生活部会	第5回		
	3	住民基本台帳カード交付事務	市民生活部会	第5回		

協議項目	29 窓口業務の取扱い	小項目名	1 勤務時間外の対応
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 時間外及び土曜・日曜日・祝日 戸籍届けのみ 本庁舎のみ管財課守衛職員が時間外窓口で受付業務を行っている。</p> <p>2. 受付時間の延長 転入・転出・転居などが多くなる3月末から4月初めにかけて、引越などの住民異動に伴う業務について、市庁舎の受付時間を延長します。 期 日 平成19年3月29日(木)～4月2日(火) ※土曜・日曜日を除く 延長時間 午後7時まで 業務内容 転入・転出・転居に伴う諸手続き ※一部取り扱いができない業務あり</p>	<p>1. 時間外及び土曜・日曜日・祝日 戸籍届けのみ ・午前8時30分～午後5時30分まで日直(職員)が事務マニユアルに従って対応 ・午後5時30分～翌午前8時30分まで警備員が対応。不明な点があれば戸籍班に連絡がある。</p> <p>2. 該当なし</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p> <p>時間外及び土曜・日曜日・祝日の戸籍届け対応については、熊本市役所本庁舎のみの受付とする。</p>

協議項目	29 窓口業務の取扱い	小項目名	2 印鑑登録事務
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例並びに施行規則に基づき処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録の方法</li> <li>①本人申請の場合 申請書を提出してもらい、次の何れかの方法で本人確認を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的機関発行の顔写真身分証明書により本人確認する。</li> <li>・他の印鑑登録者の保証により登録する。 (申請書に保証人の登録印の押印が必要)</li> </ul> </li> </ul> <p>※保証人は公的機関発行の顔写真身分証明書を持つ方に限定し、登録申請人と共に窓口に来庁する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人宛に照会書を送付し、その後回答書を持参させること</li> <li>・本人確認する。</li> </ul> <p>②代理人申請の場合 申請書と代理人選任届を提出してもらい、本人宛に照会書と代理人選任届(回答書提出用)を送付し、本人に登録意思の確認をする。その後、回答書と代理人選任届を持参すれば登録できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録原票 施錠可能なキャッシュネットに保管</li> <li>・印鑑登録システム 電算処理</li> </ul>	<p>富合町印鑑の登録及び証明に関する条例並びに施行規則に基づき処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録申請の確認</li> <li>①本人申請の場合 申請書を提出してもらい、次の何れかの方法で本人確認を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的機関発行の顔写真身分証明書により本人確認する。</li> <li>・他の印鑑登録者の保証により登録する。 (申請書に保証人の登録印の押印が必要)</li> <li>・本人宛に照会書を送付し、その後回答書を持参させること</li> <li>・本人確認する。</li> </ul> </li> </ul> <p>②代理人申請の場合 申請書と代理人選任届を提出してもらい、本人宛に照会書と代理人選任届(回答書提出用)を送付し、本人に登録意思の確認をする。その後、回答書と代理人選任届を持参すれば登録できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録原簿 カギ付耐火書庫に保管</li> <li>・印鑑登録システム 電算処理</li> </ul>	<p>熊本市の例により統合する。 合併前に富合町が発行した印鑑登録証は合併後も有効とする。 ただし、本人の申出があった場合は、旧登録証を返還のうえ、有料(300円)で新しい登録証を交付する。</p>



協議項目	29 窓口業務の取扱い	小項目名	3 住民基本台帳カード交付事務
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		
調査	現 況	調整の具体的内容	
市町名	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>住民基本台帳法、同法施行令及び同法施行規則に基づき処理。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請の方法             <ul style="list-style-type: none"> <li>①本人申請の場合                     <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書を提出してもらい、次の何れかの方法で本人確認を行う。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・官公署が発行した顔写真添付の証明書により本人確認を行う。</li> <li>・本人宛に照会書を送付し、その後回答書を持参させることで本人確認を行う。</li> </ul> </li> <li>②代理人申請の場合                     <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書と代理人選任届を提出してもらい、本人宛に照会書と代理人選任届（回答書提出用）を送付し、本人に申請意思の確認をする。その後、回答書と代理人選任届を持参すれば交付できる。</li> <li>ただし、申請及び交付共に代理人の場合は、顔写真付のカードは交付しない。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>現在のカード活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・写真付のカードの場合は、身分証明書としての利用。</li> <li>・住民票の広域交付、付記転出転入に利用。</li> <li>・公的個人認証サービスの電子証明書を格納することで電子申請に利用。</li> </ul>	同左	<p>熊本市の例により統合する。</p> <p>合併前に富合町が発行した住民基本台帳カードは合併後も有効とする。(カードの裏面への記載で対応)ただし、本人の申出があった場合は、旧カードを返還のうえ、有料(500円)で新しいカードを交付する。その場合、本庁のみでの交付となる。</p>
	交付件数 5,999件 (平成19年4月末)	交付件数 24件 (平成19年4月末)	



## 協議第30号

### 保健衛生事業の取扱いについて（その3）

保健衛生事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

#### 保健衛生事業の取扱いについて

- 1 乳幼児健診のうち、乳児健診は、当分の間現行どおり存続する。  
幼児健診は、合併時に熊本市の例により統合する。
- 2 組織育成（母子保健）については、合併後3年間は現行のままとし、  
その後の取扱いについては新市において検討する。
- 3 5歳児相談については、当分の間現行どおり存続する。
- 4 集団予防接種については、当分の間現行どおり存続する。
- 5 下記の事業については、合併特例区の事業として実施する。
  - ・ ふるさと総合健診
  - ・ 腹部超音波健診
  - ・ 健康まつり

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧（保健衛生事業）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
30		保健衛生事業の取扱い				
	1	女性健康診査	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	肺がん検診	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	3	胃がん検診	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	4	大腸がん検診	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	5	子宮がん検診	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	6	乳がん検診	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	7	妊婦健診	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	8	結核健診	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	9	インフルエンザ予防接種	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	10	個別予防接種	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	11	基本健康診査	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	12	乳幼児健診	健康福祉部会	第5回		
	13	組織育成(母子保健)	健康福祉部会	第5回		
	14	5歳児相談	健康福祉部会	第5回		富合町のみ
	15	集団予防接種	健康福祉部会	第5回		
	16	ふるさと総合健診	健康福祉部会	第5回		富合町のみ
	17	腹部超音波検診	健康福祉部会	第5回		富合町のみ
	18	健康まつり	健康福祉部会	第5回		

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	12 乳幼児健診
調整方針	乳児健診は、当分の間現行どおり存続する 幼児健診は、合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1. 乳児健診 対象者：3カ月児・7カ月児 場 所：委託医療機関 (熊本市医師会及び市近隣の小児科専門医療機関) 回 数：通年(医療機関の診療時間内)</p> <p>委託料：乳児健診 5,350円 事務費(市医師会) 1,065,066円</p> <p>2. 幼児健診 対象者：1歳6カ月児・3歳児 場 所：各保健福祉センター 回 数：1歳6カ月児 毎週1回実施(東HCのみ週2回) 3歳児 月3回実施</p> <p>医師報酬費：20,010円/回 栄養士：8,600円/回 歯科衛生士：8,600円/回 心理相談員：8,600円/回 看護師：8,600円/回 歯科医師：20,010円/回(東HCのみ)</p>	<p>1. 乳児健診 対象者：3～4カ月児・7～8カ月児 場 所：雁回館(保健センター) 回 数：12回/年 月に1回3～4カ月児と7～8カ月児を合同で実施 (1回あたり5名+5名程度) ※育児相談、保健・栄養指導等の実施 委託料：小児科医師 23,000円/回 看護師賃金 2,220円/回</p> <p>2. 幼児健診 対象者：各健診1回あたり15名程度 場 所：雁回館(保健センター) 回 数：1歳6カ月児 4回/年 3歳児 4回/年</p> <p>小児科医師委託料：23,000円/回 歯科医師費用弁償：20,000円/回 歯科衛生士謝礼：5,000円/回 臨床検査技師賃金：2,220円/回 看護師賃金：2,220円/回</p>	<p>1. 乳児健診 富合町の集団健診は、当分の間現行どおり存続する。</p> <p>2. 幼児健診 合併時に熊本市の例により統合する。</p>

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	13 組織育成(母子保健)
調整方針	合併後3年間は現行のままとし、その後の取扱いについては新市において検討する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>【子育て支援ネットワーク】</p> <p>母子保健推進員による地域活動は実施していない。</p> <p>地域(校区)の特性に応じて「地域の子育て支援を地域で考え実践する」しくみを作るために、市内全小学校区内で子育て支援組織(子育て支援ネットワーク)を保健福祉センターの保健師が中心となり育成している。</p> <p>市民協働の取り組みの一つとして展開しており全校区(80校区)設置を目指している。</p> <p>設置状況：64校区(平成18年度末)</p> <p>○組織 各校区毎に、自治会、社会福祉協議会・民生児童委員協議会等の関係団体や保育園等の関係機関、子育て中の母親等で構成されている。</p> <p>○活動 ・子育てマップ・機関紙等の発行 ・子育てサークルの開催 ・声かけ運動 ・その他子育て支援に関すること</p>	<p>【母子保健推進員】</p> <p>推進員：22地区を14名の推進員で担当 活動報酬費：1件あたり300円 (18年度は900件で予算計上)</p> <p>○組織 推進員は、お母さんたちと同世代の30~40代で、区長の推薦により選定している。</p> <p>○活動 役場より健診、教室等の個人通知を推進員宛に送付し、推進員が声かけしながら配布している。また、子育ての相談を受けたり、役場への情報を提供等、住民と役場のパイプ役となっている。</p>	<p>合併後3年間は現行のままとし、その後の取扱いについては新市において検討する。</p>

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	14 5歳児相談
調整方針	当分の間、現行どおり存続する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	該当なし	<p>1. 目的 軽度発達障害児や身体異常、心の問題等を就学前に発見し、適切な対応をすること、就学後の問題を軽減、健康の保持増進をはかる。また、子育て相談への助言・指導を行ない、子育て支援につなげる。</p> <p>2. 対象者 年中児（4歳児）50名</p> <p>3. 場所 雁回館（保健センター）</p> <p>4. 内容 質問紙によるスクリーニング後、結果により臨床心理士による面接相談を行う。</p> <p>5. スタッフ 臨床心理士2名（県児童相談所） 保健師（県保健所1、町1） 管理栄養士</p> <p>平成18年9月より実施。現在4～5名をフォロー中。 平成19年度は、6回実施予定</p>	当分の間、現行どおり存続する。

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	15 集団予防接種
調整方針	当分の間、現行どおり継続する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1. ポリオ 回数：毎年4月、10月（延91回） 対象者：生後3～90カ月までの未接種者 場所：保健福祉センター（5カ所）総合支所等（6カ所） ただし、2回目を受けるときに、保健福祉センターでの実施では90月を越える場合、海外渡航、及び基礎疾患等で保健福祉センターでの接種が困難な者等には市民病院で対応可。</p> <p>平成16年度 12,994人 平成17年度 11,361人</p> <p>2. BCG 回数：毎月1回（延68回：一部のセンターでは月2回有り） 対象者：生後3～6カ月未満の未接種者 場所：保健福祉センター（5ヶ所） ただし、基礎疾患等で保健福祉センターでの接種が困難な者には市民病院で対応可。</p> <p>平成16年度 8,246人 平成17年度 6,393人</p> <p>平成18年度予算 ポリオ、BCG 計19,212千円</p>	<p>1. ポリオ 回数：4回／年 4、10月 対象者：生後3～90カ月までの未接種者 場所：雁回館（保健センター） 平成16年度 113人 平成17年度 122人</p> <p>2. BCG 回数：6回／年 対象者：生後3～6カ月未満の未接種者 場所：雁回館（保健センター） 平成16年度 92人 平成17年度 42人</p> <p>平成18年度予算 ポリオ、BCG計1,246千円</p>	<p>当分の間、現行どおり継続する。</p>



協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	16 ふるさと総合健診
調整方針	合併特例区の事業として実施する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>総合健診としては該当なし (基本健康診査とがん検診は各々実施)</p>	<p>ふるさと総合健診(りんどうコース) ・対象者：40歳～74歳 ・個人負担金： 男性(70歳未満) 5,600円 男性(70歳以上) 3,600円 女性(婦人がんなし70歳未満) 5,600円 女性(婦人がんあり70歳未満) 7,800円 女性(婦人がんマメ2方向70歳以上) 8,300円 女性(婦人がんなし70歳以上) 3,600円 女性(婦人がんあり70歳以上) 5,800円</p> <p>・内容：健診項目は選択不可 男性：胃がん、肺がん、基本検診、大腸がん(便潜血検査)、超音波検診 女性：胃がん、肺がん、基本検診、大腸がん(便潜血検査)、超音波検診、子宮がん、乳がん(視触診+マメグラフィ) * 40・45・50・55・60・65・70歳で希望者は肝炎ウイルス検査(C型B型)を追加受診できる。 個人負担金：1,000円 ・実施場所：雁回館</p> <p>・委託料：男性と偶数女性 18,921円 奇数女性 1方向 25,221円 2方向 26,796円</p>	<p>合併特例区の事業として実施する。 検診の種類については合併までに検討する。</p>

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	17 腹部超音波検診
調整方針	合併特例区の事業として実施する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	該当なし	<p>腹部超音波検診</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 : 19 歳以上</li> <li>・実施期間 : 9 月頃 5 日間</li> <li>・個人負担金 : 1,500 円</li> <li>・委託料 : 3,460 円</li> <li>・実施場所 : 雁回館</li> <li>・委託先 : 日赤健康管理センター</li> <li>・受診者数 (18 年度) : 8 月 538 名 5 月 457 名</li> </ul>	合併特例区の事業として実施する。

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	18 健康まつり
調整方針	合併特例区の事業として実施する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 名 称 熊本市健康フェスティバル</p> <p>2. 月 日 10月 (第2土曜・日曜)</p> <p>3. 場 所 熊本市中心部 (熊本県民交流館パレア)</p> <p>4. 内 容                      ①各種相談 健康(専門科別)、子育て、年金、健康保険、年金、健康保険、生活衛生 等                      ②無料検査 血液、尿、心電図 等                      ③体験・展示 アロマ、点字・手話、健康くまもと 21 活動 等                      ④表彰・ステージ 8020 表彰、親子ふれあい遊び、エプロンシアター等                      ⑤プレイベント 講演会、シンポジウム 等</p> <p>5. 実行委員会 熊本市、熊本県医師会、熊本市医師会、熊本市日新聞社                      後 援 熊本県、熊本市教育委員会、NHK 他</p> <p>6. 予 算 約 14,500 千円 (うち熊本市 6,500 千円)</p>	<p>1. 名 称 健康の里フェスティバル</p> <p>2. 月 日 11月1日～11月23日</p> <p>3. 場 所 アスバル富合 他</p> <p>4. 内 容                      ①文化祭 展示と発表会                      ②健康祭 講演会(11/23)、健康相談、体脂肪測定、展示実技指導、お楽しみ抽選会など                      ③産業祭 農産物品評会(11/23)、物産販売、バザーなど                      ④その他 期間中にミニバレー大会、グラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会 等</p> <p>5. 実行委員等 健康福祉課、産業振興課、生涯学習課、企画課、保険課、町民課、健康づくり協議会や農協、各種推進員が助言・協力</p> <p>6. 予 算 638 千円</p>	<p>合併特例区の事業として実施する。</p>



農林水産関係事業の取扱いについて（その2-1）

農林水産関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年6月1日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

農林水産関係事業の取扱いについて

- 1 農区長制度については、新市の制度として継続する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
34		農林水産関係事業の取扱い				
	1	農業地域交流促進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	農業地域活性化支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	地産地消の推進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	経営体育成支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	5	農業・農村男女共同参画経費	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	6	(特)農業金融支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	7	農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	8	市民と農業のふれあい促進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	9	生産体制強化施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	10	流通施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	11	畜産施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	12	流通対策事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	13	農業振興地域整備計画変更	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	14	農業振興地域整備促進協議会	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	15	農業構造改善事業補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	16	農業生活研究グループ連絡協議会補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	富合町のみ
	17	農産物新品種導入補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	富合町のみ
	18	酪農ヘルパー補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	富合町のみ
	19	生産体制強化対策事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	20	畜産振興事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	21	基盤整備事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	22	単県土地改良事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	23	農業用施設災害復旧工事	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	24	農業委員会あっせん基準	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	25	農業委員会諸証明手数料	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	26	農区長制度	経済振興部会	第4回	第5回 継続	熊本市のみ

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	2 6 農区長制度
調整方針	新市の制度として継続する		
調査 市町名	現 熊本市	況 富合町	
市町別内容	<p>1. 農区、農区長 本市内の農耕地域を 34 農区に分け、各農区に農区長を置いて いる。</p> <p>2. 農区長の職務 農区長は、市長の指揮を受け、その農区内の農業協同組合 及び農家組合その他農業各種団体との連絡を図り、農林畜産 の改良及び農政活動の推進を図る。</p> <p>3. 農区長の委嘱 農区長は、本市の農業協同組合の理事で各農区内に居住す る者の中から市長が委嘱。</p> <p>農業協同組合長が、その農区に属する集落農区長と協議し て推薦する者があるときは、市長はその者を農区長に委嘱す ることができる。ただし、農業協同組合のない農区にあって は、当該農区に属する集落農区長が推薦した者を委嘱するこ とができる。</p> <p>4. 農区長の任期 3年</p> <p>5. 根拠 熊本市農区長設置規則</p>	該当なし	調整の具体的内容 合併後は富合町域を含む全市域を対象とし て制度を実施する。





協議第34号

農林水産関係事業の取扱いについて（その3）

農林水産関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

農林水産関係事業の取扱いについて

- 1 土地改良事業等補助金については、熊本市の例により統合する。  
ただし、運営費補助は、平成25年度まで現状のままとする。
- 2 産業祭負担金については、合併特例区の事業として実施する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
34		農林水産関係事業の取扱い				
	1	農業地域交流促進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	農業地域活性化支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	地産地消の推進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	経営体育成支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	5	農業・農村男女共同参画経費	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	6	(特)農業金融支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	7	農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	8	市民と農業のふれあい促進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	9	生産体制強化施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	10	流通施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	11	畜産施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	12	流通対策事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	13	農業振興地域整備計画変更	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	14	農業振興地域整備促進協議会	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	15	農業構造改善事業補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	16	農業生活研究グループ連絡協議会補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	富合町のみ
	17	農産物新品種導入補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	富合町のみ
	18	酪農ヘルパー補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	富合町のみ
	19	生産体制強化対策事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	20	畜産振興事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	21	基盤整備事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	22	単県土地改良事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	23	農業用施設災害復旧工事	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	24	農業委員会あっせん基準	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	25	農業委員会諸証明手数料	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	26	農区長制度	経済振興部会	第4回	第5回 継続	熊本市のみ
	27	土地改良事業等補助金	経済振興部会	第5回		
	28	産業祭負担金	経済振興部会	第5回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	2 7 土地改良事業等補助金 ①
調整方針	熊本市の例により統合する。ただし、運営費補助については、平成25年度まで現状のままとする		

市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>1. 一般土地改良事業補助金 市単独補助 各地区（農道4割・6割、水路2割・3割・6割、樋門4割・6割補助） 平成17年度決算 20,342千円 平成18年度予算 16,761千円</p> <p>2. 県営土地改良事業補助金 事業費のうち地元負担分の6割を補助 平成17年度決算 22,032千円 平成18年度予算 41,772千円</p>	<p>1. 産業振興共同事業補助金 町単独補助 各地区（道路4割、水路4割、樋門5割・8割補助） 平成17年度決算 1,961千円 平成18年度予算 5,142千円（補正後予算） OH17年度決算内訳 各地区 1,000千円 宇土八水土地改良区 600千円 緑川南部土地改良区 361千円 OH18年度予算内訳 各地区 4,142千円 宇土八水土地改良区 500千円 緑川南部土地改良区 500千円</p> <p>2. 県営土地改良事業補助金 現在事業を行っていないため該当なし</p>	<p>熊本市の例により統合する。 ただし、運営費補助については、平成25年度まで現状のままとする。</p>
			次頁へ続く

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	2 7 土地改良事業等助金 ②
調整方針			

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>3. 運営費補助 該当なし</p>	<p>3. 運営費補助 平成 17 年度決算 6,925 千円 平成 18 年度予算 6,233 千円 緑川南部土地改良区（土地改良施設維持管理） （揚水ポンプ 55 台の管理人人件費及び電気代等）</p> <p>※参考 県営ほ場整備事業特別賦課金補助金 平成 25 年度までの債務負担行為設定済み 補助対象 緑川南部土地改良区 補助金額 25,286 千円</p>	

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	2 8 産業祭負担金
調整方針	合併特例区の事業として実施する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>農産物フェア開催補助金</p> <p>1. 趣旨 農産物フェアを開催し、全国でも有数の生産地である本市農業を消費者にアピールし、農業の活性化を図るとともに市民の農業理解を促進する。</p> <p>2. 主催：農産物フェア実行委員会</p> <p>3. 構成：熊本市農協・県下3花市場 消費者団体・熊本市</p> <p>4. 交付額 平成17年度決算 7,760千円 平成18年度予算 7,760千円</p>	<p>富合町産業祭負担金</p> <p>1. 趣旨 町民相互の融和と郷土愛を育み、本町の更なる発展に寄与するとともに、産業振興を図るため行われている。</p> <p>2. 交付先 富合町産業祭実行委員会 事務局 富合町産業振興課</p> <p>3. 町負担金額 平成17年度決算 400千円 平成18年度予算 300千円</p> <p>※ 町負担金とJA負担金により実施している。</p>	合併特例区の事業として実施する。



協議第35号

商工・観光関係事業の取扱いについて（その3）

商工・観光関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

商工・観光関係事業の取扱いについて

ふるさと祭事業補助金については、合併特例区の事業として実施する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧 (商工・観光関係事業)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
35		商工・観光関係事業の取扱い				
	1	新規創業支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	新産業分支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	雇用対策事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	職業技能向上支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	5	商店街振興事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	6	工業活性化支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	7	中小企業人材育成支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	8	観光イベント関連事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	9	物産振興事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	10	工芸振興事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	11	企業立地促進事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	12	商工会補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	13	中小企業団体等支援事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	熊本市のみ
	14	中小企業金融対策事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	熊本市のみ
	15	経営相談事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	熊本市のみ
	16	労働環境・福祉向上事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	熊本市のみ
	17	ふるさと祭事業補助金	経済振興部会	第5回		富合町のみ



熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	35 商工・観光関係事業の取扱い	小項目名	17 ふるさと祭事業補助金
調整方針	合併特例区の事業として実施する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	該当なし	<p>富合ふるさと祭事業補助金</p> <p>1. 趣旨 町民相互の融和と郷土愛を育み、本町の更なる発展に寄与するとともに、産業振興を図るため行われている。</p> <p>2. 交付先 富合ふるさと祭り実行委員会 事務局 富合町商工会</p> <p>3. 交付額 平成17年度決算 2,500千円 平成18年度予算 2,300千円</p> <p>※参考 別途テナント、椅子、机のリース代を町予算で執行 平成17年度決算 200千円 平成18年度予算 200千円</p>	合併特例区の事業として実施する。



協議第 37 号

都市計画の取扱いについて（その 1）

都市計画の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 3 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市計画の取扱いについて

都市計画区域及び都市計画区域区分については、現行のまま新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧（都市計画）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
37		都市計画の取扱い				
	1	都市計画区域	建設部会	第5回		
	2	都市計画区域区分	建設部会	第5回		

作業部会名：建設部会

協議項目	3 7 都市計画の取扱い	小項目名	1 都市計画区域
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	熊本都市計画区域 植木都市計画区域	宇土都市計画区域	現行のまま新市に引き継ぐものとする。

協議項目	3 7 都市計画の取扱い	小項目名	2 都市計画区域区分
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	1. 都市計画区域（区域区分有り） 市街化区域 10,095 ha 市街化調整区域 13,043 ha 計 23,138 ha	1. 都市計画区域（区域区分無し） 富合町全域 1,959 ha	現行のまま新市に引き継ぐものとする。
	2. 用途地域 10,095 ha	2. 用途地域 111.3 ha	

協議第 38 号

下水道事業の取扱いについて

下水道事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 3 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

下水道事業の取扱いについて

- 1 富合町の下水道整備については、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進する。
- 2 下水道使用料については、合併時に熊本市の料金に統合する。
- 3 下水道受益者負担金については、合併時に熊本市の例により統合する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧（下水道事業）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
38		下水道事業の取扱い				
	1	下水道計画	建設部会	第5回		
	2	下水道使用料	建設部会	第5回		
	3	受益者負担金	建設部会	第5回		



協議項目	3 8 下水道事業の取扱い	小項目名	1 下水道計画①
調整方針	富合町の下水道整備については、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 事業名 単独公共下水道事業 流域関連公共下水道事業</p> <p>2. 会計名 熊本市公共下水道企業会計</p> <p>3. 汚水計画 計画面積 12,280 ha 計画人口 706,000 人 目標年次 平成 32 年 事業費 587,472 百万円 計画処理水量 517,600 m<sup>3</sup>/日 排除方式 分流式、一部合流式</p> <p>4. 認可計画 計画面積 11,136 ha 計画人口 639,160 人 目標年次 平成 23 年(流関は 20 年) 事業費 420,885 百万円</p>	<p>1. 事業名 公共下水道事業 (公共関連公共下水道)</p> <p>2. 会計名 富合町公共下水道特別会計</p> <p>3. 汚水計画 計画面積 420 ha 計画人口 15,000 人 目標年次 平成 30 年 事業費 18,015 百万円 計画処理水量 7,050 m<sup>3</sup>/日 排除方式 分流式</p> <p>4. 認可計画 計画面積 151 ha 計画人口 3,630 人 目標年次 平成 21 年 事業費 6,339 百万円</p>	<p>富合町の下水道整備については、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進する。 なお、富合処理区に関する宇土市との協定については、新市との間で継続する。 また、雨水計画については、合併後検討する。</p>

次頁へつづく

協議項目	3 8 下水道事業の取扱い	小項目名	1 下水道計画②
調整方針			

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>5. 整備状況(平成17年度末)            処理人口 549,272人            普及率 83.4%            整備面積 9,119ha            面整備率 74.3%</p> <p>6. 公の施設の利用に関する協定            富合町との協定(杉島・御船手地区、32.2ha)は平成14年9月議会で議決</p> <p>7. 雨水計画            区域面積 8,970ha            目標年次 平成32年            事業費 40,939百万円</p>	<p>5. 整備状況(平成17年度末)            処理人口 1,774人            普及率 22.1%            整備面積 76ha            面整備率 18.1%</p> <p>6. 公の施設の利用に関する協定            熊本市との協定(杉島・御船手地区32.2ha)は平成14年9月議会で議決 宇土市との協定(区域面積387.8ha)は平成10年9月議会で議決</p> <p>7. 雨水計画            未策定</p>	

協議項目	3 8 下水道事業の取扱い	小項目名	2 下水道使用料①
調整方針	合併時に熊本市の使用料金に統合する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>1. 使用料金(消費税含む)</p> <p>(1) 水道水及び営業用井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本料金 10 m<sup>3</sup>まで 990 円</li> <li>(従量料金 1 m<sup>3</sup>につき)</li> <li>11 m<sup>3</sup>~20 m<sup>3</sup> 125 円</li> <li>21 m<sup>3</sup>~50 m<sup>3</sup> 165 円</li> <li>51 m<sup>3</sup>~200 m<sup>3</sup> 200 円</li> <li>201 m<sup>3</sup>~500 m<sup>3</sup> 240 円</li> <li>501 m<sup>3</sup>~2,000 m<sup>3</sup> 280 円</li> <li>2,001 m<sup>3</sup>以上 325 円</li> <li>(例) 20 m<sup>3</sup>使用の場合 2,240 円</li> </ul> <p>(2) 一般家庭用の井戸水又は温泉水</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 世帯につき 1,700 円</li> </ul> <p>(3) 一般公衆浴場 12 円/m<sup>3</sup></p> <p>2. 使用料金の徴収及び納入方法</p> <p>(1) 水道料金と同時に水道局徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>奇数・偶数月検針 → 毎月徴収</li> <li>口座振替・納付書払い</li> </ul> <p>(2) 井戸水分 下水道総務課で徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般家庭用 → 奇数月徴収</li> <li>事業用 → 毎月徴収</li> <li>口座振替・納付書払い</li> </ul>	<p>1. 使用料金(消費税含む)</p> <p>(1) 水道水及び自家井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本料金 10 m<sup>3</sup>まで 1,575 円</li> <li>(従量料金 1 m<sup>3</sup>につき)</li> <li>11 m<sup>3</sup>~30 m<sup>3</sup> 157 円</li> <li>31 m<sup>3</sup>~50 m<sup>3</sup> 178 円</li> <li>51 m<sup>3</sup>~100 m<sup>3</sup> 199 円</li> <li>101 m<sup>3</sup>以上 220 円</li> <li>(例) 20 m<sup>3</sup>使用の場合 3,150 円</li> </ul> <p>* 井戸水使用の場合町で水量計設置</p> <p>(2) 公衆浴場用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 m<sup>3</sup>につき 26 円</li> </ul> <p>2. 使用料金の徴収及び納入方法</p> <p>(1) 建設課下水道班徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月検針(委託) → 毎月徴収</li> <li>口座振替・納付書払い</li> </ul>	合併時に熊本市の使用料金に統合する

次頁へつづく

協議項目	3 8 下水道事業の取扱い	小項目名	2 下水道使用料②
調整方針			

調査市町名	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富台町	
市町別内容	<p>3. メーター検針方法                      (1) 水道水は水道局が検針                      奇数・偶数月検針                      (2) 事業用井戸水は下水道技術センターに検針委託                      2ヶ月検針(奇数月・偶数月)                      事業者報告(毎月・奇・偶月)</p> <p>4. 井戸水のメーター設置                      (新規)                      事業所の量水器の設置は基本的には、事業所、やむを得ない場合は市が設置                      (取替)                      量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による)量水器の取替は、市が実施</p> <p>5. データ処理                      市独自電算システム(富士通)</p>	<p>3. メーター検針方法                      (1) 委託により毎月検針</p> <p>4. 井戸水のメーター設置                      (新規)                      事業所、一般家庭の量水器の設置は基本的には、町が設置                      (取替)                      量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による)量水器の取替は、町が実施</p> <p>5. データ処理                      日立情報システムズ</p>	

協議項目	3 8 下水道事業の取扱い	小項目名	3 受益者負担金
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		
調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>1. 受益者負担金額 200 円/㎡</p> <p>2. 施行年月日 S51 年 4 月 1 日</p> <p>3. 負担金の徴収猶予の有無 有り</p> <p>4. 負担金の減免制度の有無 有り</p> <p>5. 納入方法 ①最寄の金融機関(分割払いのみ口座振替は有り) ②一括納付及び3年間×年4回の分割均等払い有り ③一括納付の報奨金制度無し</p> <p>6. データ処理 市独自電算システム(富士通)</p>	<p>1. 受益者負担金額 200 円/㎡</p> <p>2. 施行年月日 H14 年 4 月 1 日</p> <p>3. 負担金の徴収猶予の有無 有り</p> <p>4. 負担金の減免制度の有無 有り</p> <p>5. 納入方法 ①最寄の金融機関(口座振替は無し) ②5年間、年4回の分割均等払い及び一括納付有り ③一括納付の報奨金制度有り 報奨金額：3,745,312 円 件数：159 件 (17 年度実績)</p> <p>6. データ処理 日立情報システムズ</p>	合併時に熊本市の例により統合する。



## 協議第39号

### 上水道事業の取扱いについて

上水道事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

#### 上水道事業の取扱いについて

- 1 地区営水道（簡易水道）については、合併までに未整備（給水）地区も含め町営化を図り、合併時に新市に引き継ぐ。なお、合併直後の水道料金については、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継ぐ。
- 2 上水道事業化については、合併後速やかに現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進める。
- 3 簡易水道組織への補助金（富合町環境衛生施設整備補助金）については、富合町の簡易水道組合を町営化するため、現行制度は廃止する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧（上水道事業）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
39		上水道事業の取扱い				
	1	地区営水道(簡易水道)	水道部会	第5回		
	2	上水道事業	水道部会	第5回		
	3	組織・補助金	水道部会	第5回		



作業部会名：上水道部会

協議項目	3 9 上水道事業の取扱い	小項目名	1 地区営水道（簡易水道）
調整方針	地区営水道（簡易水道）については、合併までに未整備（給水）地区も含め町営化を図り、合併時に新市に引き継ぐ。なお、合併直後の水道料金については、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継ぐ		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容	
	熊 本 市	富 合 町		
市 町 別 内 容	上水道事業	652,010 人	地区毎の組合が運営する17の簡易水道がある	
	給水人口	231,272 m <sup>3</sup>	組合名	給水人口 (人)
	1日平均給水量	287,000 m <sup>3</sup>	下園	176
	公称施設能力		平原	299
			榎津	798
			古閑・志々水	403
			碓江・西田尻	335
			木原	835
			廻江	262
			清藤	380
			南田尻	460
			杉島・御船手	545
			富合西	528
			小岩瀬	531
			富合町東部	940
		国町	389	
		鳥場	250	
		前川原	105	
		新	290	
		合 計	7,526	
		1日給水量 (m <sup>3</sup> )	1,925	
		1日井戸能力 (m <sup>3</sup> )	6,104	

地区営水道（簡易水道）については、合併までに未整備（給水）地区も含め町営化を図り、合併時に新市に引き継ぐ。なお、合併直後の水道料金については、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継ぐ。

作業部会名：上水道部会

協議項目	3 9 上水道事業の取扱い	小項目名	2 上水道事業
調整方針	上水道事業化については、合併後速やかに現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進める		

調査 市町名	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>上水道事業 給水人口 652,010 人 一日平均給水量 231,272 m<sup>3</sup> 公称施設能力 287,000 m<sup>3</sup> 普及率 97.5%</p>	<p>地区営水道（簡易水道） 給水人口 7,526 人 一日平均給水量 1,925 m<sup>3</sup> 井戸能力 6,104 m<sup>3</sup> 普及率 98.5% 給水人口（計） 7,526 人 一日給水量（計） 1,925 m<sup>3</sup> 一日井戸能力（計） 6,104 m<sup>3</sup></p>	<p>上水道事業化については、合併後速やかに現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進める。</p>

協議項目	3 9 上水道事業の取扱い	小項目名	3 簡易水道組織・補助金
調整方針	簡易水道組織への補助金（富合町環境衛生施設整備補助金）については、富合町の簡易水道組合を町営化するため、現行制度は廃止する		

調査 市町名	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>熊本市内の水道事業については、全て熊本市水道局が運営しており、組合方式の簡易水道事業は存在しない。</p> <p>水道法（抜粋） 第6条 水道事業を営む者として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする。</p>	<p>環境衛生施設の整備を図り、生活環境の保全に努めることを目的とし整備事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。（富合町環境衛生施設整備補助金交付要綱）</p> <p>補助金の交付対象</p> <p>1 水道組合が実施する水道施設の改良及び新設等 ※事業費が10万円以内である場合は交付しない。</p> <p>補助金の交付額</p> <p>1 水道組合が実施する水道施設整備事業 当該事業費の10分の5以内</p> <p>2 1の事業で町長が特に必要と認める事業 当該事業費の10分の6以内 ※1,000円未満の端数は切り捨て</p>	<p>簡易水道組織への補助金（富合町環境衛生施設整備補助金）については、富合町の簡易水道組合を町営化するため、現行制度は廃止する。</p>



## 協議第40号

### 教育関係事業の取扱いについて（その3）

教育関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

#### 教育関係事業の取扱いについて

- 1 下記の事業は、合併特例区の事業として継続する。その後は富合地域の独自事業として検討する。
  - ・ 各種大会等
- 2 下記の事業は、合併特例区の管理施設として継続する。合併時に熊本市の施設料金を基に統一したうえで、富合地域の住民については合併特例区の間は減免・免除の取扱いとする。その後は熊本市の例により統合する。
  - ・ 各種体育施設
  - ・ 公民館の運営状況
  - ・ 公民館使用料
- 3 下記の事業は、合併特例区の事業として継続する。その後は熊本市の例により統合する。
  - ・ 公民館学級
  - ・ 成人式
- 4 下記の事業は合併特例区の管理施設として継続する。その後は熊本市の例により統合する。
  - ・ 図書館の施設管理運営
- 5 下記の事業は、合併特例区の事業として管理するが、その後は熊本市の例により統合する。システム及び複写サービスの使用料は合併時に熊本市の例により統合する。
  - ・ 図書の管理等

- 6 下記の事業は、合併時に熊本市の例により統合する。
  - ・ 図書館のサービス
  
- 7 下記の事業は、合併特例区の管理団体として継続する。その後は熊本市の例により統合する。
  - ・ 体育協会
  
- 8 下記の事業は、合併特例区の管理団体として、この期間は現行のとおり継続する。
  - ・ 文化協会
  
- 9 下記の事業は、合併時に熊本市の例により統合する。ただし、予約受付開始日を富合地域内の運動施設に限り、5年間の先行予約を認める。
  - ・ 運動施設予約・案内システム
  
- 10 下記の事業は、合併時に管理人を配置し、小・中学校体育館、中学校運動場及び武道場は熊本市の例により統合する。
  - ・ 学校施設一般開放管理業務
  
- 11 下記の事業は、合併後、5年間は現状のままとして継続する。ただし、一本化できる団体については、随時調整を図っていく。
  - ・ P T A 連合会他公共団体
  
- 12 下記の事業は、合併後、5年間は現状のままとして継続する。ただし、市の団体との統合が成立した年度で補助金は廃止する。
  - ・ P T A 連合会他公共団体への補助金
  
- 13 下記の事業は、新市の事業として継続する。
  - ・ 少人数学級

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧 (教育関係事業)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
40		教育関係事業の取扱い				
	1	就学支援 (学級支援員配置・修学旅行特別支援)	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	青少年国際・国内交流事業	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	青少年活動支援事業	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	生涯学習推進事業	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	5	家庭教育推進事業	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	6	スポーツ振興基金等	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	7	総合型地域スポーツクラブの育成	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	8	各種大会(開催)補助金	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	9	小中一貫教育(教育特区)	教育部会	第4回	第5回 ○承認	富合町のみ
	10	通学区域(高等学校)	教育部会	第4回	第5回 ○承認	
	11	地域公民館(社会教育施設)への補助金	教育部会	第4回	第5回 ○承認	
	12	学校図書館充実事業	教育部会	第4回	第5回 ○承認	
	13	育英奨学金(育英事業)	教育部会	第4回	第5回 ○承認	
	14	青少年育成会議	市民生活部会	第4回	第5回 ○承認	
	15	青少年健全育成事業	市民生活部会	第4回	第5回 ○承認	
	16	各種大会等	教育部会	第5回		
	17	各種体育施設	教育部会	第5回		
	18	公民館の運営状況	教育部会	第5回		
	19	公民館使用料	教育部会	第5回		
	20	公民館学級	教育部会	第5回		
	21	成人式	教育部会	第5回		
	22	図書館の施設管理運営	教育部会	第5回		
	23	図書の管理等	教育部会	第5回		
	24	図書館のサービス	教育部会	第5回		
	25	体育協会	教育部会	第5回		
	26	文化協会	教育部会	第5回		富合町のみ
	27	運動施設予約・案内システム	教育部会	第5回		
	28	学校施設一般開放管理業務	教育部会	第5回		
	29	PTA連合会他公共団体	教育部会	第5回		
	30	PTA連合会他公共団体への補助金	教育部会	第5回		
	31	少人数学級	教育部会	第5回		熊本市のみ

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	16 各種大会等 ①
調整方針	合併特例区の事業として継続する その後は富合地域の独自事業として検討する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>当該事務事業なし</p> <p>○子どもから高齢者まで、市民誰もが気軽に参加できる市民スポーツフェスタを年4回(春・夏・秋・冬)開催している。</p> <p>内容は別紙</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度決算 5,400千円</li> <li>・平成17年度決算 5,400千円</li> <li>・平成18年度予算 4,860千円</li> </ul>	<p>○富合町内駅伝大会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催 富合町、富合町教育委員会</li> <li>・期日 11月～12月</li> <li>・会場 富合町指定コース(18.0km)</li> <li>・参加料 無料</li> <li>・参加対象 各地区代表男女、小学生、中学生、高校大学、一般男子2名、一般女子、40歳以上又は一般女子、フリー</li> <li>・経費 312,000円(17年度決算) 50,000円(18年度予算)</li> <li>・競技方法 各地区対抗</li> </ul> <p>※オープンで中学校部活等が参加</p> <p>○新春サッカーフェスティバル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催 富合町体育協会</li> <li>・共催 富合町教育委員会</li> <li>・期日 元日</li> <li>・会場 屋外運動場</li> <li>・参加料 1チーム1,000円</li> <li>・参加対象等 小学生から一般まで1チーム5人制</li> <li>・経費 60,000円(17年度決算) 0円(18年度予算)</li> </ul>	<p>将来的には熊本市全体で開催する市民スポーツフェスタ又は富合地域での単独事業としても検討する。</p>

次頁へ続く



作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	16 各種大会等 ②
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町名	当該事務事業なし	<p>○富合町町民体育祭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催 富合町体育協会</li> <li>・共催 富合町教育委員会他</li> <li>・期日 11月5日(18年度予定)</li> <li>・会場 富合小学校グラウンド</li> <li>・参加対象 全町民</li> <li>・経費 富合町体育協会への補助金 1,957,000円のうち540,000円を使用 (16年度実績)</li> <li>2,792,000円のうち150,000円を予算立て 町民体育祭は台風のため中止 (17年度実績)</li> <li>2,000,000円のうち350,000円を予算立て (18年度予算)</li> <li>・競技方法 徒競争などを各地区代表で行う</li> </ul>	
市町別内容			

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	17 各種体育施設
調整方針	合併特例区の管理施設として継続する 合併時に熊本市の施設料金を基に統一したうえで、富合地域の住民については合併特例区の間は減免・免除の取扱いとする その後は熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>○教育委員会では、熊本市総合体育館ほか26の運動施設を所管している。 熊本市体育施設条例 熊本市総合体育館・青年会館条例 熊本市総合屋内プール条例 熊本市都市公園条例 *施設の種類の 体育館、陸上競技場、屋内プール、野球場、グラウンド、武道場、弓道場、テニスコートなど 使用料については別紙</p> <p>○ゲートボール場 ・南部総合スポーツセンター他5施設で21面 *使用料は無料</p>	<p>○雁回公園運動広場 町内者は、無料 町外者は 全面 野球 1時間 2,400円 ソフトボール 1面 1,200円 1面 600円</p> <p>○屋外運動場(テニスコート) ・使用料 テニスコート1面1時間 550円 運動場 1時間 1,600円 ・中学校の隣接地となっており一般者の利用は午後8時から2時間となっている。</p> <p>○富合町健康づくり総合センター(雁回館) ・使用料 トレーニング室 1時間 500円 ステージ 1時間 200円 バドミントン 1面1時間 200円 バレーボール 1面1時間 400円 バスケットボール1面1時間 600円 全面 1時間1,200円 ※町外者は10割増</p>	<p>合併時に熊本市の施設料金を基に統一し、合併特例区の管理施設として継続する。ただし、富合地域の住民については合併特例区の間は減免・免除の取扱いとする。その後は熊本市の例により統合する。</p>

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	18 公民館の運営状況 ①
調整方針	合併特例区の管理施設として継続する 合併時に熊本市の施設料金を基に統一したうえで、富合地域の住民については合併特例区の間は減免・免除の取扱いとする その後は熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>公民館管理運営</p> <p>1 開館時間</p> <p>公民館 午前9時～午後10時</p> <p>図書室 午前9時30分～午後5時</p> <p>児童館(室) 午前9時～午後5時</p> <p>2 休館日</p> <p>ア 月曜日</p> <p>イ 12月29日～翌年1月3日 (平成18年度より変更)</p> <p>なお、図書室は、上記のほか室内整理日及び特別整理日がある。</p> <p>祝日は、平成15年9月から開館している。</p> <p>3 夜間管理等</p> <p>平日(祝日含む)の午後5時以降及び土・日曜の午後3時以降は、管理業務嘱託員を雇用し、窓口業務等に従事させている。</p> <p>(管理業務嘱託員経費・報酬)</p> <p>H16年度決算 27,648千円</p> <p>H17年度決算 27,632千円</p> <p>H18年度予算 24,576千円</p> <p>(月額64,000円×32人×12ヵ月)</p>	<p>アスパル富合管理運営</p> <p>1 開館時間</p> <p>公民館 午前9時～午後10時</p> <p>図書館(平日) 午前10時～午後7時</p> <p>図書館(土日) 午前10時～午後5時</p> <p>2 休館日</p> <p>ア 月曜日と祭日</p> <p>イ 12月28日～翌年1月3日</p> <p>なお、図書館は毎月第4木曜日に室内整理日がある</p> <p>3 夜間管理等</p> <p>午後5時以降は管理人が管理している</p> <p>(管理人経費・報酬)</p> <p>H16年度決算 1,200千円</p> <p>H17年度決算 1,200千円</p> <p>H18年度予算 1,200千円</p> <p>(月額50,000円×2人×12ヵ月)</p>	<p>合併時に熊本市の施設料金を基に統一し、合併特例区の管理施設として継続する。ただし、富合地域の住民については合併特例区の間は減免・免除の取扱いとする。その後は熊本市の例により統合する。</p>

次頁へ続く

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	18 公民館の運営状況 ②
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>4 公民館ホール管理運営</p> <p>可動席 200席程度</p> <p>ピアノは部屋使用料に含まれている。</p>	<p>4 公民館ホール管理運営</p> <p>町唯一の公民館ホールとして文化ホール的な運営を行っている。 固定席数 406席</p> <p>ホール業務は委託業者が行っている。</p> <p>ピアノ使用料を部屋使用料と別に徴収している。民間企業との提携でピアノを借用し、音楽関係の催事を中心に共催で事業を実施している。</p> <p>(民間企業との共催で文化事業を実施)                      ピアノコンサート 年6回                      アンサンブルコンサート 年2回</p> <p>管理運営費                      平成16年度決算 7,000千円                      平成17年度決算 6,000千円                      平成18年度予算 5,000千円</p>	<p>公民館ホールとして現状のまま継続し、その後、熊本市の例により統合する。(5年後、文化ホールとして条例制定し、管理運営は公民館が行う。)</p> <p>借用のピアノについては、合併時に買取とする。</p>

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	19 公民館使用料
調整方針	合併特例区の管理施設として継続する 合併時に熊本市の施設料金を基に統一し、富合地域の住民については合併特例区の間は減免・免除の取扱いとする その後は熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容																																																																
	熊 本 市	富 合 町																																																																	
市町別内容	<p>熊本市公民館条例第5条（別表）に基づく。</p> <p>1 公民館使用料</p> <p>①</p> <table border="0"> <tr> <td>大会議室</td> <td>1,300円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>中会議室</td> <td>900円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>1,500円</td> <td>1,700円</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td>2,000円</td> <td>2,500円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table> <p>※①9:00～12:00 ②13:00～17:00 ③18:00～22:00</p> <p>2 冷暖房使用料</p> <p>①</p> <table border="0"> <tr> <td>大会議室</td> <td>200円</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>中会議室</td> <td>150円</td> <td>150円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>100円</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>150円</td> <td>150円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td>700円</td> <td>700円</td> <td>700円</td> </tr> </table> <p>歳入</p> <table border="0"> <tr> <td>平成16年度決算</td> <td>38,544千円</td> </tr> <tr> <td>平成17年度決算</td> <td>39,294千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度予算</td> <td>37,170千円</td> </tr> </table>	大会議室	1,300円	1,500円	1,500円	中会議室	900円	1,000円	1,000円	小会議室	400円	500円	500円	料理実習室	1,500円	1,700円	1,700円	ホール	2,000円	2,500円	2,500円	大会議室	200円	200円	200円	中会議室	150円	150円	150円	小会議室	100円	100円	100円	料理実習室	150円	150円	150円	ホール	700円	700円	700円	平成16年度決算	38,544千円	平成17年度決算	39,294千円	平成18年度予算	37,170千円	<p>富合町公民館</p> <p>ホール</p> <p>平日</p> <table border="0"> <tr> <td>午前</td> <td>4,500円</td> <td>午後</td> <td>6,000円</td> <td>夜間</td> <td>8,000円</td> </tr> </table> <p>土日</p> <table border="0"> <tr> <td>午前</td> <td>6,000円</td> <td>午後</td> <td>8,000円</td> <td>夜間</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> <p>冷暖房 1時間3,000円</p> <p>附帯設備 使用に応じて</p> <p>各部屋研修室2 1時間200円</p> <p>その他の部屋 1時間300円</p> <p>和室（雁回館内） 1時間300円</p> <p>料理実習室（雁回館内） 1時間500円</p> <p>※ホール以外の施設の冷暖房費は使用料に含む。</p> <p>歳入</p> <table border="0"> <tr> <td>平成16年度決算</td> <td>1,865千円</td> </tr> <tr> <td>平成17年度決算</td> <td>2,765千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度予算</td> <td>2,064千円</td> </tr> </table>	午前	4,500円	午後	6,000円	夜間	8,000円	午前	6,000円	午後	8,000円	夜間	10,000円	平成16年度決算	1,865千円	平成17年度決算	2,765千円	平成18年度予算	2,064千円	<p>公民館研修室の使用料は、合併時に熊本市の例により統合する。</p> <p>ホールを公民館が使用する場合は、熊本市公民館ホール使用料に合せて減免する。</p>
大会議室	1,300円	1,500円	1,500円																																																																
中会議室	900円	1,000円	1,000円																																																																
小会議室	400円	500円	500円																																																																
料理実習室	1,500円	1,700円	1,700円																																																																
ホール	2,000円	2,500円	2,500円																																																																
大会議室	200円	200円	200円																																																																
中会議室	150円	150円	150円																																																																
小会議室	100円	100円	100円																																																																
料理実習室	150円	150円	150円																																																																
ホール	700円	700円	700円																																																																
平成16年度決算	38,544千円																																																																		
平成17年度決算	39,294千円																																																																		
平成18年度予算	37,170千円																																																																		
午前	4,500円	午後	6,000円	夜間	8,000円																																																														
午前	6,000円	午後	8,000円	夜間	10,000円																																																														
平成16年度決算	1,865千円																																																																		
平成17年度決算	2,765千円																																																																		
平成18年度予算	2,064千円																																																																		

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	20 公民館学級
調整方針	合併特例区の事業として継続する その後は熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>公民館学習活動には、公民館が主催する主催講座と、市民が自主運営する自主講座がある。</p> <p>主催講座は、講座数 1,499、在籍者数（参加者数）61,453 人であり、自主講座は、講座数 880、在籍者数（参加者数）18,422 人である。</p> <p>また、自主講座は入講時に自治会費（300 円～1,000 円）を徴収しているが、講座に係る講師謝礼金や館使用料等の経費は、各講座でそれぞれ必要額を徴収している。</p> <p>&lt;全公民館（16 館）の主催事業等開催経費&gt;</p> <p>H16 年度決算額 54,246 千円 H17 年度決算額 54,842 千円 H18 年度予算額 54,105 千円</p>	<p>公民館学習活動には、公民館が主催するさわやか学級がある。</p> <p>さわやか学級は、趣味を生かし、仲間づくり、生きがいづくりの一環として、昼間活動できる人を対象に現在 360 人が参加され、年 8 回の学習会（講和・社会見学など）と 16 のクラブの中から希望のクラブで活動されている。年間入級料 1,000 円、1 クラブにつき 1,000 円の負担となっており、クラブでそれぞれ必要額を徴収している。</p> <p>H16 年度決算額 1,753 千円 H17 年度決算額 1,155 千円 H18 年度予算額 1,103 千円</p>	<p>合併特例区の事業として継続する。その後は熊本市の例により統合する。</p>

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	21 成人式
調整方針	合併特別区の事業として継続する その後は熊本市の制度に統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>熊本市では、成人の日に総合体育館青年会館で行っている。 主催は熊本市で、平成19年の成人式には、7,928名中、4,500名が出席し、来賓には、市議会議員、教育委員、社会教育委員、関係団体の長等約13名。</p> <p>本市の特色として、太鼓演奏、記念感想文朗読、ハンドベル演奏などを行っている。</p> <p>平成16年度決算 5,725千円 平成17年度決算 3,498千円 平成18年度予算 4,500千円</p>	<p>富合町では、成人の日にアスパル富合（公民館）で行っている。 主催は富合町で、平成19年の成人式には、富合中学卒業生の93%にあたる80名が出席し、来賓には、町議会議員、中学校の恩師、区長、教育委員、社会教育委員、各種団体の長等約60名。</p> <p>毎年12月上旬成人式代表者打合せ会を行い、役割等を決定。本町の特色として、新成人者による主張・意見発表を4名行っている。</p> <p>また、式終了後、茶話会を中学校時代の恩師を招き開催している。 記念品（1,000円）程度のもの。 集合写真は出席成人者に後日送付。</p> <p>平成16年度決算 260千円 平成17年度決算 230千円 平成18年度予算 230千円</p>	<p>合併特別区による成人式として継続するが、その後は熊本市の例によりに統合する。</p>

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	22 図書館の施設管理運営 ①
調整方針	合併特例区の管理施設として継続する その後は熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>【施設の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○名称 熊本市立図書館</li> <li>○設置根拠 熊本市図書館設置条例、同施行規則</li> <li>○開館年月 昭和57年11月</li> <li>○延面積 4090㎡（地上2階 地下1階）</li> <li>○駐車場 120台（共用部分を含む）</li> <li>○施設内容 一般閲覧室 児童閲覧室 郷土・参考資料室 身障者福祉室 おはなしコ ーナ一 視聴覚室 リスニングルーム 新聞・ 雑誌コーナ一 集会室 ホール 事務室 閉 架書庫 等</li> <li>○蔵書冊数（移動図書館を含む） 開架 22万8千冊 閉架 24万6千冊 合計 47万4千冊</li> <li>○収集冊数（移動図書館を含む） H16年度 2万7千冊 H17年度 2万8千冊</li> </ul>	<p>【施設の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○名称 富合町立図書館</li> <li>○設置根拠 富合町立図書館</li> <li>○開館年月 平成15年7月</li> <li>○図書館施設面積 625㎡</li> <li>○事務室（公民館と共用）137㎡</li> <li>○駐車場（文化センターと共用）164台</li> <li>○施設内容 事務室、閉架書庫室 おはなしコーナ一、児童書コーナ一 一般書、雑誌コーナ一 等</li> <li>○蔵書冊数 開架 3万5千冊 閉架 2千冊 計 3万7千冊</li> <li>○蔵書計画 H14年度 15,000冊 H15年度 10,000冊 H16年度 4,000冊 H17年度 4,000冊 ※18年以降も4,000冊を予定</li> </ul>	<p>合併特例区の「富合町立図書館」として継続する。その後は「富合公民館図書室」とする。</p>
			次頁へ続く



協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	22 図書館の施設管理運営 ②
調整方針			

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>○職員数 館長 1 副館長 1 教育審議員 2 主幹 2 主査 4 参事 5 主任 3 事務職員 11 小計 29 名 (うち司書 13 名) 嘱託 1 4 名 (うち司書 10 名) 合計 43 名</p> <p>○勤務体制 ・平日 職員 8:30~19:15 の中で交代・時差勤務をしている。 嘱託 8:30~19:00 の中で交代勤務 (6時間等) をしている。 ・土・日・休日 職員 8:30~17:15 嘱託 8:30~17:00 の中で交代勤務 (6時間等) をしている。</p> <p>○開館・閉館・休館 ・平日 (10月~5月) 開館 9:30 閉館 18:00 ・平日 (6月~9月) 開館 9:30 閉館 19:00 ・土・日・休日 開館 9:30 閉館 17:00 ・休館日 月曜日 12月29日から翌年1月4日まで 特別整理日 (毎年14日以内)</p>	<p>○職員数 図書館長 1 教育長兼務 1 名 町職員 2 名 (1日8時間勤務) 司書 2 名</p> <p>○勤務体制 ・平日 A 8:30~17:15 B 10:30~19:15 ※平日勤務のBと土・日勤務があるため社会教育係の4名をローテーションでカウンター業務に時間帯を設定し勤務している。</p> <p>○開館・閉館・休館 ・平日 開館 10:00 閉館 19:00 ・土・日 開館 10:00 閉館 17:00 ・休館日 毎週 月曜日、 祝祭日、年末・年始 第4木曜日 (図書整理)</p>	<p>職員数、組織及び勤務体制や利用時間及び休館は、現行のままとし、その後は「富合公民館図書室」する時点で既存の公民館図書室と同様とする。</p>

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	23 図書の管理等 ①
調整方針	合併特例区の事業として管理するが、その後は熊本市の例により統合するシステム及び複写サービスの使用料は合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>【図書管理等】</p> <p>○選書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週、選書委員会を開きTRCの週間新刊全点案内をもとに選書</li> <li>・市立図書館は中心館として、一般的な資料の他、参考資料、行政資料、郷土資料、外国語資料、視聴覚資料など図書館資料の収集に努めている。</li> <li>・リクエストにはなるべく応えるようにしている。</li> </ul> <p>○図書整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書、雑誌、視聴覚資料は、一般・児童に区分して受け入れている</li> <li>・毀損図書は、その都度除籍手続きをとり補充が必要なのは購入する。</li> </ul> <p>○図書館電算システム</p> <p>システムの賃借 富士通(株)プライムパワー400電子計算組 織とそれに付属する端末機器 契約金額及び期間 契約先 (株) 富士通ビジネスシステム熊本支店 契約金額 138,600千円 期間 H14.6月～H19.5月まで</p>	<p>【図書管理等】</p> <p>○選書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・TRCの週刊新刊案内をもとに選書</li> <li>・基本図書については蔵書状況により補充</li> <li>・児童書については良書を所蔵する。</li> <li>・利用者からのリクエストにはなるべく応えるよう努力している。</li> </ul> <p>○図書整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書、雑誌、視聴覚資料は、一般・児童に区分して受け入れている</li> <li>・毀損図書は、その都度除籍手続きをとり補充が必要なのは購入する。</li> </ul> <p>○図書館電算システム</p> <p>平成14年度ハイパーネット基盤整備事業により導入 契約金額及び期間 契約先 日本事務機(株) 期間 H18.4月～H19.3月まで</p>	<p>合併特例区の管理施設として継続する。</p> <p>合併時に熊本市の図書館電算システムを導入し統合する。</p>

次頁へ続く

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	23 図書管理等 ②
調整方針			

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>○図書管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間受入分については年度末に受入、分類区分で統計を出し蔵書数を出す。</li> <li>蔵書点検は、毎年1回、開架・閉架の全資料を対象に実施</li> </ul> <p>実施時期 原則2月 実施期間 14日以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開架・閉架とも配架スペースに余裕がなく、今後、更に蔵書数を増やすには基準に基づく除籍の徹底と書架・書庫のスペース増を図る必要がある。</li> </ul> <p>○平成18年度資料購入計画 (資料費・移動図書館を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図書購入費 46,000千円</li> <li>雑誌・新聞等 8,553千円</li> <li>視聴覚資料 2,947千円</li> <li>合計 57,500千円</li> </ul> <p>○資料貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人貸出 6冊2週間</li> <li>団体貸出 地域団体、社会教育団体等 300冊2ヶ月</li> <li>郵送貸出、移動図書館巡回貸出 なし</li> <li>A V資料の貸出 なし</li> </ul>	<p>○図書管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間受入分については年度末に受入、分類区分で統計を出し蔵書数を出す。</li> <li>蔵書点検は年1回年度末に期間を定め利用者の便宜を図るためなるべく短時間で終了するよう事前の体制作りなど徹底して研修する。</li> <li>開架・閉架ともまだ余裕があるので年間計画をもとに蔵書数を増やしていく、常時5万冊程度を管理していきたい。</li> </ul> <p>○平成18年度資料購入計画 (資料費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図書購入費 4,000千円</li> <li>雑誌、新聞 587千円</li> <li>視聴覚資料 600千円</li> <li>その他、資料 557千円</li> <li>合計 5,744千円</li> </ul> <p>○資料貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般貸出 5冊2週間</li> <li>団体貸出 小中学校・老人ホーム・憩いの家等 100冊1ヶ月</li> <li>移動図書はなし</li> <li>A V資料の貸出 あり</li> </ul>	<p>図書の個人、団体貸出の冊数、期間等については、熊本市に統合する。</p> <p>A V資料の貸出について A V資料の貸出は、合併から5年間は現行のままとし、富合町地域の住民のみの貸し出しとする</p>

次頁へ続く

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	23 図書の管理等 ③
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町名	○複写サービス 1枚 10円	○複写サービス 1枚 20円	複写サービスについては熊本市の例により統合する。 「富合町立図書館」は合併時から5年間は現行どおりとし、その後は「公民館図書室」となるため廃止する。
市 町 別 内 容			

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	24 図書館のサービス ①
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>○インターネット予約 図書館利用者が図書館のHPの蔵書検索機能で資料の所蔵情報を確認し、自宅等から貸出を予約できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全予約件数 146,880件うち、インターネット予約 67,316件 (平成17年度実績)</li> </ul> <p>○移動図書館 読書普及及び利用促進を図るサービスとして、図書館車により、大規模団地を中心に巡回個人貸出を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ステーション数 28</li> <li>・巡回数 1ステーション・月1回</li> <li>・巡回日数 167日</li> <li>・登録者 2,203人</li> <li>・貸出冊数 29,665冊 (平成17年度実績)</li> </ul> <p>○郵送貸出 身体に障害等があるために図書館への来館が困難な方を対象として、無料の郵送貸出サービスを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出冊数 1回に8冊(巻)まで</li> <li>・貸出期間 30日以内</li> <li>・登録者 133人</li> <li>・貸出冊数 997冊 (平成17年度実績)</li> </ul>	<p>○インターネット検索 図書館利用者が図書館のHPの蔵書検索機能で資料の所蔵情報を、自宅等から検索できる。</p>	<p>合併時、ただちに熊本市のサービスを適用する。</p>

次頁へ続く

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	24 図書館のサービス ②
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>○搬送サービス 市立図書館と公民館図書室15室との連絡調整のほか、図書資料の相互貸借や返却本の搬送など図書の流通のため週2回各室を巡回している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配送（貸出予約本、返却本の本籍館への配送） 200,535冊</li> <li>・ 収集（他館貸出本、予約本の収集） 226,657冊</li> <li>・ 巡回日数 257日</li> <li>・ 1日当たり流通冊数 1,663冊 (平成17年度実績)</li> </ul> <p>○図書利用カード（通称「共通利用券」）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開始年月 平成14年7月</li> <li>・ 対象 市立小中学校に在籍する全児童生徒 約60,000人</li> </ul> <p>このカード1枚で学校図書館と市立図書館、公民館図書室15室で貸出サービスが受けられる。</p>		合併時、ただちに熊本市のサービスを適用する。

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	25 体育協会 ①
調整方針	合併特例区の管理団体として継続する。 その後は熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 熊本市体育協会</li> <li>・任務 熊本市における体育・スポーツの奨励と振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と健康で明るい市民生活の形成に寄与することを目的とする。</li> <li>・組織 80 校区体育協会、46 競技団体、熊本市7歳-17歳少年団 ※会長 1 名、副会長 4 名、理事長 1 名、副理事長 1 名、理事 17 名、監事 2 名 (任期：2 年、再任を妨げない。)</li> <li>・役員選出 会長は理事会が選考し、評議員員会で選出。副会長は、教育長、校区体育体育協会長 2 名、競技団体 1 名の計 4 名とし、理事会が選考し、評議員員会で選出する。</li> <li>・理事は校区体育協会、競技団体、学識経験者等から選出 会議 評議員員会及び理事会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 富合町体育協会</li> <li>・任務 町内社会体育の振興及び町民の体力向上に務め明朗なる精神を涵養し、町民の融和を図ることを目的とする。</li> <li>・組織 22 地区体育係、20 種目団体、区長会長 社会教育委員 (代表 1 名)、町議会議長、教育委員長、公民館長、小中学校長、婦人会長、小中学校 P T A 会長、小中学校体育担当、体育指導委員 (7 名)、教育委員会職員 (3 名) ※会長 1 名、副会長 3 名、常任理事 10 名以内 理事 50 名以内、総務若干名、監事 2 名</li> <li>・任期 2 年 (再任は妨げない)</li> <li>・役員選出 会長・副会長は役員総会において選出。常任理事は各地区体育係・各種目団体及び関係団体より役員総会に図り委嘱。理事は各地区体育係・各種目団体及び関係団体より選出。</li> <li>・会議 役員総会・常任理事会とし会長が必要に応じて召集する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町補助金の推移 平成 16 年度決算 2, 792 千円 平成 17 年度決算 2, 692 千円 平成 18 年度予算 2, 361 千円</li> </ul>
			次頁へ続く

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	25 体育協会 ②
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体育協会の事務局 「熊本市体育協会規約」により事務局は教育委員会社会体育課に置くとなっている。</li> <li>・ 事務 体育協会の事務は、1名の専属事務局員を雇用し、事務にあたっている。 また、事務局長、事務局次長は社会体育課職員が兼務している。</li> <li>・ 事務の内容 校区体育協会（80校区）と競技スポーツ団体（47団体）を総括する組織として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算・決算</li> <li>○ 年間事業計画の企画・立案</li> <li>○ 会議の通知・運営</li> <li>○ 評議員会・理事会等会議資料作成</li> <li>○ 出納簿の管理</li> </ul> </li> <li>・ 事業 ○ 県民体育祭派遣 ○ 市杯スポーツ大会 ○ 表彰 ○ 熊本市民スポーツフェスタ ○ 各種会議の会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体育協会の事務局 「富合町体育協会規約」により事務局は公民館内に置くとなっている。</li> <li>・ 事務 体育協会の事務は、教育委員会事務局の職員（公民館内）が社会体育の一環として兼務している。</li> <li>・ 事務の内容  <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算・決算</li> <li>○ 年間事業計画の企画・立案</li> <li>○ 会議の通知・運営</li> <li>○ 総会・理事会の資料作成</li> <li>○ 出納簿の管理</li> </ul> </li> <li>・ 事業  <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種大会の運営</li> <li>○ 町民体育祭・駅伝大会・研修会・総会</li> </ul> </li> <li>・ 下益城郡体育協会事業の事務  <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 郡民体育祭</li> <li>○ 郡駅伝大会</li> <li>○ 郡ロードレース大会</li> <li>○ 熊日駅伝・熊日女子駅伝</li> </ul> </li> </ul>	



作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	26 文化協会
調整方針	合併特例区の管理団体として、この期間は現行のとおり継続する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町名	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>富合町文化協会 会長 1名 副会長 2名 役員 理事等 任期 2年</li> <li>事業 富合町文化祭の開催等 補助金 270千円</li> </ul>	合併特例区の管理団体として、この期間は現行のとおり継続する。
市町別内容			

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	27 運動施設予約・案内システム
調整方針	合併時、熊本市の例により統合する ただし、予約受付開始日を富合地域内の運動施設に限り、5年間の先行予約を認める		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>体育施設の利用者の利便性向上と施設の効率的な運営を図るため、平成12年度に熊本市体育施設案内・予約システムを導入し、平成16年度システム改良を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設</li> <li>公設運動施設 19施設</li> <li>総合体育館、南部総合スポーツセンター等事業団の管理施設 7施設</li> <li>公園運動施設 13施設</li> <li>農林水産運動施設 2施設</li> <li>学校体育施設 197施設</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用方法</li> <li>事前に登録申請を行い、インターネット（携帯電話含む）</li> <li>・街頭端末（市民センター等21ヶ所）・電話・ファックスによる利用申込</li> <li>・システムの運用状況（H18・3現在）</li> <li>システム登録者 6,861件</li> <li>システムを通じた利用割合 94%</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>実績（平成16年度） 133,425千円</li> <li>（平成17年度） 69,913千円</li> <li>・予算（平成18年度） 69,914千円</li> </ul>	<p>体育施設予約は、町公民館で直接予約（申請）調整（抽選）はなし 町内 2ヶ月前に予約開始 町外 1ヶ月前に予約開始 電話予約は不可</p> <p>現在富合町の独自システムにて予約（空き）状況を表示している。</p>	<p>予約システムを熊本市のシステム（よやくまくん）に統合する。予約受付開始日を富合地域内の運動施設に限り優先的に1カ月早く開始し、その後は熊本市の予約システムと同様に受付を行っていく。</p>

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	28 学校施設一般開放管理業務
調整方針	合併時に管理人を配置し、小・中学校体育館、中学校運動場及び武道場は熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>○学校施設の開放について                      体育館、校庭等を一般開放している。                      ・開放日 月～土曜日（祝日等は除く）                      ・開放時間 19：30～21：30                      ・開放施設 体育館117校                      ・運動場 59校                      ・武道場 21校</p> <p>使用料                      体育館夜間開放 1400円（2H）                      運動場夜間開放 1700円（2H）                      武道場夜間開放 1200円（2H）</p> <p>管理人数                      小学校管理人 80名                      中学校管理人 37名                      ※一部を総合型地域スポーツクラブに委託                      H16決算 56,140千円                      H17決算 55,916千円                      H18予算 55,955千円</p>	<p>○学校施設の開放について                      中学校運動場は開放している                      開放時間 20：00～22：00                      小・中学校体育館は開放していない。                      中学校武道場（創心館）は開放していない。</p> <p>使用料                      運動場夜間開放 3200円（2H）</p> <p>中学校運動場の照明施設はカード式で照明が付くようになっているため管理人は配置していない。                      小・中学校の体育館は学校が校舎と一緒に機械警備で管理している。</p>	<p>開放時間・料金については合併後、熊本市の制度に統合する。                      開放に必要な管理人配置を行う。</p> <p>開放施設                      ・小・中学校体育館                      ・中学校運動場                      ・中学校武道場（創心館）</p>

作業部会名：教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	29 PTA連合会他公共団体
調整方針	合併後、5年間は現状のままとして継続する ただし、一本化できる団体については、随時調整を図っていく		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>活動支援を行う関係団体は、次のとおりである。</p> <p>熊本市PTA協議会 会長1名副会長6名委員等 任期1年 小学校81中学校37</p> <p>熊本市子ども会育成協議会 会長1名副会長2名理事等 任期2年 59校区子ども会</p> <p>熊本市地域婦人会連絡協議会 会長1名副会長1名 任期2年 13校区</p> <p>熊本市地域公民館連絡協議会 会長1名副会長3名理事等 任期2年</p>	<p>その他の公共団体は、次のとおりである。</p> <p>富合町PTA連合会 会長1名副会長4名委員等 任期1年 小学校1中学校1</p> <p>富合町子ども会連絡協議会 会長1名副会長2名理事等 任期1年 20地区子ども会</p> <p>富合町婦人会連絡協議会 会長1名副会長2名支部長等 任期2年 15地区</p>	<p>基本的には、熊本市への統合を図る。社会教育団体の運営に関することについては、今後各団体との調整を行い、一体化できるものについては合併時に一体化し、一体化できないものについては、5年を限度とし現状のまま継続する。</p>

作業部会名：教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	30 PTA連合会他公共団体への補助金
調整方針	合併後、5年間は現状のままとして継続する ただし、市の各団体との統合が成立した年度で補助金は廃止する		

調査	現況		調整の具体的内容																												
	熊本市	富合町																													
市町別内容	<p>○補助金 補助金等交付規則により、社会教育団体に下記のとおり運営費補助金を交付している。</p> <table border="0"> <tr> <td>PTA連合会補助金</td> <td>2,070千円</td> </tr> <tr> <td>地域婦人会連絡協議会</td> <td>1,530千円</td> </tr> <tr> <td>地域公民館連絡協議会</td> <td>1,080千円</td> </tr> <tr> <td>子ども会育成協議会</td> <td>855千円</td> </tr> <tr> <td>ポ一イスカウト熊本市地区連絡協議会</td> <td>360千円</td> </tr> <tr> <td>ガールスカウト日本連盟熊本市連絡会</td> <td>315千円</td> </tr> <tr> <td>青年団体連絡協議会</td> <td>315千円</td> </tr> <tr> <td>青年団協議会</td> <td>270千円</td> </tr> <tr> <td>幼稚園後援会連絡協議会</td> <td>90千円</td> </tr> </table>	PTA連合会補助金	2,070千円	地域婦人会連絡協議会	1,530千円	地域公民館連絡協議会	1,080千円	子ども会育成協議会	855千円	ポ一イスカウト熊本市地区連絡協議会	360千円	ガールスカウト日本連盟熊本市連絡会	315千円	青年団体連絡協議会	315千円	青年団協議会	270千円	幼稚園後援会連絡協議会	90千円	<p>○補助金 補助金交付要綱により社会教育団体に下記のとおり補助金を交付している。</p> <table border="0"> <tr> <td>富合町PTA連合会補助金</td> <td>73千円</td> </tr> <tr> <td>富合町子ども会連絡協議会補助金</td> <td>145千円</td> </tr> <tr> <td>富合町婦人会自主活動費補助金</td> <td>225千円</td> </tr> <tr> <td>富合町婦人学級活動補助金</td> <td>163千円</td> </tr> <tr> <td>家庭教育学級補助金（年額） 町内1地区にて開催（年12回）</td> <td>38千円</td> </tr> </table>	富合町PTA連合会補助金	73千円	富合町子ども会連絡協議会補助金	145千円	富合町婦人会自主活動費補助金	225千円	富合町婦人学級活動補助金	163千円	家庭教育学級補助金（年額） 町内1地区にて開催（年12回）	38千円	<p>基本的には、熊本市への統合を図る。社会教育団体の運営に関することについては、今後各団体との調整を行い、一体化できるものについては合併時に一体化して、補助金も一本化し、その年度で補助金は廃止する</p>
PTA連合会補助金	2,070千円																														
地域婦人会連絡協議会	1,530千円																														
地域公民館連絡協議会	1,080千円																														
子ども会育成協議会	855千円																														
ポ一イスカウト熊本市地区連絡協議会	360千円																														
ガールスカウト日本連盟熊本市連絡会	315千円																														
青年団体連絡協議会	315千円																														
青年団協議会	270千円																														
幼稚園後援会連絡協議会	90千円																														
富合町PTA連合会補助金	73千円																														
富合町子ども会連絡協議会補助金	145千円																														
富合町婦人会自主活動費補助金	225千円																														
富合町婦人学級活動補助金	163千円																														
家庭教育学級補助金（年額） 町内1地区にて開催（年12回）	38千円																														

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	31 少人数学級
調整方針	新市の事業として継続する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>子どもたちの確かな学力や豊かな人間性などを育む学校教育を推進するため、子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導を行うよう、少人数学級を小学3年生及び4年生に導入するとともに、少人数指導を実施する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導方法の共有化や授業力の向上に取り組み、教師の指導力の向上を図る。</li> <li>・市費負担教職員（常勤講師）の任用</li> <li>・少人数学級実施に伴うプレハブ建設</li> <li>・授業力向上支援のための嘱託員（事務補助）雇用</li> </ul> <p>【予算】</p> <p>H18年度事業開始                      H18年度予算額 126,623千円                      H19年度計画額 264,119千円                      ※市費負担教職員人件費・プレハブ建設費用・備品代含む</p>	該当なし	熊本市の少人数学級は3年生及び4年生への導入であることから、合併の翌年度から教職員を配置し、熊本市の制度を適用する。

協議第42号

その他の事業の取扱いについて（その2）

その他の事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

その他の事業の取扱いについて

- 1 その他の事業の取扱いのうち下記の熊本市のみの事業については、富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合する。
  - ・ 町内自治会活動支援事業
  - ・ 地域コミュニティセンター運営・建設事業
- 2 行政広報施設補助金については、富合町が町内自治会制度に移行するまでは、現行を継続するものとする。ただし、町内自治会制度移行後のマイク放送施設への補助については、新市において検討する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧 (その他)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
42		その他				
	1	防犯協会	市民生活部会	第4回	第5回 ○承認	
	2	防犯灯設置補助金	市民生活部会	第4回	第5回 ○承認	
	3	町内自治会活動支援事業	市民生活部会	第5回		
	4	地域コミュニティセンター運営・建設事業	市民生活部会	第5回		熊本市のみ
	5	行政広報施設補助金	市民生活部会	第5回		



協議項目	4 2 その他の事業の取扱い	小項目名	3 町内自治会活動支援事業
調整方針	富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1. 町内自治振興補助 内容 町内自治会の育成、支援 根拠 町内自治振興補助金交付規則による。 金額 世帯割 年額 60,000 円～75,000 円</p> <p>平成 16 年度決算 47,075 千円 (726 団体) 平成 17 年度決算 47,200 千円 (727 団体) 平成 18 年度予算 47,200 千円 (727 団体)</p> <p>2. 校区自治協議会の設立推進 内容 小学校区内の地域団体連携のもとに、地域活動の推進や地域課題へ対応し、円滑な校区運営を図る組織の設立を図る 運営補助 組織運営に対し、事務的補助を行う 金額 1 団体、年額上限 200,000 円</p> <p>平成 16 年度実績 0 千円 平成 17 年度実績 8,425 千円 (53 団体) 平成 18 年度予算 14,000 千円 (70 団体)</p>	<p>※ 制度なし</p> <p>※ 制度なし</p>	<p>富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合する。</p>

協議項目	4 2 その他の事業の取扱い	小項目名	4 地域コミュニティセンター運営・建設事業
調整方針	富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1 内容 まちづくりや地域保健福祉、ボランティア活動、健康増進、生涯活動など市民主体の地域づくり活動を支援するための拠点施設として平成3年度より計画的に整備を行っている。</p> <p>2 設置箇所 市内 80 小学校区中、48 カ所に設置（平成19年4月1日現在）</p> <p>3 施設概要 多目的ホール、和室、調理室、多目的トイレ（地域により児童育成クラブ併設）</p> <p>4 設置面積 概ね250㎡～300㎡以内</p> <p>5 工費 概ね5千8百万円～6千3百万円</p> <p>平成16年度決算 269,637千円（5カ所） 平成17年度決算 129,777千円（3カ所） 平成18年度予算 63,000千円（1カ所） ※H16・H17年度、それぞれ1カ所次年度への繰越あり</p> <p>4 運営 地元で設立された運営協議会</p>	<p>※ 該当なし</p>	<p>富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合する。</p>

作業部会名：市民生活部会

協議項目	4 2 その他の事業の取扱い	小項目名	5 行政広報施設補助金
調整方針	富合町が町内自治会制度に移行するまでは、現行を継続するものとする。ただし、町内自治会制度移行後のマイク放送施設への補助については、新市において検討する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 掲示板設置 町内自治会からの申請に基づき、市が作製し、各町内自治会に1基ずつ設置(現在674基設置/727町内自治会)</p> <p>平成16年度決算 442千円(6基) 平成17年度決算 582千円(6基) 平成18年度予算 540千円(9基)</p> <p>維持補修 通常の維持管理は、各町内自治会が行い、通常の状態で使用した場合の破損劣等化等による修理は市が行う。</p> <p>平成16年度決算 1,301千円(28基) 平成17年度決算 883千円(20基) 平成18年度予算 810千円(27基)</p>	<p>1. 掲示板 各地区での設置</p> <p>2. マイク放送施設補助 修理工事等への補助・・・4割補助 (事業費が10万円以上のみ)</p> <p>平成16年度決算 1,337千円(5件) 平成17年度決算 1,067千円(3件) 平成18年度予算 800千円(3件)</p>	<p>富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合する。</p> <p>富合町が町内自治会制度に移行するまで、現行を継続する。ただし、町内自治会制度に移行する期間内に利用状況等を調査し、補助制度の必要性について検討する。</p>
	<p>2. マイク放送施設補助 ※制度なし</p>		



(今回提案分)



協議第 7 号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 30 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会等に関する法律第 3 4 条の規定を適用し、平成 2 3 年 7 月までそれぞれの区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。

平成 2 3 年 7 月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧 （農業委員会の委員の定数及び任期）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
7		農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い				
	1	農業委員会の委員の定数及び任期等	経済振興部会	第6回		



熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	7 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い	小項目名	1 農業委員会の委員の定数及び任期等
調整方針	農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、平成23年7月までそれぞれその区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。 平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編する。		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	委員 選挙委員 40名 選任委員 7名 (うち議会推薦4名、農協推薦1名、農業共済推薦1名、土地改良区推薦1名) ※平成17年7月20日改選  任期 ・平成17年7月20日～平成20年7月19日 3年間  報酬 会長 月額 90,000円 会長職務代理者、部長及び部会長職務代理者 月額 59,000円 委員 月額 55,000円  選挙区…9選挙区 定数…40名	委員 選挙委員 16名 選任委員 6名 (うち議会推薦3名、農協推薦1名、農業共済推薦1名、土地改良区推薦1名) ※平成18年10月1日改選  任期 ・平成18年10月1日～平成21年9月30日 3年間  報酬 会長 年額 213,300円 委員 年額 195,300円 費用弁償 1日 1,000円  選挙区…富合町の全域 定数…16名	農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、平成23年7月までそれぞれその区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。 平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編する。

**農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い**

(編入合併の場合)

区分	選挙委員			選任委員	要件等	(根拠法令)
	選出方法等	定数	任期			
合併後の新市に1つの農業委員会を置く場合	原則	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。	編入した市町村の従前の委員の残任期間	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。	—	農委法第3条第1項
	在任特例	存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選。	編入した市町村の従前の定数+協議により40を超える数 ない範囲で定めた数	編入した市町村の従前の委員の残任期間	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。	—
合併後の新市に2以上の農業委員会を置く場合	原則	各委員会ごとに選挙	3年	新たに選任	新市の区域面積24000haまたは農地面積7000haを超えること。	農委法第3条第2項 公選法第33条第3項
	在任特例	存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選	協議により各委員会ごとに80を超えず10を下らない範囲で定めた数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	新たに選任	農委法第3条第2項 合併特例法第11条 第3項
従前の区域ごとに委員会を置く場合	在任特例	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続	従前の各委員会の委員の残任期間	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続。	新市の区域面積24000haまたは農地面積7000haを超えること。	農委法第3条第2項 農委法第34条第2項

※ 選挙委員の定数を2人以上とした場合は「農地部会」が必置となります。

○農地面積等

(単位：ha)

	熊本市	富合町	市町計	備考
市町域面積	26,078	1,959	28,037	国土交通省国土地理院「平成17年全国都道府県市区町村別面積調」による
農地面積	6,619	830	7,449	2005年農林業センサス経営耕地総面積より

○農業委員会等に関する法律

(設置)

第三条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

5 その区域内の農地面積(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第一項の規定による協議が調つたものの区域内の農地面積(生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。)を除く。)が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

6 市町村長は、第二項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第三項又は第四項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置か

ないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

(境界の変更の場合の特例)

第三十四条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

○農業委員会等に関する法律施行令

(二以上の農業委員会を置くことができる市町村)

第一条の三 法第三条第二項の政令で定める市町村は、その区域の面積が二万四千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が七千ヘクタールを超える市町村とする。

複数農業委員会設置市町村

	合併期日	合併形態	農業委員会 設置数	合併自治体数	備考
北海道	北見市	18. 3. 5	4	1市3町	北見市 端野町 常呂町 留辺碛町 ◎合併後に連絡調整会議を設置し、研究・検討を行い1つの農業委員会に統合予定
	大空町	18. 3. 31	2	1町1村	女満別町 東藻琴村 ◎平成20年1農業委員会へ統合予定
	幕別町	18. 2. 6	2	1町1村	幕別町 忠類村 ◎平成20年7月統合予定
宮城県	大崎市	18. 3. 31	2	1市6町	古川市 岩出山町 鳴子町 松山町 三本木町 田尻町 鹿島台町 ◎H18.7.20[1]→[2]農業委員会に統合、H20[1]農業委員会に統合予定
	大仙市	17. 3. 22	2	1市6町1村	大崎市 中仙町 仙北町 太田町 神岡町 西仙北町 協和町 南外村 高崎市 倉渟村 群馬町 新町 ◎平成20年7月20日、1農業委員会に統合
群馬県	高崎市	18. 1. 23	4	1市3町	高崎市 箕郷町 ◎平成20年7月20日、1農業委員会に統合
		18. 1. 23	5	1市1町	高崎市 榛名町 ◎平成20年7月20日、1農業委員会に統合
		18. 10. 1	6	1市1町	高崎市 榛名町 ◎平成20年7月20日、1農業委員会に統合
神奈川県	渋川市	18. 2. 20	6	1市1町4村	渋川市 伊香保町 小野上村 子持村 赤城村 北橘村 ◎合併1年後(H19.2.20)1農業委員会に統合
	みなかみ町	17. 10. 1	3	1町2村	月夜野村 水上町 新治村 ◎平成19年4月1日統合
	横浜市		2		※政令指定都市
静岡県	相模原市	18. 3. 20	2	1市2町	相模原市 津久井町 相模湖町
		19. 3. 11	2	1市1町	相模原市 藤野町(津久井町、相模湖町区域の農業委員会に統合)
		19. 3. 11	2	1市1町	相模原市 城山町 ○H19.3.11より「西」「東」農業委員会とする
岐阜県	関市	17. 2. 7	3	1市2町3村	関市 洞戸村 板取村 武芸川町 武儀町 上之保村
	郡上市	16. 3. 1	2	3町4村	八幡町 美並村 明宝村 和良村 大和町 白鳥町 高鷲村
静岡県	浜松市	17. 7. 1	4	3市8町1村	浜松市 舞阪町 雄踏町 浜北市 細江町 引佐町 三ヶ日町 天竜市 春野町 佐久間町 水窪町 龍山村 ※政令指定都市
	新潟県	17. 3. 21	4	3市4町5村	新潟県 白根市 小須戸町 横越町 亀戸町 豊栄市 岩室村 西川町 味方村 湯東村 月潟村 中之口村 新潟市 新津市 新潟市 巻町 ※政令指定都市
山口県	下関市	17. 2. 13	2	1市4町	下関市 豊浦町 菊川町 豊田町 豊北町 ◎合併後4年間までに1農業委員会とすることに努める
	萩市	17. 3. 6	2	1市2町4村	萩市 川上村 旭村 田万川町 むつみ村 須佐町 福栄村 ◎合併後4年以内に統合
福岡県	北九州市		2		※政令指定都市
鹿児島県	薩摩川内市	16. 10. 12	2	1市4町4村	川内市 樋脇町 入来町 東郷町 祁答院町 里村 上瓶村 下瓶村 鹿島村

協議第 27 号

消防防災の取扱いについて（その 2）

消防防災の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 30 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

消防防災の取扱いについて

- 1 消防補助金等の取扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。
- 2 防災無線の取扱いについては、合併後、富合町にある現行の無線設備を継続利用する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧（消防防災）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
27		消防防災の取扱い				
	1	災害備蓄	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	消防補助金等	総務部会	第6回		
	3	防災無線	総務部会	第6回		

協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	2 消防補助金等
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容																																																																											
	熊本市	富合町																																																																												
市町別内容	<p>1. 消防防災施設等の補助について：行政財産はすべて本市が負担、地元財産については、10万円を限度として事業費の90%を補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械倉庫の修理・火の見やぐらの撤去・消火栓ボックスの補修等</li> </ul> <p>※1の支出内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>H16</td> <td>176万円</td> <td>H17</td> <td>176万円</td> <td>H18</td> <td>176万円</td> </tr> </table> <p>2. 積載車について</p> <table border="1"> <tr> <td>①積載車</td> <td>全額市費</td> </tr> <tr> <td>②車検点検</td> <td>全額市費</td> </tr> <tr> <td>③修理費</td> <td>全額市費</td> </tr> <tr> <td>④燃料費</td> <td>全額市費</td> </tr> <tr> <td>⑤格納庫</td> <td>コミュニティ消防センターを1校区1箇所建設中（全額市費）</td> </tr> <tr> <td>積載車</td> <td>16決算 33,750</td> <td>17決算 30,374</td> <td>18決算(単位：千円)</td> <td>13,566</td> </tr> <tr> <td>車両点検</td> <td>5,566</td> <td>6,341</td> <td>6,094</td> <td></td> </tr> <tr> <td>修理費</td> <td>1,865</td> <td>1,596</td> <td>1,665</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料費</td> <td>1,663</td> <td>1,991</td> <td>2,145</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納庫</td> <td>19,779</td> <td>19,257</td> <td>19,530</td> <td></td> </tr> </table> <p>(更新)</p> <table border="1"> <tr> <td>積載車</td> <td>16年度10台</td> <td>17年度9台</td> <td>18年度4台</td> <td>19年度8台</td> </tr> <tr> <td>格納庫</td> <td>16年度2棟、17年度1棟+トイレ増設4箇所(設計料含まず。)</td> <td>18年度2棟+1箇所解体経費</td> <td>19年度2棟</td> <td></td> </tr> </table>	H16	176万円	H17	176万円	H18	176万円	①積載車	全額市費	②車検点検	全額市費	③修理費	全額市費	④燃料費	全額市費	⑤格納庫	コミュニティ消防センターを1校区1箇所建設中（全額市費）	積載車	16決算 33,750	17決算 30,374	18決算(単位：千円)	13,566	車両点検	5,566	6,341	6,094		修理費	1,865	1,596	1,665		燃料費	1,663	1,991	2,145		格納庫	19,779	19,257	19,530		積載車	16年度10台	17年度9台	18年度4台	19年度8台	格納庫	16年度2棟、17年度1棟+トイレ増設4箇所(設計料含まず。)	18年度2棟+1箇所解体経費	19年度2棟		<p>1. 消防防災施設等の補助について：消防の用に供する消防施設及び消防用具の購入又は整備を促進しようとする行政区に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。(補助率)</p> <table border="1"> <tr> <td>1級地区(戸数50以下)</td> <td>補助率80%</td> </tr> <tr> <td>2級地区(戸数51以上100以下)</td> <td>補助率70%</td> </tr> <tr> <td>3級地区(戸数101以上150以下)</td> <td>補助率60%</td> </tr> <tr> <td>4級地区(戸数151以上)</td> <td>補助率50%</td> </tr> </table> <p>2. 積載車について</p> <table border="1"> <tr> <td>①積載車</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>②車検、車両保険等</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>③修理費</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>④燃料費</td> <td>予算の範囲で定める額</td> </tr> <tr> <td>⑤格納庫</td> <td>8割補助</td> </tr> </table> <p>(限度額120万円、詰所兼用の場合は限度額150万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>平成16年度決算</td> <td>10,038千円</td> </tr> <tr> <td>平成17年度決算</td> <td>3,577千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度予算</td> <td>3,600千円</td> </tr> </table> <p>(参考) 消防防災施設等の補助の支出内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプ修理</li> <li>・消火栓の設置</li> <li>・ハッピの購入等</li> </ul>	1級地区(戸数50以下)	補助率80%	2級地区(戸数51以上100以下)	補助率70%	3級地区(戸数101以上150以下)	補助率60%	4級地区(戸数151以上)	補助率50%	①積載車	全額	②車検、車両保険等	全額	③修理費	全額	④燃料費	予算の範囲で定める額	⑤格納庫	8割補助	平成16年度決算	10,038千円	平成17年度決算	3,577千円	平成18年度予算	3,600千円	合併時に熊本市の例により統合する。
H16	176万円	H17	176万円	H18	176万円																																																																									
①積載車	全額市費																																																																													
②車検点検	全額市費																																																																													
③修理費	全額市費																																																																													
④燃料費	全額市費																																																																													
⑤格納庫	コミュニティ消防センターを1校区1箇所建設中（全額市費）																																																																													
積載車	16決算 33,750	17決算 30,374	18決算(単位：千円)	13,566																																																																										
車両点検	5,566	6,341	6,094																																																																											
修理費	1,865	1,596	1,665																																																																											
燃料費	1,663	1,991	2,145																																																																											
格納庫	19,779	19,257	19,530																																																																											
積載車	16年度10台	17年度9台	18年度4台	19年度8台																																																																										
格納庫	16年度2棟、17年度1棟+トイレ増設4箇所(設計料含まず。)	18年度2棟+1箇所解体経費	19年度2棟																																																																											
1級地区(戸数50以下)	補助率80%																																																																													
2級地区(戸数51以上100以下)	補助率70%																																																																													
3級地区(戸数101以上150以下)	補助率60%																																																																													
4級地区(戸数151以上)	補助率50%																																																																													
①積載車	全額																																																																													
②車検、車両保険等	全額																																																																													
③修理費	全額																																																																													
④燃料費	予算の範囲で定める額																																																																													
⑤格納庫	8割補助																																																																													
平成16年度決算	10,038千円																																																																													
平成17年度決算	3,577千円																																																																													
平成18年度予算	3,600千円																																																																													

協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	3 防災無線①
調整方針	合併後、富合町にある現行の無線設備を継続利用する。無線連絡については、各総合支所との連絡体制と同様に広域業務用無線機を活用する		

調査	現況	調整の具体的内容
市町名	熊本市	富合町

市町別内容	<p>1.熊本市防災行政無線（移動系）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周波数 146.02MHz (1ch)</li> <li>・基地局 1局</li> <li>・移動局 80局</li> </ul> <p>①危機管理防災室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基地局 (10w) 1台、車載型 (10w) 1台</li> <li>携帯型 (10w) 31台、携帯型 (1w) 3台</li> </ul> <p>②道路総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車載型 (10w) 3台、携帯型 (10w) 1台</li> <li>携帯型 (5w) 1台</li> </ul> <p>③道路管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車載型 (10w) 6台</li> </ul> <p>④道路整備課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車載型 (10w) 3台</li> </ul> <p>⑤河川課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車載型 (10w) 1台</li> </ul> <p>⑥東部土木センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型 (10w) 1台</li> <li>車載型 (10w) 11台</li> </ul> <p>⑦西部土木センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型 (10w) 1台</li> <li>車載型 (10w) 11台</li> </ul> <p>⑧北部土木センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型 (10w) 1台</li> <li>車載型 (10w) 5台</li> </ul>	<p>1. 富合町防災行政無線（移動系）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基地局 1箇所 役場</li> <li>・携帯型無線機 (5W) 8局</li> <li>・総務課 8台</li> </ul>	<p>合併後、富合町にある現行の無線設備を継続利用する。無線連絡については、各総合支所との連絡体制と同様に広域業務用無線機を活用する。</p>
		次頁に続く	



協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	3 防災無線②
調整方針			

調査	現	況	調整の具体的内容
市町名	熊本市	富合町	

市町別内容	<p>2.熊本市防災行政無線（移動系）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周波数 466.9375MHz (1c h)</li> <li>・周波数 466.775MHz (2c h) 広域共通波</li> <li>・基地局 4局</li> <li>・移動局 69局</li> </ul> <p>①危機管理防災室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基地局 (10w) 1台</li> <li>車載型 1台、携帯型 (5w) 11台</li> </ul> <p>・周波数 466.750MHz (1、2c h) 広域共通波</p> <p>①河内総合支所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基地局 (10w) 1台</li> <li>車載型 (10w) 17台</li> <li>携帯型 (10w) 1台</li> <li>携帯型 (5w) 6台</li> <li>携帯型 (1w) 9台</li> </ul> <p>②北部総合支所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車載型 (10w) 2台</li> <li>携帯型 (5w) 4台</li> </ul> <p>・周波数 466.825MHz</p> <p>①飽田総合支所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基地局 (1w) 1台</li> <li>車載型 (1w) 1台</li> <li>携帯型 (1w) 9台</li> </ul>	<a href="#">次頁に続く</a>
-------	--	-----------------------

協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	3 防災無線③
調整方針			

調査	現況	調整の具体的内容
市町名	熊本市	富合町

市町別内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周波数 466.9375MHz (1ch)</li> <li>・周波数 466.775MHz (2ch)</li> <li>①天明総合支所 <ul style="list-style-type: none"> <li>基地局 (1w) 1台</li> <li>携帯型 (1w) 6台</li> <li>車載型 (1w) 2台</li> </ul> </li> <li>3.熊本市防災行政無線 (固定系：災害情報伝達システムを含む) <ul style="list-style-type: none"> <li>①河内総合支所 <ul style="list-style-type: none"> <li>親局 60.080MHz (1w) 1局</li> <li>中継局 69.105MHz (5w) <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外受信装置・・・・・・・・・・32局</li> <li>個別受信機・・・・・・・・・・2,070局</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>②鮎田総合支所 <ul style="list-style-type: none"> <li>親局 68.805MHz (0.1w) 1局</li> <li>屋外拡声子局・・・・・・・・・・17局</li> </ul> </li> <li>③天明総合支所 <ul style="list-style-type: none"> <li>親局 68.220MHz (0.1W) 1局</li> <li>屋外拡声子局・・・・・・・・・・30局</li> </ul> </li> <li>④西部市民センター (災害情報伝達システム) <ul style="list-style-type: none"> <li>親局 (NTT回線使用) 1局</li> <li>屋外受信装置・・・・・・・・・・4局</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		
-------	--	--	--

協議第 3 1 号

各種福祉制度の取扱いについて（その 3）

各種福祉制度の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 30 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

各種福祉制度の取扱いについて

- 1 保育料については、合併後 5 年間は現行どおりとし、その後熊本市の例により統合する。
- 2 チャイルドシートの貸出については、富合地域において、社会福祉協議会の事業として継続する。
- 3 各種福祉制度のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
  - ・社会福祉協議会補助金
  - ・ひとり暮らし高齢者訪問事業

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧（各種福祉制度）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
31		各種福祉制度の取扱い				
	1	熊本市優待証	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	住宅改造居宅介護支援員派遣事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	生きがい推進事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	無料寝具乾燥事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	5	夏休み障害児・家族支援事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	6	母子家庭等日常生活支援事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	7	敬老の集い	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	8	敬老祝品支給等	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	9	災害見舞金等	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	10	ひとり親家庭等医療費助成事業	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	11	乳幼児医療費助成	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	12	保育料	健康福祉部会	第6回		
	13	チャイルドシート貸出	健康福祉部会	第6回		富合町のみ
	14	社会福祉協議会補助金	健康福祉部会	第6回		
	15	ひとり暮らし高齢者訪問事業	健康福祉部会	第6回		

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	12 保育料
調整方針	合併後5年間は、現行どおりとし、その後熊本市の例により統合する		

調査 市町名	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>○保育園数 公立 20園 私立 111園</p> <p>○熊本市民で富合町の保育園利用者 19人 (H19.4.1)</p> <p>○保育料 ※基準額比較表 別紙のとおり</p>	<p>○保育園数 公立 なし 私立 3園</p> <p>○富合町民で熊本市の保育園利用者 0人 (H19.4.1)</p> <p>○保育料 ※基準額比較表 別紙のとおり</p>	<p>合併後5年間は、現行どおりとし、その後熊本市の例により統合する。</p> <p>保育料は住民登録地の基準額を適用する。</p>

保育料基準額比較表

(単位：人、円)

熊本市		富台町	
階層区分	各月初日の児童の属する世帯の階層区分 定義	3歳未満児徴収金基準額	3歳以上児徴収金基準額
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0
第2階層	第1階層及び第4-1階層から第7階層までを除き、前年度分の市町村住民税の額が次の区分に該当する世帯	4,500	4,000
第3階層	市町村民税課税世帯	11,500	10,000
第4-1階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	16,000	12,000
第4-2階層	18,000円以上72,000円未満	25,500	18,000
第5階層	72,000円以上180,000円未満	34,500	29,000
第6階層	180,000円以上459,000円未満	47,000	30,000
第7階層	459,000円以上	51,000	32,000
	計		
		12,582	220

児童の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する世帯で、この表の第2階層に属するものは第1階層にあたるものとみなす。

- (1) 配偶者のいない女子で、現に児童を扶養しているもの世帯及びこれに準ずる世帯
- (2) 次に掲げる児(者)を有する世帯
  - ア 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者
  - イ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の生涯基礎年金等の受給者
  - ウ 生活保護法の要保護の状態にあると認められる世帯等で、当該世帯の申請に基づき、市長が認めたもの

階層区分	各月初日の児童の属する世帯の階層区分 定義	3歳未満児徴収金基準額	3歳児徴収金基準額	4歳以上児徴収金基準額	児童数 (H18.4.1)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0	0
(B)	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯(母子、身障世帯等)	5,000	4,000	4,000	10
B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯( B)以外の世帯)	10,000	8,000	8,000	11
C1	A階層及びD階層を均等割の額のみ(所得割のない世帯)	13,000	10,000	10,000	16
C2	除き前年度分の市町村民税の課税世帯で所得割の額が5,000円未満	15,000	12,000	12,000	11
C3	税の額の区分が次の区分に該当する世帯	17,000	13,000	13,000	11
D1	A階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	19,000	15,000	15,000	3
D2	5,000円以上20,000円未満	20,000	16,000	16,000	6
D3	20,000円以上40,000円未満	21,000	18,000	18,000	15
D4	40,000円以上70,000円未満	23,000	20,000	20,000	35
D5	70,000円以上100,000円未満	25,000	22,000	21,000	28
D6	100,000円以上130,000円未満	28,000	25,000	23,000	13
D7	130,000円以上160,000円未満	30,000	27,000	24,000	12
D8	160,000円以上190,000円未満	32,000	29,000	24,000	16
D9	190,000円以上220,000円未満	35,000	29,000	24,000	5
D10	220,000円以上250,000円未満	38,000	29,000	24,000	1
D11	250,000円以上450,000円未満	38,000	29,000	24,000	20
D12	450,000円以上	38,000	29,000	24,000	7
	計				220

児童の属する世帯の階層が、B世帯と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯の場合は(B)階層とする。

- (1) 配偶者のいない女子で、現に児童を扶養しているもの世帯及びこれに準ずる世帯
- (2) 次に掲げる児(者)を有する世帯
  - ア 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者
  - イ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の生涯基礎年金等の受給者

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	13 チャイルドシート貸出
調整方針	富合地域において、社会福祉協議会の事業として継続する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町名	<p>該当なし</p> <p>市内3警察署内にある地区交通安全協会にて2週間程度の貸付制度あり。</p>	<p>平成12年度よりチャイルドシート貸出し制度を実施。</p> <p>○貸出し対象者 本町に住民登録している町民とし、6歳未満の子供を有する世帯の保護者</p> <p>○貸出し期間及び費用 3カ月以内、無料</p> <p>○保有台数 チャイルドシート 15台 ジュニアシート 30台</p>	<p>富合地域において、社会福祉協議会の事業として継続する。</p>
市 町 別 内 容			

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	14 社会福祉協議会補助金
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町名	<p>社会福祉協議会本部職員31名分に対し人件費補助を行っている。 時間外勤務手当の不足分については、社協の自主財源から充当する。</p> <p>市社協給与規定は市の規定を準用</p> <p>補助額 平成16年度 206,088千円 平成17年度 187,297千円 平成18年度 204,509千円</p>	<p>社会福祉協議会事務職員3名分に対し人件費補助を行っている。 不足分については、社協の運用財産取り崩しにて対応している。</p> <p>町社協給与規定は独自のものを採用（運用は異なるが給与表は町と同一）</p> <p>補助額 平成16年度 10,000千円 平成17年度 7,162千円 平成18年度 9,500千円</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>
市 町 別 内 容			



協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	15 ひとり暮らし高齢者訪問事業
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		
調査	現	況	
市町名	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>一人暮らしの高齢者を訪問し声をかけて、その安否を週1～3回確認し、高齢者の健康維持と福祉の増進を図る。</p> <p>1. 対象者 概ね 65 歳以上の一人暮らし高齢者で、定期的な状況確認をするものがない者。</p> <p>2. 事業の運営 (社) シルバー人材センターへ委託</p> <p>3. 事業内容 ・週 2～3 回訪問し安否の確認 ・行政機関との連絡調整</p> <p>平成 16 年度決算 3,210 千円 367 人 平成 17 年度決算 2,813 千円 315 人 平成 18 年度予算 3,127 千円 207 人</p>	<p>一人暮らし高齢者訪問事業としては実施していないが、国・県の補助事業である地域ネットワーク事業の中のひとつとして実施。</p> <p>1. 対象者 ・ 65 歳以上の一人暮らし高齢者 (対象者 167 人) ・ 民生委員が把握している要援護者 (障害者を含む)</p> <p>2. 事業の運営 地域ネットワーク事業として社会福祉協議会に委託</p> <p>3. 事業内容 民生委員、シルバーヘルパー及び福祉員による安否確認 (週 1 回程度)</p> <p>平成 18 年度予算 1,500 千円 (H18～) 167 人</p>	
		調整の具体的内容	
		合併時に熊本市の例により統合する。	



協議第 3 2 号

清掃事業の取扱いについて（その 1）

清掃事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 30 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

清掃事業の取扱いについて

- 1 浄化槽保守点検業者の登録等手数料については、合併後の更新時に熊本市の例により統合する。
- 2 清掃事業のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
  - ・ 合併処理浄化槽整備事業
  - ・ ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧（清掃事業）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
32		清掃事業の取扱い				
	1	浄化槽保守点検業者の登録等手数料	環境保全部会	第6回		
	2	合併処理浄化槽整備事業	環境保全部会	第6回		
	3	ごみの減量化及び再生利用の普及・啓発	環境保全部会	第6回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：環境保全部会

協議項目	32 清掃事業の取扱い	小項目名	1 浄化槽保守点検業者の登録等手数料
調整方針	合併後の更新時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容																		
	熊 本 市	富 合 町																			
市町名	熊 本 市	富 合 町																			
市町別内容	<p>1 登録業者数 32社 2 登録期間 3年(平成19年4月1日更新)</p> <p>3 保守点検業者の登録手数料等 別添のとおり ※根拠 熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例</p> <p>■浄化槽保守点検業登録手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>熊本市</th> <th>熊本県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄化槽保守点検業者の登録又は登録の更新を受けようとする者</td> <td>1件につき 30,000円</td> <td>1件につき 33,600円</td> </tr> <tr> <td>登録証の再交付を受けようとする者</td> <td>1件につき 500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浄化槽管理士の資格確認証の交付を受けようとする者</td> <td>1件につき 750円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保守点検器具の検査を受けようとする者</td> <td>1件につき 1,500円</td> <td>無 料</td> </tr> <tr> <td>保守点検器具検査済証の再交付を受けようとする者</td> <td>1件につき 800円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	熊本市	熊本県	浄化槽保守点検業者の登録又は登録の更新を受けようとする者	1件につき 30,000円	1件につき 33,600円	登録証の再交付を受けようとする者	1件につき 500円		浄化槽管理士の資格確認証の交付を受けようとする者	1件につき 750円		保守点検器具の検査を受けようとする者	1件につき 1,500円	無 料	保守点検器具検査済証の再交付を受けようとする者	1件につき 800円		<p>1 登録業者(熊本県の登録)※富合町関係業者は6社 2 熊本県の登録期間 3年 ※ 富合町関係業者6社の内、5社は平成19年4月1日更新、1社は平成20年8月1日更新 3 保守点検業者の登録手数料等 別添のとおり ※根拠 熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例</p> <p>合併後の更新時に熊本市の例により統合する。 熊本県知事の登録を受けて富合町の区域において浄化槽保守点検業を営んでいる業者は、合併後は、熊本市長の登録を受けているものとみなす。ただし、その有効期限は、平成22年3月31日までとする。</p>	
区分	熊本市	熊本県																			
浄化槽保守点検業者の登録又は登録の更新を受けようとする者	1件につき 30,000円	1件につき 33,600円																			
登録証の再交付を受けようとする者	1件につき 500円																				
浄化槽管理士の資格確認証の交付を受けようとする者	1件につき 750円																				
保守点検器具の検査を受けようとする者	1件につき 1,500円	無 料																			
保守点検器具検査済証の再交付を受けようとする者	1件につき 800円																				
	<p>■浄化槽保守点検回数(主なもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>浄化槽の型式</th> <th>熊本市</th> <th>熊本県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独浄化槽</td> <td>年12回</td> <td>年3回若しくは4回</td> </tr> <tr> <td>合併浄化槽(20人以下)</td> <td>年6回</td> <td>年3回</td> </tr> <tr> <td>合併浄化槽(21人から50人以下)</td> <td>年6回</td> <td>年4回</td> </tr> <tr> <td>合併浄化槽(51人から200人以下)</td> <td>2週間に1回</td> <td>2週間に1回</td> </tr> <tr> <td>合併浄化槽(201人以上)</td> <td>1週間に1回</td> <td>2週間に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>熊本県は法律に基づいた点検回数を定めているがエアープンプ消毒薬などの状況から必要に応じて点検回数を増やすこととしており、富合町においては熊本市に準じた保守点検回数を実施されている。</p>		浄化槽の型式	熊本市	熊本県	単独浄化槽	年12回	年3回若しくは4回	合併浄化槽(20人以下)	年6回	年3回	合併浄化槽(21人から50人以下)	年6回	年4回	合併浄化槽(51人から200人以下)	2週間に1回	2週間に1回	合併浄化槽(201人以上)	1週間に1回	2週間に1回	
浄化槽の型式	熊本市	熊本県																			
単独浄化槽	年12回	年3回若しくは4回																			
合併浄化槽(20人以下)	年6回	年3回																			
合併浄化槽(21人から50人以下)	年6回	年4回																			
合併浄化槽(51人から200人以下)	2週間に1回	2週間に1回																			
合併浄化槽(201人以上)	1週間に1回	2週間に1回																			

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：環境保全部会

協議項目	3 2 清掃事業の取扱い	小項目名	2 合併処理浄化槽整備事業
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 小型合併処理浄化槽設置費助成                      公共用水域水質汚濁原因の80%以上が生活排水によるものであり、生活排水対策の推進は緊急かつ重要な課題である。そこで、し尿と併せて生活雑排水も処理でき、下水道に比べ安価で同等の水質保全効果のある小型合併処理浄化槽の普及を促進し、公共用水域の水質保全を図るため、下水道認可区域外において、小型合併処理浄化槽を設置する者に対して、社会的便益に相当する分として設置費の4割程度を補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5人槽 342,000円</li> <li>・ 6～7人槽 414,000円</li> <li>・ 8～10人槽 537,000円</li> <li>・ 11～20人槽 939,000円</li> <li>・ 21～30人槽 1,566,000円</li> <li>・ 31～50人槽 2,058,000円 (平成19年4月1日現在)</li> </ul>	<p>1. 小型合併処理浄化槽設置費助成                      事業の目的については、熊本市と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5人槽 354,000円</li> <li>・ 7人槽 411,000円</li> <li>・ 10人槽 519,000円</li> </ul>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>
	<p>※根拠 浄化槽法 第51条                      熊本市小型合併処理浄化槽設置補助金交付要綱</p> <p>平成16年度決算 106,092千円(268基)                      平成17年度決算 89,946千円(229基)                      平成18年度予算 90,000千円(220基予定)</p>	<p>※根拠 浄化槽法 第51条                      富合町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱</p> <p>平成16年度決算 0円(0基)                      平成17年度決算 0円(0基)                      平成18年度予算 0円(0基)</p> <p>※平成14年度以降、補助金交付は行っていない。</p>	

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：環境保全部会

協議項目	3 2 清掃事業の取扱い	小項目名	3 ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発 ①
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1. 再生資源集団回収助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙 1kgあたり 6円</li> <li>・古着 1kgあたり 4円</li> <li>・アルミ缶 1kgあたり 4円</li> <li>・びん類 1kgあたり 4円</li> </ul> <p>※回収品目の拡大予定</p> <p>平成16年度決算 34,276千円 (延べ989団体)</p> <p>平成17年度決算 38,610千円 (延べ1,031団体)</p> <p>平成18年度予算 38,000千円 (延べ1,057団体)</p>	<p>1. 資源ごみ回収活動助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙 1kgあたり 4円</li> <li>・布類 1kgあたり 4円</li> <li>・空き缶 (アルミ) 1kgあたり 4円</li> <li>・空きびん (生き瓶) 1本あたり 2円</li> </ul> <p>※事業者が資源物を逆有償で引き取った場合は、事業者に支払った金額を町が補償する。</p> <p>平成16年度決算 456千円</p> <p>平成17年度決算 404千円</p> <p>平成18年度予算 500千円</p>	合併時に熊本市の例により統合する。
	<p>2. 生ごみ堆肥化容器助成 購入費の1/2助成 (上限3,000円)</p> <p>平成16年度決算 533千円 (354基)</p> <p>平成17年度決算 500千円 (364基)</p> <p>平成18年度予算 500千円 (323基)</p>		2. 該当なし
	<p>3. 家庭用生ごみ処理機助成 購入費の1/2助成 (上限20,000円)</p> <p>平成16年度決算 7,447千円 (375基)</p> <p>平成17年度決算 10,483千円 (525基)</p> <p>平成18年度予算 10,500千円 (525基)</p>		3. 該当なし

次頁へ続く

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：環境保全部会

協議項目	3 2 清掃事業の取扱い	小項目名	3 ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発 ②
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>4. 減量化推進員制度 「熊本市減量化推進員設置要綱」に基づき、市と市民が一体となった地域活動を展開することにより、ごみ減量化及び環境美化の推進を図るため、町内自治会が減量化推進員を選任し、市に登録する。市は清掃用具の貸与や研修等によりその活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・727 町内のうち 589 町内が登録（2 月末現在）</li> <li>・H18 減量化推進員見込み数：620 人</li> </ul> <p>平成 16 年度決算 967 千円 平成 17 年度決算 1,914 千円 平成 18 年度予算 1,863 千円</p> <p>5. リサイクル情報プラザ 市民にリサイクルに関する情報提供等の意識啓発を行うことにより、リサイクルとごみ減量を推進し、環境の保全を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルの体験学習、講座、研修会の開催、不用品の展示及び斡旋（公開抽選）</li> <li>・年間約 3 万人来館</li> </ul> <p>平成 16 年度決算 22,749 千円 平成 17 年度決算 22,819 千円 平成 18 年度予算 24,065 千円</p>	<p>4. 該当なし</p> <p>5. 該当なし</p>	



## 協議第 3 4 号

### 農林水産関係事業の取扱いについて（その 4）

農林水産関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 30 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

#### 農林水産関係事業の取扱いについて

- 1 水田農業推進協議会負担金及び水田農業推進費については、平成 21 年度までは現状のままとし、その後の取扱いについては、関係機関と協議を行い調整する。
- 2 農業用廃プラ類処理対策協議会補助金については、合併後 5 年間は現状のまま継続する。  
その間、関係機関との調整を図る。
- 3 認定農業者協議会については、合併後 5 年間は現状のまま継続し、その間、関係機関と調整を図る。  
その後、熊本市へ統合する。
- 4 認定農業者協議会補助金については、合併後 5 年間は現状のまま継続し、その間、関係機関と調整を図る。  
その後、熊本市の例により統合する。
- 5 営農連絡協議会については、当分の間、存続する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
34		農林水産関係事業の取扱い				
	1	農業地域交流促進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	農業地域活性化支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	地産地消の推進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	経営体育成支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	5	農業・農村男女共同参画経費	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	6	(特)農業金融支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	7	農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	8	市民と農業のふれあい促進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	9	生産体制強化施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	10	流通施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	11	畜産施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	12	流通対策事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	13	農業振興地域整備計画変更	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	14	農業振興地域整備促進協議会	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	15	農業構造改善事業補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	16	農業生活研究グループ連絡協議会補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	富合町のみ
	17	農産物新品种導入補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	富合町のみ
	18	酪農ヘルパー補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	富合町のみ
	19	生産体制強化対策事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	20	畜産振興事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	21	基盤整備事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	22	単県土地改良事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	23	農業用施設災害復旧工事	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	24	農業委員会あっせん基準	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	25	農業委員会諸証明手数料	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	26	農区長制度	経済振興部会	第4回	第5回 継続	熊本市のみ
	27	土地改良事業等補助金	経済振興部会	第5回		
	28	産業祭負担金	経済振興部会	第5回		
	29	水田農業推進協議会負担金	経済振興部会	第6回		富合町のみ
	30	水田農業推進費	経済振興部会	第6回		富合町のみ
	31	農業用廃プラ類処理対策補助金	経済振興部会	第6回		富合町のみ
	32	認定農業者協議会	経済振興部会	第6回		
	33	認定農業者協議会補助金	経済振興部会	第6回		
	34	営農連絡協議会	経済振興部会	第6回		富合町のみ

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	2 9 水田農業推進協議会負担金
調整方針	平成21年度までは現状のままとし、その後の取扱いについては、関係機関と協議を行い調整する		

市町別内容	現 況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>熊本地域水田農業推進協議会</p> <p>1. 目的 国および県の総合農政の方向に対処し、本市農政の検討および調整を行い、農業の発展と農業所得の向上を図る。</p> <p>2. 会長 JA熊本市 代表理事組 横田 健</p> <p>3. 人員 委員 4 3人 監事 2人</p> <p>4. 構成 各大区長（3 4 農区）、農業委員代表、農業共済代表、土地改良区代表、担い手代表、消費者代表、全集系代表</p> <p>5. 負担金額 該当なし</p>	<p>城南・富合水田農業推進協議会</p> <p>1. 目的 国および県の総合農政の方向に対処し、本町農政の検討および調整を行い、農業の発展と農業所得の向上を図る。</p> <p>2. 会長 JA熊本うき 筆頭理事 安永 信哉</p> <p>3. 人員 2 0名 内議会 2名</p> <p>4. 構成 各町長・各町議会経済建設常任委員長、各町農業委員代表、JA各支所転作推進員代表、各町嘱託員代表、ライスセンター運営協議会代表、下北各部会代表、食糧事務所地域課長</p> <p>5. 負担金額（町単独予算） 平成16年度決算額 8 3. 6万円 （富合町83. 6万円 城南町106. 4万円 JA 190. 0万円） 平成17年度決算額 7 9. 2万円 （富合町79. 2万円 城南町100. 8万円 JA 180. 0万円） 平成18年度予算額 7 4. 8万円 （富合町74. 8万円 城南町 95. 2万円 JA 170. 0万円）</p> <p>6. 内訳（平成18年度分） 報酬 1 3万円 賃金（臨時2名） 2 4 0万円 会議費 8 0万円 研修費 5 万円 需要費 2 万円</p> <p>7. 雇用体系 JA下北営農センター常駐</p>	<p>平成19年度から平成21年度までの間は、それぞれの協議会で、地域水田農業ビジョンを策定し、進行管理を行っているため、平成21年度までは現状のままとする。その後の取扱いについては、関係機関と協議を行い調整する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	34 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	30 水田農業推進費
調整方針	平成21年度までは現状のままとし、その後の取扱いについては、関係機関と協議を行い調整する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	該当なし	<p>1. 目的 転作を推進した地区（行政区）に対して、推進費の事務的費用を交付する。</p> <p>2. 交付額（町単独予算）            平成16年度決算 1,510千円            平成17年度決算 1,161千円            平成18年度予算 961千円</p> <p>3. 補助率 平等割十面積割</p>	平成21年度までは現状のままとし、その後の取扱いについては、関係機関と協議を行い調整する。

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	3 1 農業用廃プラ類処理対策協議会補助金
調整方針	合併後5年間は現状のまま継続する その間、関係機関との調整を図る		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>熊本市農業用廃プラスチック類処理対策協議会</p> <p>1. 目的 協議会は農業用廃プラの処理について資源の有効利用を図るためリサイクルを基本とした再生処理を目標に、農家の意識向上・適正処理への誘導を図り、農業における環境への負荷を軽減した取り組みが行われるよう推進する。</p> <p>2. 会長 熊本市農協園芸部会 部長 藤本照義</p> <p>3. 人員 9名</p> <p>4. 構成 熊本県熊本農政事務所農業振興課 " 農業普及指導課 熊本市生産流通課 熊本市農業協同組合 熊本県経済連園芸資材課 熊本県農業用フィルム商業会 JA 熊本市園芸・果樹・普通作・花卉部会</p> <p>5. 補助金額 該当なし</p>	<p>城南・富合農産廃プラ処理対策協議会</p> <p>1. 目的 農業用廃プラスチック類の適正な処理を推進し、これらの放置によって生じる諸種の弊害を防止し、生活環境の美化に資する。</p> <p>2. 会長 熊本うき農業協同組合 筆頭理事 安永 信哉</p> <p>3. 人員 29名</p> <p>4. 構成 両町長 両町経済課長 JA 各支所長 営農センター長 8野菜部会会長 JA 各支所園芸部会長</p> <p>5. 補助金額 平成16年度決算 250千円 平成17年度決算 250千円 平成18年度予算 250千円</p> <p>6. 補助率 城南町・富合町各25万円 JA60万円 (平成18年度農業者負担10a当たり4,000円)</p>	<p>合併後5年間は現状のまま継続する。 その間、関係機関との調整を図る。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	3 2 認定農業者協議会
調整方針	合併後5年間は現状のまま継続し、その間、関係機関と調整を図る その後、熊本市へ統合する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>熊本市認定農業者協議会</p> <p>1 目 的 熊本市認定農業者と熊本市担い手育成支援協議会との連携を強化するとともに、認定農業者相互の交流を促進することにより、認定農業者個々の農業経営の改善と農業の活性化に資することを目的とする。</p> <p>2 会長 上村 恒治</p> <p>3 認定農業者数 827名</p>	<p>富合町認定農業者連絡会</p> <p>1 目 的 将来にわたり、魅力ある農業及び効率的かつ安定した農業経営を目指し、会員相互の連携と親睦を図りながら、自己啓発による資質の向上や経営発展に努めるとともに、地域農業の発展と豊かで活力ある町づくりに寄与する。</p> <p>2 会長 本田 慶信</p> <p>3 会員 75名</p> <p>4 部会 普通作部会 メロン部会 キュウリ部会 イチゴ部会 ナス部会 花き部会 女性部会</p>	<p>合併後5年間は現状のまま継続し、その間、関係機関と調整を図る。 その後、熊本市へ統合する。</p>

## 熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	3 3 認定農業者協議会補助金
調整方針	合併後5年間は現状のまま継続し、その間、関係機関と調整を図るその後、熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>認定農業者協議会負担金</p> <p>1 目的 認定農業者間の相互研鑽を深めるとともに、関係機関が連携強化を図り、情報提供・収集の迅速化を行うとともに、経営改善計画の履行のためのフォローアップを行う。</p> <p>2 対象 熊本市認定農業者協議会</p> <p>3 交付額 平成18年度予算額 700千円</p>	<p>富合町認定農業者連絡会</p> <p>1 目的 魅力ある農業及び効率的かつ安定した農業経営を目指し、会員相互の連携と親睦を図りながら、自己啓発による資質の向上や経営発展に努めるとともに、地域農業の発展と豊かで活力のある町づくりに参加することに対して補助金を交付する。</p> <p>2 対象 富合町認定農業者連絡会</p> <p>3 交付額 平成18年度交付額 270,750円</p>	<p>合併後5年間は現状のまま継続し、その間、関係機関と調整を図る。 その後、熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	34 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	34 営農連絡協議会
調整方針	当分の間、存続する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	該当なし	<p>城南・富合営農連絡協議会</p> <p>1. 目的 富合・城南町地域の農業関係機関の職員が研修や会議等を行うことで、指導体制の強化や連絡調整を図ることにより農業の発展に寄与する。</p> <p>2. 構成（15名程度） JA下北営農センター職員 富合町産業振興課職員 城南町農政課職員 （宇城普及センター職員） （宇城農業共済職員）</p> <p>予算 なし</p>	当分の間、存続する。



協議第37号

都市計画の取扱いについて（その2）

都市計画の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月30日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市計画の取扱いについて

都市計画の取扱いのうち下記の事業については、合併時に合併特例区  
の事業として継続する。

- ・ 車両基地建設に伴う受託事業

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧（都市計画）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
37		都市計画の取扱い				
	1	都市計画区域	建設部会	第5回		
	2	都市計画区域区分	建設部会	第5回		
	3	車両基地建設に伴う受託事業	建設部会	第6回		

協議項目	3 7 都市計画の取扱い	小項目名	3 車両基地建設に伴う受託事業
調整方針	合併時に合併特例区の事業として継続する		
調査 市町名	現 況		
	熊 本 市	富 合 町	
	なし	<p>[車両基地建設に伴う受託事業]</p> <p>1. 平成17年度事業実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両基地建設に伴う排水対策 事業内容：排水路整備、3t 仮設ポンプ設置 委託料・・・・・・・・111,676,835 円 工事請負費・・・・・・・・455,061,045 円 公有財産購入費・・・・60,780,000 円 合計・・・・・・・・627,517,880 円</li> </ul> <p>2. 平成18年度事業実績額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両基地建設に伴う排水対策 事業内容：排水路整備、8t 本設ポンプ設置 揚水機場設置 委託料・・・・・・・・39,331,050 円 工事請負費・・・・・・・・923,467,304 円 公有財産購入費・・・・9,557,588 円 合計・・・・・・・・972,355,942 円</li> <li>・車両基地建設に伴う道路付替 事業内容：アセス道路整備 委託料・・・・・・・・22,991,246 円 工事請負費・・・・・・・・0 円 合計・・・・・・・・22,991,246 円 総計・・・・・・・・995,347,188 円</li> </ul> <p>3. 平成19年度以降の受託事業概算工事費 2,770,000,000 円（平成21年度頃に完了予定）</p>	
市町別内容			
	調整の具体的内容		
	合併時に合併特例区の事業として継続する。		



協議第 17 号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 30 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

公共的団体等の取扱いについて

新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配慮しながら公共的団体等の統合に努める。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧 (公共的団体等)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
17		公共的団体等の取扱い				
	1	公共的団体等	全部会	第6回		

協議項目	17 公共的団体等の取扱い	小項目名	1 公共的団体等
調整方針	新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配慮しながら統合に努める		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町名	これまでの「項目別調整内容」に掲載	これまでの「項目別調整内容」に掲載	合併後における新市の一体性の確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、協議し、統合するよう調整する。
市町別内容			

公共的団体等

協議番号	枝番	状況	熊本市	富合町	備考
31	14	提案中	社会福祉協議会	社会福祉協議会	合併時に統合
34	2	承認	農とびあ協議会	—	継続
34	14	承認	熊本市農政推進協議会	農業振興地域整備促進協議会	3年を目途に統合
34	32	提案中	熊本市認定農業者協議会	富合町認定農業者連絡会	3年以内に統合
34	34	提案中	—	城南・富合営農連絡協議会	当分の間、現行を継続
35	12	承認	熊本商工会議所他5商工会	富合町商工会	存続
40	14	承認	熊本市青少年健全育成連絡協議会	富合町青少年育成町民会議	合併時に統合
40	25	提案中	熊本市体育協会	富合町体育協会	特例区・その後統合
40	26	提案中	—	富合町文化協会	特例区の間、現状維持
40	29	提案中	熊本市PTA協議会	富合町PTA連合会	特例区・随時調整を図る
40	29	提案中	熊本市子ども会育成協議会	富合町子ども会連絡協議会	特例区・随時調整を図る
40	29	提案中	熊本市地域婦人会連絡協議会	富合町婦人会連絡協議会	特例区・随時調整を図る
42	1	承認	熊本市校区防犯協会	富合町防犯協会	校区防犯協会として統合



協議第18号

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月30日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

補助金・交付金等の取扱いについて

両市町で同一または同種の補助金等については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、富合町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧 (補助金・交付金等)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
18		補助金・交付金等の取扱い				
	1	補助金・交付金等	全部会	第6回		

作業部会名：全部会

協議項目	18 補助金・交付金等の取扱い	小項目名	1 補助金・交付金等
調整方針	両市町で同一または同種の補助金等については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。ただし、富合町独自の補助金等については、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>これまでの「項目別調整内容」に掲載</p>	<p>これまでの「項目別調整内容」に掲載</p>	<p>両市町で同一または同種の補助金等については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。ただし、富合町独自の補助金等については、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。</p>

協議番号	枝番	状況	熊本市	富合町	備考
27	2	提案中	消防防災施設等補助金	消防防災施設等補助金	合併時に統合
28	2	承認	—	交通安全協会支部連合会補助金	合併時に廃止
31	14	提案中	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会補助金	合併時に統合
32	14	提案中	小型合併処理浄化槽設置補助金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併時に統合
32	3	提案中	再生資源集団回収助成金	資源ごみ回収活動助成金	合併時に統合
32	3	提案中	生ごみ堆肥化容器購入費助成金	—	継続
32	3	提案中	家庭用生ごみ処理機購入費助成金	—	継続
33	1	承認	太陽熱温水器設置費補助	—	継続
33	3	承認	家庭の森づくり補助金	—	継続
33	3	承認	事業所の森づくり補助金	—	継続
33	3	承認	緑の街並みづくり補助金	—	継続
33	4	承認	ビニールハウス雨水浸透施設設置補助金	—	継続
33	5	承認	雨水貯留施設補助金	—	継続
34	2	承認	農とぴあ事業補助金	—	継続
34	7	承認	農用地有効利用促進助成	—	継続
34	8	承認	植木市振興事業補助金	—	継続
34	8	承認	農産物フェア開催補助金	—	継続
34	9	承認	生産体制強化施設整備事業補助金	—	継続
34	10	承認	流通施設整備事業補助金	—	継続
34	11	承認	畜産施設整備事業補助金	—	継続
34	12	承認	野菜価格安定対策事業補助金	—	継続
34	15	承認	—	農業構造改善事業補助金	継続(H21° まで)
34	16	承認	—	農業生活研究グループ連絡協議会補助金	合併時に廃止
34	17	承認	—	農産物新品種導入補助金	3年後に廃止
34	18	承認	—	酪農ヘルパー補助金	3年後に廃止
34	27	提案中	一般土地改良事業補助金	産業振興共同事業補助金	合併時に統合
34	27	提案中	—	土地改良事業運営費補助	継続(H25° まで)
34	28	提案中	—	産業祭負担金	特例区の間、現状維持
34	29	提案中	—	水田農業推進協議会負担金	継続(H21° まで)その後調整
34	30	提案中	—	水田農業費補助金	継続(H21° まで)その後調整
34	31	提案中	—	農業用廃プラ類処理対策協議会補助金	合併後5年間現状を継続
34	33	提案中	認定農業者補助金	認定農業者連絡会補助金	合併後5年間現状を継続 その後熊本市の例により 統合
35	1	承認	大学連携型企業化支援	—	継続
35	2	承認	企業化支援及び新製品・新技術研究開発助成	—	継続
35	3	承認	障害者・母子家庭の母雇用奨励金	—	継続
35	5	承認	商店街共同施設電気料助成	—	継続
35	5	承認	商店街ふれあい空間開設事業	—	継続
35	6	承認	製造業見本市出展支援事業補助金	—	継続
35	6	承認	中小企業振興助成条例に基づく補助	—	継続
35	7	承認	中小企業派遣研修助成	—	継続
35	8	承認	火の国まつり振興会補助金	—	継続
35	11	承認	企業立地促進条例に基づく助成	—	継続
35	12	承認	商工会補助金	富合町商工会補助金	継続
35	17	提案中	—	ふるさと祭事業補助金	特例区の間、現状維持

協議番号	枝番	状況	熊本市	富合町	備考
36	2	承認	—	富合町里道改良共同事業補助金	合併時に廃止
39	3	提案中	—	富合町環境衛生施設整備補助金	合併時に廃止
40	1	承認	就学支援(修学旅行特別支援)補助金	—	継続
40	3	承認	青少年活動支援補助金	—	継続
40	8	承認	各種大会(開催)補助金	—	継続
40	11	承認	地域公民館補助金	富合町地域公民館補助金	合併時に統合
40	25	提案中	熊本市体育協会補助金	富合町体育協会補助金	特例区・その後統合
40	26	提案中	—	富合町文化協会補助金	特例区の間、現状維持
40	30	提案中	熊本市PTA連合会補助金	富合町PTA連合協議会補助金	5年間、現状維持 団体毎の調整で一本化
40	30	提案中	熊本市子ども会育成協議会補助金	富合町子ども会連絡協議会補助金	5年間、現状維持 団体毎の調整で一本化
40	30	提案中	熊本市地域婦人会連絡協議会補助金	富合町婦人会補助金	5年間、現状維持 団体毎の調整で一本化
40	30	提案中	熊本市地域公民館連絡協議会補助金	—	継続
40	30	提案中	ボーイスカウト熊本市地区連絡協議会補助金	—	継続
40	30	提案中	ガールスカウト日本連盟熊本市連絡会補助金	—	継続
40	30	提案中	熊本市青年団体連絡協議会補助金	—	継続
40	30	提案中	熊本市青年団協議会補助金	—	継続
40	30	提案中	熊本市幼稚園後援会連絡協議会補助金	—	継続
40	30	提案中	—	家庭教育学級補助金	5年間、現状維持
40	14	承認	青少年健全育成連絡協議会運営費補助金	青少年育成町民会議補助金	合併時に統合
40	14	承認	校区青少年健全育成協議会運営費補助金	—	継続
40	15	承認	中学生地域交流推進事業助成金	—	継続
42	1	承認	熊本市防犯協会補助金	宇城地区防犯協会協会連合会負担金	合併時に廃止。警察署管 轄区域で要検討
42	2	承認	防犯灯補助金	—	合併時に統合
42	3	提案中	町内自治振興補助金	—	自治会移行後に統合
42	3	提案中	校区自治協議会運営補助金	—	自治会移行後に統合
42	5	提案中	—	マイク放送施設補助金	町内自治会移行時まで継 続。その後は新市で検討